

事例コード | 199501

1995 年（平成 7 年） 阪神・淡路大震災

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

阪神・淡路大震災は、平成7年1月17日（火）5時46分に発生し、震源地は淡路島北部（北緯34度36分 東経135度03分）、震源の深さは約14kmで、規模はマグニチュード7.3と推定されている。

①発生日時

平成7年1月17日（火）5時46分

②震源地

淡路島北部（北緯34度36分 東経135度03分）

③震源の深さ：約14km

④規模：マグニチュード7.3

⑤各市町村の最大震度（震度6以上）

震度7：神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、北淡町、一宮町、津名町の一部

震度6：神戸、洲本

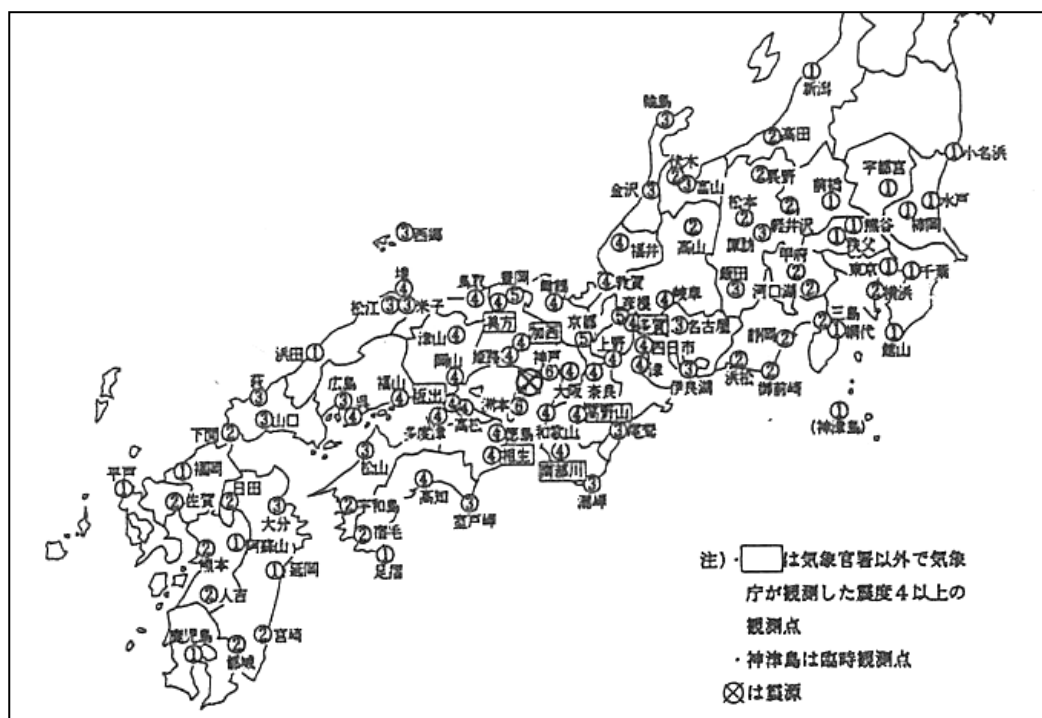


図1 阪神・淡路大震災の震度分布図

(出典) 総理府阪神・淡路復興対策本部事務局「阪神・淡路大震災復興誌」平成12年2月23日。

⑥被害状況

阪神・淡路大震災による被害は、死者・行方不明者のほか、住宅や事業所等の建築物や高速道路、鉄道、港湾、ライフライン等、多岐にわたっており、総被害額は約10兆円に上っている。

この地震の主な被害状況（人的被害・住宅被害）は下表のとおりである。とくに神戸市内の長田区など老朽木造住宅密集市街地での建物の倒壊と火災の被害が激しく、また、避難生活者も約31.7万人に上った。

表1 阪神・淡路大震災の主な被害状況（兵庫県内、災害救助法適用市）

	死者 [人 (%)]	住宅被害 (棟)		
		全壊	半壊	計
神戸市	4,564 (71.29)	61,800	51,125	112,925
尼崎市	49 (0.77)	5,688	36,002	41,690
西宮市	1,126 (17.59)	20,667	14,597	35,264
芦屋市	443 (6.92)	3,915	3,571	7,486
伊丹市	22 (0.34)	1,395	7,499	8,894
宝塚市	117 (1.83)	3,559	9,313	12,872
川西市	4 (0.06)	554	2,728	3,282
明石市	11 (0.17)	2,941	6,673	9,614
加古川市	2 (0.03)	0	13	13
三木市	1 (0.02)	25	94	119
高砂市	1 (0.02)	0	1	1
洲本市	4 (0.06)	203	932	1,135
淡路市 ^(注)	58 (0.91)	3,076	3,976	7,052
計	6,402 (100.00)	103,823	136,524	240,347

(出典) 兵庫県「阪神・淡路大震災の死者にかかる調査について」(平成17年12月22日記者発表)。兵庫県「阪神・淡路大震災の市町被害数値」(平成18年5月19日消防庁確定)。

(注) 平成17年4月1日に合併したことによる。

(2) 災害後の主な経過（兵庫県の取組状況）

- ・地震後の応急対策について、兵庫県は、地震発生直後の1月17日午前7時に「兵庫県南部地震災害対策本部」を設置し、実施した。
- ・また、復旧・復興対策については、3月15日に「阪神・淡路大震災復興本部」を設置し、3月30日に都市再生戦略策定懇話会による「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン」を受け、7月31日に兵庫県「阪神・淡路震災復興計画」（ひょうごフェニックス計画）を策定した。

表2 災害後の主な経過（兵庫県の取組状況）

年	月日	項目
平成7年	1月17日	兵庫県南部地震発生
		兵庫県「兵庫県南部地震災害対策本部」設置
		災害救助法適用決定（神戸市、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、以上、17日付で適用）
	1月18日	兵庫県「兵庫県南部地震災害対策総合本部」改組
	1月30日	兵庫県「兵庫県南部震災復興本部」設定
	2月6日	り災証明書発行、義援金（第1次配分）交付開始
	3月15日	兵庫県「阪神・淡路大震災復興本部」設置
		兵庫県「阪神・淡路大震災兵庫県災害対策本部」改組
	3月30日	都市再生戦略策定懇話会「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン」を兵庫県に提言
	4月3日	(財)阪神・淡路大震災復興基金設立
	7月3日	阪神・淡路大震災復興基金事業受付開始
	7月17日	兵庫県「被災者復興支援会議」設置
	7月31日	兵庫県「阪神・淡路震災復興計画」（ひょうごフェニックス計画）を策定
	8月20日	災害救助法に基づく避難所を解消、待機所開設（21日）
12月25日	(財)阪神・淡路産業復興推進機構設立	

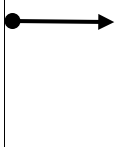

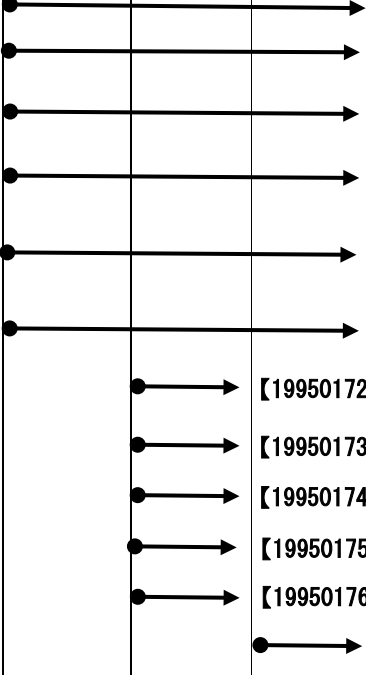
【参考文献】

- 1) 総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』平成12年2月23日。
- 2) 兵庫県『阪神・淡路大震災－兵庫県の1年の記録』平成8年6月。
- 3) 兵庫県『阪神・淡路大震災の死者にかかる調査について』（平成17年12月22日記者発表）。
- 4) 兵庫県『阪神・淡路大震災の市町被害数値』（平成18年5月19日消防庁確定）。
- 5) 兵庫県『伝える－阪神・淡路大震災の教訓－』平成21年3月22日。

2. 災害復興施策事例の索引表

199501	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期				
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置								
施策1：被災状況等の把握	●	→	【19950101, p116】					
施策2：がれき等の処理		●	→	【19950102, p116】				
		●	→	【19950103, p116】				
		●	→	【19950104, p117】				
1.2 計画的復興への条件整備								
施策1：復興体制の整備		●	→	【19950105, p117】				
施策2：復興計画の作成		●	→	【19950106, p120】				
施策3：広報・相談対応の実施		●	→	【19950107, p121】				
		●	→	【19950108, p122】				
		●	→	【19950109, p122】				
		●	→	【19950110, p122】				
		●	→	【19950111, p122】				
		●	→	【19950112, p122】				
		●	→	●	→	【19950113, p123】		
	●	→	●	→	【19950114, p123】			
施策4：金融・財政面の措置		●	→	【19950115, p123】	●	→		
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建								
施策1：緊急の住宅確保		●	→	【19950116, p124】				
		●	→	【19950117, p124】				
		●	→	【19950118, p125】				
		●	→	【19950119, p125】				
		●	→	●	→	【19950120, p125】		
				●	→	●	→	【19950121, p126】
				●	→	【19950122, p127】		
				●	→	【19950123, p127】		
			●	→	【19950124, p127】			
			●	→	【19950125, p128】			
			●	→	【19950126, p128】			

199501	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)		本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期		
施策1：緊急の住宅確保				<p>● → 【19950127, p128】</p> <p>● → 【19950128, p128】</p> <p>● → 【19950129, p129】</p> <p>● → 【19950130, p129】</p> <p>● → 【19950131, p129】</p> <p>● → 【19950132, p129】</p> <p>● → 【19950133, p129】</p>			
	施策2：恒久住宅の供給・再建		<p>● → 【19950135, p130】</p> <p>● → 【19950136, p130】</p> <p>● → 【19950137, p131】</p> <p>● → 【19950138, p131】</p> <p>● → 【19950139, p131】</p> <p>● → 【19950140, p133】</p> <p>● → 【19950141, p133】</p> <p>● → 【19950142, p133】</p> <p>● → 【19950143, p133】</p> <p>● → 【19950144, p134】</p> <p>● → 【19950145, p134】</p> <p>● → 【19950154, p136】</p> <p>● → 【19950155, p136】</p> <p>● → 【19950156, p136】</p> <p>● → 【19950157, p137】</p>		<p>● → 【19950134, p129】</p> <p>● → 【19950146, p134】</p> <p>● → 【19950147, p134】</p> <p>● → 【19950148, p134】</p> <p>● → 【19950149, p135】</p> <p>● → 【19950150, p135】</p> <p>● → 【19950151, p135】</p> <p>● → 【19950152, p136】</p> <p>● → 【19950153, p136】</p>		

199501	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
施策3：雇用の維持・確保			<p>【19950158, p137】</p> <p>【19950159, p137】</p> <p>【19950160, p138】</p>	
施策4：被災者への経済的支援			<p>【19950161, p138】</p> <p>【19950162, p138】</p> <p>【19950163, p138】</p> <p>【19950164, p139】</p> <p>【19950165, p139】</p>	
施策5：公的サービス等の回復			<p>【19950166, p139】</p> <p>【19950167, p140】</p> <p>【19950168, p140】</p> <p>【19950169, p140】</p> <p>【19950170, p140】</p> <p>【19950171, p140】</p> <p>【19950172, p141】</p> <p>【19950173, p141】</p> <p>【19950174, p141】</p> <p>【19950175, p141】</p> <p>【19950176, p142】</p> <p>【19950177, p142】</p> <p>【19950178, p142】</p>	

199501	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧				
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備		● →	【19950179, p142】 【19950180, p142】	● →
施策3：都市基盤施設の復興	● →		【19950181, p144】	● →
	● →		【19950182, p144】 【19950183, p144】	● →
	● →		【19950184, p144】	● →
	● →		【19950185, p144】	● →
	● →		【19950186, p145】	● →
	● →		【19950187, p145】	● →
	● →			● →
施策4：文化の再生		● →	【19950188, p145】	● →
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談	● →		【19950189, p145】 ● → 【19950190, p146】	● →
施策2：中小企業の再建		● →	【19950192, p148】	● → 【19950191, p146】
施策3：農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

【19950101】被災ビルのアスベスト使用状況調査（神戸市）

- ・発災後、神戸市には全国から無数の解体業者が集まってきており、その全てに対策を周知徹底するのは不可能と考えられたことから、アスベスト使用建築物を確認し、所有者及び請負業者に警告を発する必要がある。
- ・このため、神戸市では、環境庁の支援と日本石綿工業会加盟各社の協力を得て、3月に市内全ての半壊・全壊ビル（1,224棟）の調査を実施した。その結果、40のビルについてほぼ確実にアスベストが使用されていることが確認されたが、その他、建築年代や構造から使用可能性が大きいと確定はできないものが104棟もあり、さらに追跡調査（6月・11月に実施）が必要となった。
- ・調査の結果、アスベスト使用の可能性があったビルについてその持ち主に対し、指導警告文書を送付した。

【19950102】がれき処理の概要（国・地方公共団体）

○経緯

- ・阪神・淡路大震災では、国は個人や中小企業の損壊建物等の解体について、特例的に廃棄物処理法（廃棄物の処理および清掃に関する法律）の災害廃棄物処理事業として所有者の承諾のもとに市町村の事業として行い、公費負担（国庫補助1/2）の対象とした。
- ・公費負担の決定を受け、1月29日から、倒壊家屋等の処理の受付が開始され、翌30日には一万件に達した。
- ・これらががれきの処理を円滑に進めるため、2月3日には4省庁連絡会議（厚生・運輸・建設・警察）・国・県・市町の関係機関、各鉄道会社、その他関係団体により構成された「災害廃棄物処理推進協議会」が発足し、搬送ルートから適正な処分までの具体的な処理計画の策定が検討された。
- ・2月28日には、復興委員会（国の復興対策本部の諮問委員会）から、がれき等の撤去・倒壊家屋の処理に関する提言（8項目）が発表され、収集されたコンクリート等は、破碎処理した上で港湾整備事業・埋め立て事業に資材として活用することが明記された。そして4月14日に、「兵庫県災害廃棄物処理計画」が策定された。最終処分場として、1月19日には阪神間の不燃物がフェニックス埋立地で処分されることが決定すると同時に、企業庁生穂地区埋立地への受け入れを要請した。その結果、1月24日より尼崎市、伊丹市、芦屋市からのフェニックス埋立地への搬入が開始され、同26日より一宮町、東浦町、西淡町のがれき搬入が開始している。2月24日には、兵庫県は、解体した廃棄物の仮置き場のための用地として、被災地全体で46箇所、合計面積125万㎡を確保している。

○がれき処理への取り組み

- ・神戸市では、被災地全体での災害廃棄物の約半数を占めることから、解体作業に取り組むまでに時間を要し、3月に入ってからようやく解体作業が進みだしたが、リサイクル処分の必要から膨大な手作業を必要とする分別作業が伴ったため、仮置場が完全にパンクし、神戸市及び阪神間では、非常手段として野焼きが行われた。
- ・兵庫県では公共の土地や未竣工又は未利用の海面埋立地が多くあったため、最大時で55箇所129万㎡に及ぶ仮置場を確保することができた。伊丹市や川西市等の内陸部にある市では、自区域内に大規模な仮置場を設置することができなかつたため、規模の小さい仮置場を数ヶ所分散設置することにより対応した。
- ・仮置場は、主に公園等の公共用地や開発予定の未利用地に設置されるが、公共用地は避難場所や仮設住宅地等の人的な対策に優先的に使用されるため、仮置場として確保できる場所は限られていた。そのため、一部の自治体では民間の用地も一部借用し、仮置場として利用した。
- ・宝塚市では河川敷の公園を仮置場として利用したが、洪水時の対応など防災上の問題もあることから、7月で受け入れを終了した。
- ・仮置場の用地は、基本的には各市町が独自に調整し確保に当たった。しかし、淡路島では新たな仮置場を確保する際に、県（淡路県民局）が直接調整を行い仮置場を確保した。

【19950103】アスベスト使用建物の解体（兵庫県）

- ・兵庫県では、倒壊家屋等の解体・撤去工事における粉じん・アスベストの飛散が問題となったため、1月31日以降、解体事業を実施する市町及び県建設業協会等の建設業関係団体に対し、1)解体工事現場で散水やシートでカバーすること、2)解体工事前に吹付けアスベストを除去すること、3)アスベストの除去及び処分作業は関係法令に基づくこと等を通知した。
- ・さらに、4)吹き付けアスベスト使用建築物の事前確認。5)工事着手前の現地調査等の実施及び結

果報告。6) 工事におけるアスベスト飛散防止対策の実施。7) 工事完了後の報告を通知し、アスベスト飛散防止対策を一層徹底した。

- ・また、粉じん等による住民の健康への影響を防止するため、市町を通じ避難所等を中心にマスクを配布した。

【19950104】アスベスト使用建物解体の公費負担

- ・解体工事におけるアスベスト対策費用は極めて高額であり、時には、総解体工事費の半分以上となることもある。このため、公費解体にアスベスト対策費用含むことを決定する前の段階では、費用負担の問題から所有者及び業者への指導は困難をきわめた。
- ・アスベスト対策費用の公費負担については、有害廃棄物の適正処理の観点から、国の補助が受けられることとなった。
- ・しかし、公費負担の決定後は、一部の悪徳業者による手抜き工事が横行し、その指導もまた困難であった。

【19950105】復旧・復興体制の構築（兵庫県）

- ・政府は、1月17日に災害対策基本法に基づく「非常災害対策本部」を設置し、2月15日に、長期的な復興対策への国の支援策を審議する機関として「阪神・淡路復興委員会」を設置し、2月24日には、同委員会からの提言等を実行する組織として内閣総理大臣を本部長とする「阪神・淡路復興対策本部」を設置した。（次頁参照）
- ・兵庫県は、地震発生直後の1月17日午前7時に「兵庫県南部地震災害対策本部」を設置し、翌日「兵庫県南部地震災害対策総合本部」に改組した。「災害対策総合本部」の中に「緊急対策本部」（本部長：副知事）と「災害復旧対策本部」（本部長：副知事）を設置し、その下に、情報対策部や庁内対策部等の13部を設置した。その後、1月30日にも再び改組し、「総合本部」の中に「緊急対策本部」（本部長：副知事）と「兵庫県南部震災復興本部」（本部長：知事）を設置し、その下に22部を設置した。とくに、「兵庫県南部震災復興本部」には、総合調整部等の8部が設置された。（次々頁参照）
- ・兵庫県はその後、3月15日には、既存の組織の枠組みを超えた総合的な推進体制として、知事を本部長とする「阪神・淡路大震災復興本部」を設置し、創造的復興への取組をスタートさせた。「阪神・淡路大震災復興本部」には総括部等の12部が設置された。これに伴い、「緊急対策本部」と「兵庫県南部震災復興本部」を廃止し、「災害対策総合本部」を「災害対策本部」に改組した。（次々頁参照）
- ・「阪神・淡路大震災復興本部」は平成17年3月31日に廃止されるが、本部廃止後の庁内連携組織として、平成17年4月1日に知事を会長とする「阪神・淡路大震災復興推進会議」を設置し、震災復興に係る庁内の横断調整を図っている。

【参考文献】

- 1) 総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』平成12年2月23日。
- 2) 兵庫県『阪神・淡路大震災－兵庫県の1年の記録』平成8年6月。
- 3) 兵庫県『伝える－阪神・淡路大震災の教訓－』平成21年3月22日。

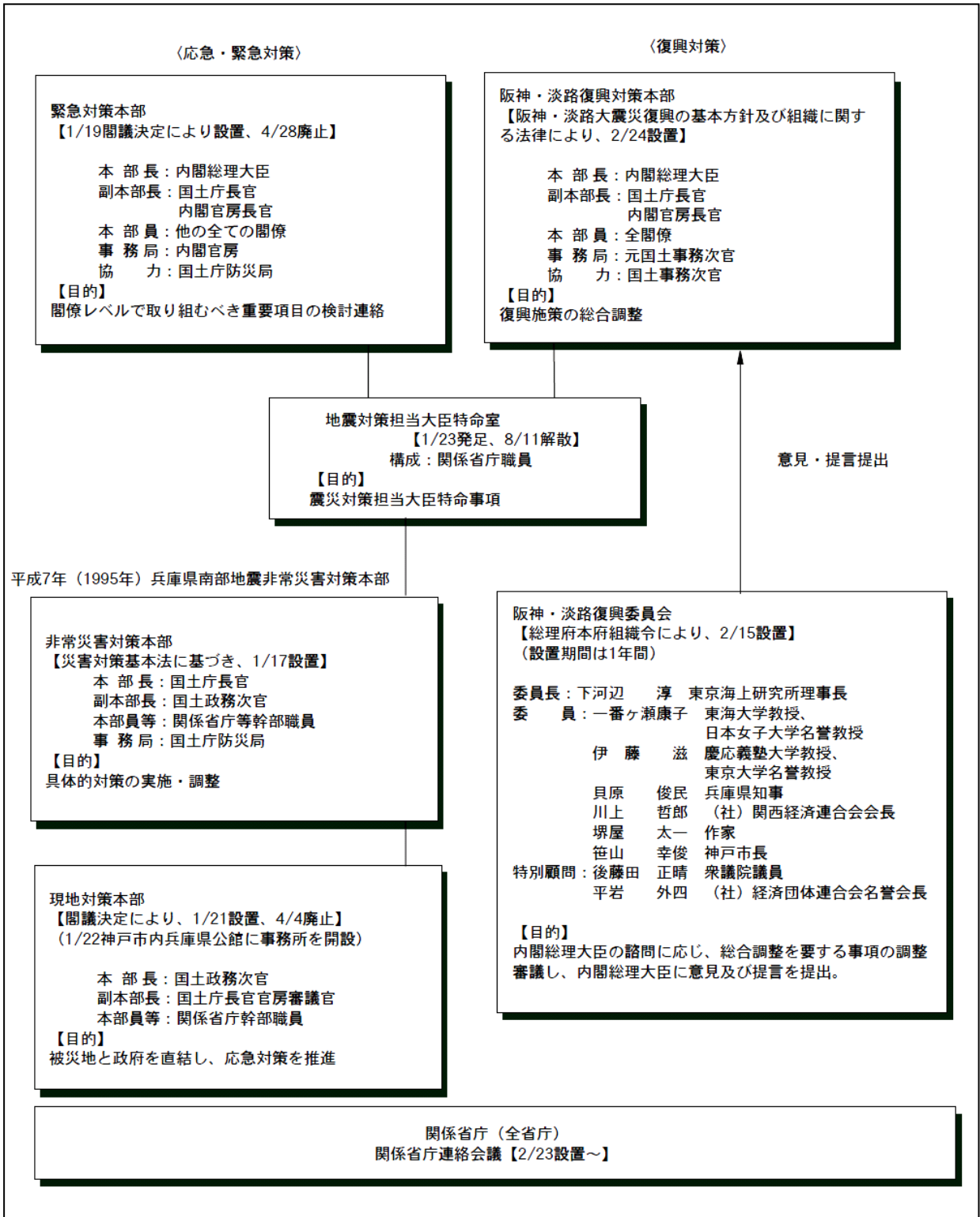


図 組織体制（国）

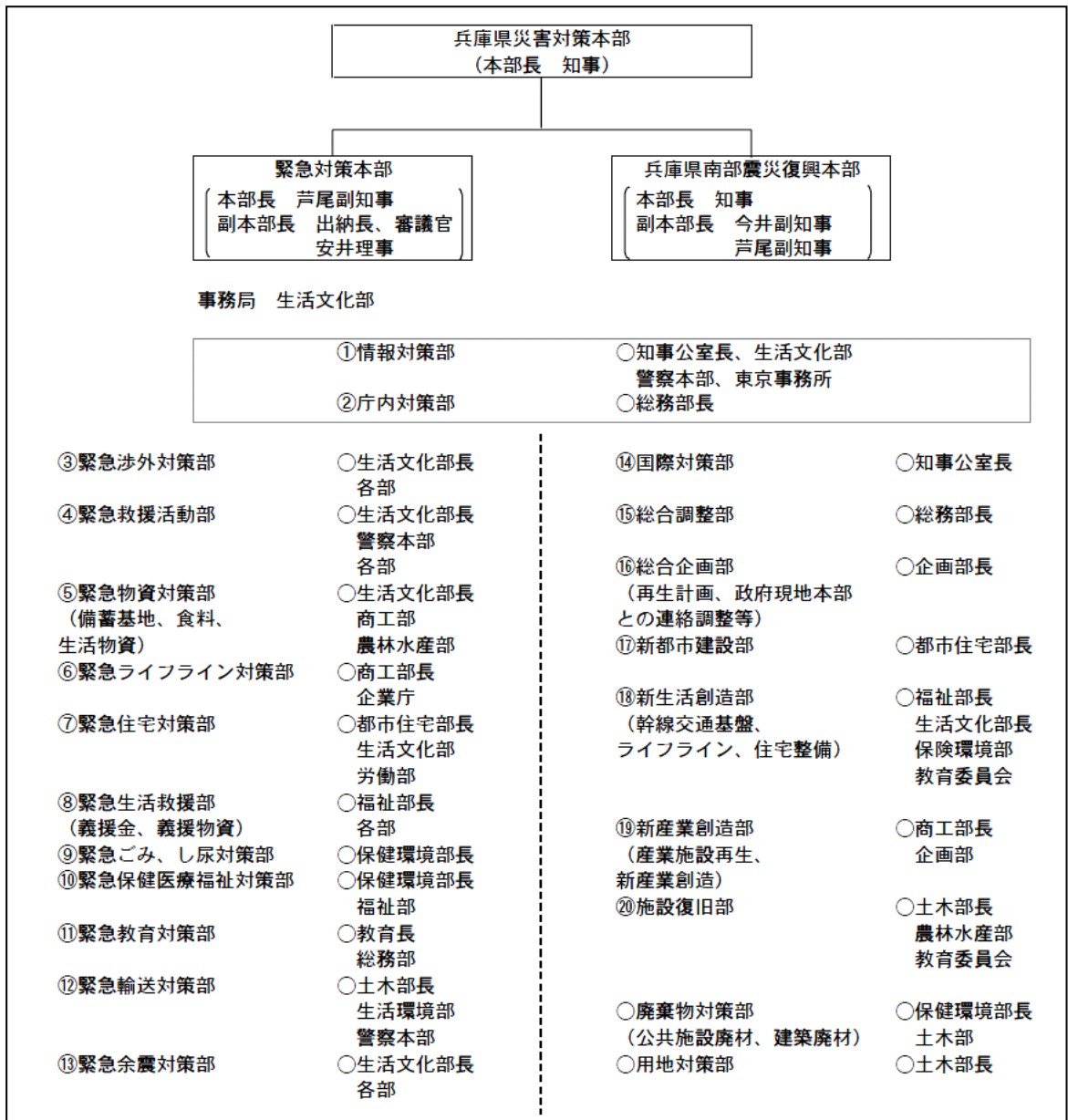


図 組織体制（兵庫県、1月30日改正の組織）

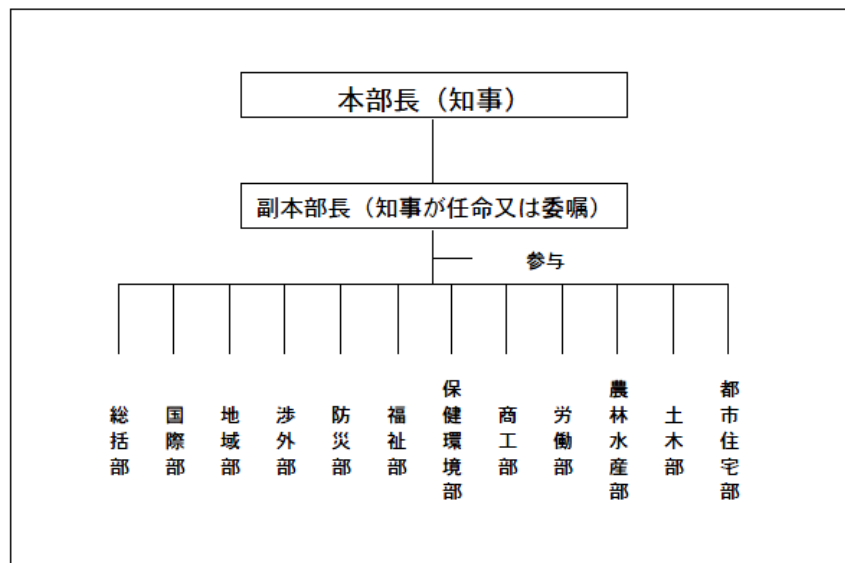


図 阪神・淡路大震災復興本部組織（兵庫県、3月15日設置の組織）

【19950106】復旧・復興計画の策定（神戸市）

- 「神戸市復興計画」は、以下の経緯のとおり、第1段階で「神戸市復興計画ガイドライン」を策定し、第2段階でそれを具体化する形で策定された。

- 平成7年1月17日 阪神・淡路大震災発生
 - 1月26日 「神戸市震災復興本部」設置
 - 2月7日 第1回「神戸市復興計画検討委員会」開催
 - ・「神戸市復興計画検討委員会」は学識経験者27名と総括局長の28名で構成された。
 - ・委員会の中に、「市民生活検討分科会」、「都市基盤検討分科会」、「安全都市基準検討分科会」を設置し、延べ14回の委員会、分科会を開催し、復興計画策定のためのガイドラインを検討・作成。
 - 2月16日 「神戸市震災復興本部条例」、「神戸市震災復興緊急整備条例」等を公布・施行
 - 3月23日 神戸の復興に向けての提言募集（～4月21日）
 - 3月27日 第3回（最終）「神戸市復興計画検討委員会」開催
- 「神戸市復興計画検討委員会」での検討を経て、3月27日に「神戸市復興計画ガイドライン」を発表
 - 3月28日 復興計画についての職員特別提言募集（～4月21日）
 - 3月29日 市政アドバイザー意識調査（阪神・淡路大震災と復興について）（～4月7日）
 - 4月22日 第1回「神戸市復興計画審議会」開催
 - ・「神戸市復興計画審議会」は学識経験者40名と市民代表25名のほか、市議員、経済界代表、労働界代表、関係行政機関代表、市職員の合計100名で構成された。
 - ・「市民生活小委員会」、「都市活力小委員会」、「安全都市小委員会」を設置し、延べ12回の審議会、小委員会を開催し、復興計画について審議。
 - 6月26日 第3回（最終）「神戸市復興計画審議会」開催
 - 6月29日 「神戸市復興計画審議会」会長から市長に答申
- 「神戸市復興計画審議会」での審議を経て、6月30日に「神戸市復興計画」を発表

- 「神戸市復興計画」における復興の基本的考え方は以下のとおりである。（次頁参照）

・復興の基本的視点

(1)都市の機能性とゆとりとの調和

大規模な自然災害の前で、現代の機能的な都市の脆弱な一面が露呈しました。都市の機能性だけを追求するのではなく、安全の視点からゆとりのある都市づくりをめざします。

(2)自然の恵み・厳しさとの共生

神戸は海と山という自然に恵まれた都市ですが、その反面今回の震災をはじめ過去幾多の自然災害を経験してきました。自然の恵みだけでなく厳しさという一面をしっかりと認識して都市づくりを進めていきます。同時に都市の容量に配慮し、環境への負荷をできるだけ少なくして持続的な発展が可能な都市を創造します。

(3)人と人とのふれあいと交流

地震による甚大な被害にもかかわらず、市民は冷静さを失わず、お互いに励まし合いながら困難を乗り越えてきました。また、園内外からのボランティアなど支援の輪が私たちの大きな支えとなりました。このような神戸の市民性と人々の「ぬくもりとやさしさ」をふまえ、これからはまちの主役は人という視点から市民主体の魅力あるまちを創っていきます。

・復興への基本的課題

- ①本格的復興に向けての市民生活と都市基盤の早期復旧
- ②震災の教訓を生かした災害に強い都市づくり
- ③すべての人が安心して暮らせる福祉社会の構築
- ④多様性、開放性に富んだ神戸文化の復興
- ⑤環境にやさしい持続的発展が可能な都市の創造
- ⑥21世紀を先導する国際都市としての再生・復興
- ⑦アジアのマザーポートとしての神戸港の早期復興
- ⑧情報ネットワーク社会の実現
- ⑨協働によるまちづくりの推進
- ⑩ボランティア活動の支援と広域連携の推進

⑩災害文化の継承と世界への貢献

・復興まちづくりの目標

復興にあたっては、単に震災前の姿に戻すにとどまることなく、震災の経験や教訓を生かし、より安全で快適な、にぎわいと魅力あふれるまちをめざし、「アーバンリゾート都市づくり」に資する復興を進めていきます。

<復興まちづくりの目標>

- ①安心して住み、働き、学び、憩い、集えるまち
- ②創造性に富んだ活力あるまち
- ③個性豊かな魅力あふれるまち
- ④ともに築く協働のまちづくり

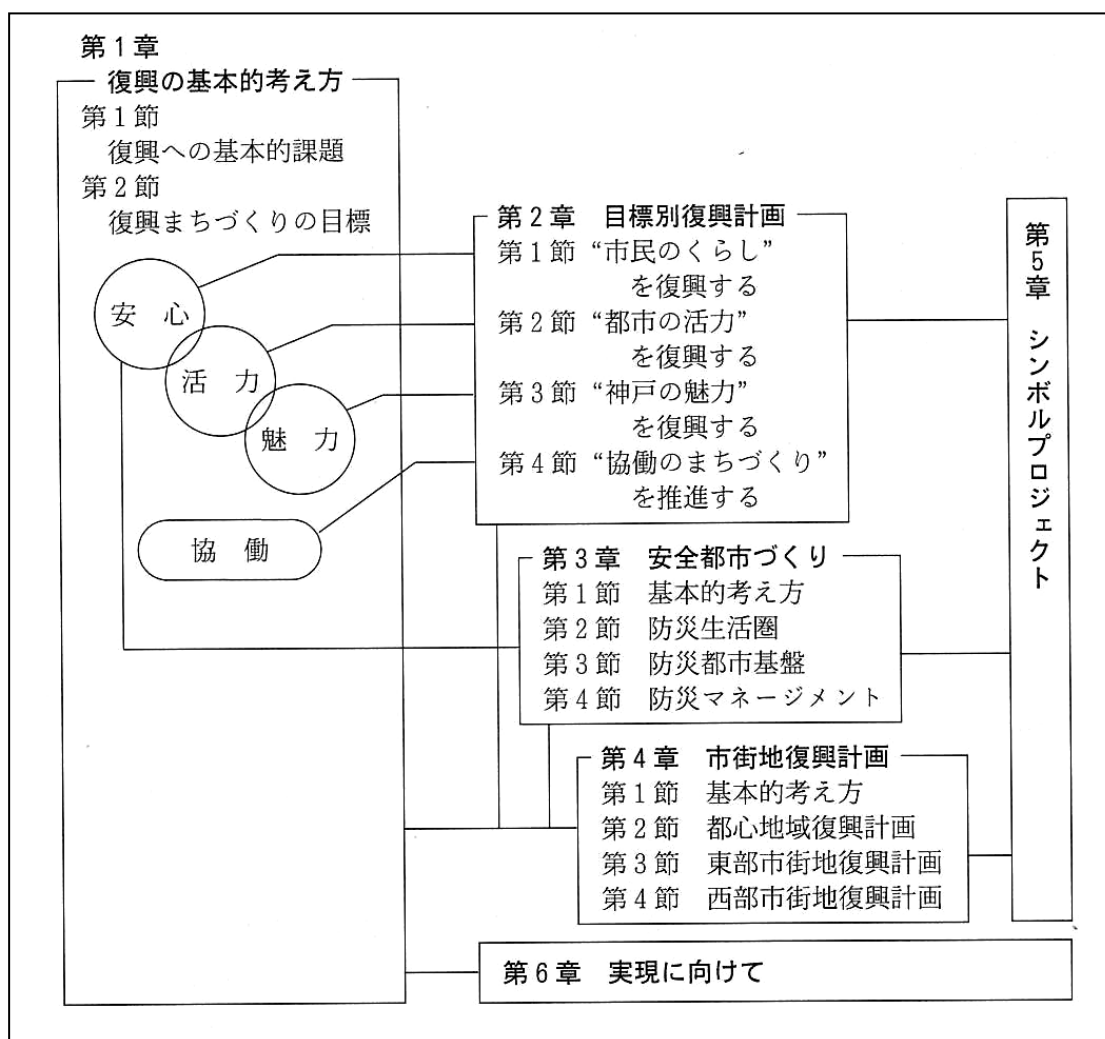


図 「神戸市復興計画」の概要

【参考文献】

- 1) 神戸市『阪神・淡路大震災 神戸復興誌』平成12年1月17日。
- 2) 神戸市『神戸市復興計画〔概要版〕』1995年6月。

【19950107】マスメディアの活用（兵庫県）

○兵庫県の初期対応

- ・1月18日午前6時20分、知事の緊急記者会見実施。以後22日までの間は、災害対策総合本部の会議終了の都度、定例的に被害状況、避難者の状況、緊急物資対策、住宅対策、ライフラインの状況等について、一日に2回ないし3回の発表。
- ・20日より地域防災計画による放送協定に基づきNHK、サンテレビ、AM-KOBE、K i s s - F Mから定期的に生活情報を発信。
- ・ただし、避難所にテレビやラジオが配付されだすまでには震災後一週間程度を要した。また、避

難の際にラジオを持出した人は8%程度だった。

○臨時災害FM局―復興通信FM796フェニックス

- ・2月15日臨時災害FM局―復興通信FM796フェニックス開局。これは、国の現地災害対策本部からの提案を受け、NHKなどによる放送設備等技術的な支援、番組の企画制作、放送運営にボランティアの参加を得て実現した。
- ・放送内容は、国、県、市町の災害対策本部発表等の情報をはじめ、緊急パトロール隊とも連携した取材情報、避難所からのレポート、弁護士、司法書士、医師等の専門家の協力による各種相談など。
- ・土・日曜日を含む毎日、正午から午後8時までの8時間にわたって放送。（3月末まで放送）

【19950108】 マスメディアの活用（神戸市）

- ・放送協定については兵庫県が各放送局と締結していることから、神戸市として災害関連情報を提供する場合には、新たに放送枠を確保するため、各放送局と話し合う必要があった。
- ・広報番組については、レギュラー番組の再開とともに、わずかな時間でも毎日災害関連情報を提供できる番組として「神戸市災害対策本部からのお知らせ」を立上げた。

【19950109】 広報誌の発行（兵庫県）

○広報誌の発行状況

- ・紙面による生活情報の提供として、震災ニュース、ニューひょうご臨時号を発行した。
- ・震災ニュースは、避難所生活者に必要な情報等を盛り込んだA4サイズ（1～4頁）のミニ情報誌として2月1日からスタートし、2月17日までの間に号外を含めて8回発行（各回10万部）。
- ・2月5日には月刊広報誌「ニューひょうご」の臨時号を発行した。すべての避難所生活世帯に行き渡るよう、従来より8万部増やして12万部とした。
- ・国の各省庁、都道府県に対しても、震災の実情報告と支援の要請のため、A1判カラーの写真ニュース（災害特報）を作成（28日150部）、東京事務所を通じて各省庁に配布。

○課題

- ・情報を必要とする人にタイムリーに届けられるかどうか課題であった。
- ・避難所緊急パトロール隊や救護対策現地本部との連携により対応した。

【19950110】 広報誌の発行（神戸市）

○初期対応

- ・当初、市内の印刷会社を必死に探したが、仮に見つかったとしても配送方法などがネックとなった。
- ・市内で1軒印刷会社があったが、被災のため大量の印刷は難しく、第2号以降は、大阪の工場印刷することとなった。
- ・「こうべ地震災害対策広報」第1号2,300部は、1月25日に発行。その後、2日に1回の頻度で発行した。
- ・配送は、区の物資輸送ルートその他、業者によるバイク隊を結成し、避難所を中心に、電柱や壁等1,000箇所に板張の広報紙を掲げた。屋外に張出すことから、広報誌には水に強い材質が選ばれた。

○発行に際しての工夫

- ・広報紙は速報性を重視し、避難所等に掲示されることも考慮してA3サイズ1ページものにした。
- ・配色については、張出した際に新号であることがすぐわかるよう、毎回色を変えた。さらに、毎号には次回の発行予定日を掲載した。
- ・その後、新聞配達の見込がなくなった2月17日からは、月2回、記録性と詳細さを重視した新聞折込み「広報こうべ」を別途発行。
- ・4月号からは、市外に避難している人に対して「広報こうべ」「区民広報紙」「こうべ地震対策広報」を届けるサービスを開始した。

【19950111】 聴覚障害者への情報提供（兵庫県）

- ・1月20日聴覚障害者への情報伝達について、県聴覚障害者協会と協議を行い、文字放送による情報提供及び手話通訳者の確保を決定。
- ・文字放送は、報道機関の協力の下、2月1日から3日にかけて避難所30カ所に専用テレビを設置。各都道府県から83名の手話通訳者の派遣を受け、各避難所や病院等において聴覚障害者を支援。

【19950112】 総合的な問い合わせ窓口の設置（兵庫県）

○情報センターの設置

- ・兵庫県では、県民等の問い合わせなどに対応する主な窓口として震災直後から総合本部室（庁議室）、同事務局（消防交通安全課）、情報対策部（広報課）などがあつたが、各部の情報・相談事業との連携と効果的な情報提供のため窓口を一元化し、1月24日に「情報センター」を設置した。
- ・情報センターでは、日々最新の情報・資料の収集、データ更新を図りながら、8回線の電話を設置し、他府県職員の応援も得て土・日曜日を含め24時間体制で対応した。
- ・情報センターでは、専門的に回答を要するものについては、各部局に設置している住宅、福祉、教育等各種の相談所等につなぐ役割を果たしてきた。即答できない問い合わせには関係機関へ確認・調査のうえで回答するなどの対応を実施した。

【19950113】被災者福祉なんでも相談の実施（兵庫県）

- ・兵庫県は「被災者福祉なんでも相談」（電話相談）窓口を開設し、「介護」、「福祉施設の利用」、「車いす等介護・福祉機器の利用」など福祉にかかわるあらゆる相談に応じた。
- ・1月24日に相談窓口を設置し、毎日9時～19時まで（震災後1カ月間は、24時間体制で対応）相談に応じた。
- ・情報収集にハンディのある障害者の専用電話及びファックスを1月27日に新たに設置し相談体制の充実を図ってきた。なお、この相談業務は、3月15日から新たに設置された震災復興総合相談センターに引き継ぐこととした。
- ・相談窓口を設置してから3月14日までの49日間における相談受け付け件数は総計3,862件で、その内訳は、「行政等による各種の援助金」が511件と最も多く、次いで「義援金・援助物資」467件、「住宅の確保」341件の順であった。
- ・高齢者にかかわる相談は、福祉施設への入所（134件）、住宅の確保（50件）をはじめとする457件であった。
- ・障害者にかかわる相談は310件で、その主なものは住宅の確保52件、各種施策の利用39件となっており、生活保護に関する相談は70件であった。

【19950114】外国人相談窓口の設置（兵庫県）

○初期の外国人への対応

- ・外国人県民への対応については、1月19日に、県警が生田庁舎内に外国人相談コーナーを設け、英語、中国語、ハングル、スペイン語による外国人県民の安否確認を中心とした24時間体制の相談を開始。
- ・20日からは、災害時における放送要請に関する協定に基づき、K i s s F Mにおいて英語による外国人県民向けの震災情報を提供。
- ・24日に（財）兵庫県国際交流協会が通訳ボランティアの協力を得て、英語・日本語による「緊急外国人県民特別相談窓口」を開設。外国人県民が母国の家族等との連絡ができるようKDD神戸支店の協力により、この窓口へ海外向け無料電話を設置。
- ・27日には、中国語、ポルトガル語、スペイン語による相談体制を整え、また、2月6日からは、特に専門的な対応が要求される法律と労働の分野での専門相談を開始。その他、海外報道機関からの要請に対し取材協力や情報提供を実施。
- ・外国人県民に震災関連情報を提供するため、5カ国語によるニュースレターを発行した。

○震災復興総合相談センター

- ・兵庫県は、「阪神・淡路大震災復興本部」の設置に伴い、生活再建や復興に向けて効果的な情報提供を行い、あらゆる分野に専門的に対応する総合的な相談窓口として「震災復興総合相談センター」を3月15日に設置し、従来の相談窓口数を16から24に増やして各種相談に応じた。

【19950115】復興基金の概要（阪神・淡路大震災復興基金）

○基本財産(出資金)200億円

○運用財産(長期借入金)8,800億円

○合計9,000億円

- (1) 出資金・貸付金の財源は地方債の発行が認められ、その一部分(5,000億円)については利子の95%が普通交付税により措置
- (2) 「阪神・淡路大震災復興宝くじ」の発行が認められ、その収益金(約90億円)を県・市が基金に交付
- (3) 義援金は兵庫県南部地震災害義援金募集委員会からの配分があれば基金に受け入れ
(次頁参照)

表 復興基金の概要

項目	内容
目的	・阪神・淡路大震災からの早期復興のための各般の取組を補完した被災者の救援および自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進めることにより、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生する
基金の規模	・9,000億円(当初6,000億円)
基金の財源	・出損金200億円(兵庫県2/3、神戸市1/3) ・長期貸付金8,800億円(設立当初5,800億円であったが増額された) ・宝くじ収益金交付金139億円 ・国庫補助金14億円
設立年月日	・平成7年4月1日
事業の予定期間	・10年
事業内容	・被災者の生活の安定・自立および健康・福祉の増進支援 ・被災者の住宅の再建など住宅の復興支援 ・被害を受けた中小企業者の事業再開など産業の復興支援 ・被害を受けた私立学校の再建など教育・文化の復興支援 ・被災地域の早期かつ総合的な復興

【19950116】住宅応急修理の実施準備から完了までの経過（神戸市）

- 1月下旬 住宅応急修理の実施については、震災直後から検討したが、下記の理由により実施をしばらく見合わせる。
 - (1) 余震が続いており、応急的な修理では安心して家に戻って下さいと言えない
 - (2) 被災証明の発行が始まったばかりで、半壊・半焼の認定ができない
 - (3) 膨大な数にのぼると思われる対象戸数に対して、修理にあたる業者の手配が不可能に近い
- 2月12日 兵庫県から実施内容について事務連絡
(要件)
 - 1) 修理対象箇所 台所、トイレ、居室、屋根
 - 2) 経済的理由で自らでは修理できないもの
 - 3) 借家は対象外
- 2月21日 兵庫県から要件の変更通知「震災で失業した者も対象とする」
- 2月下旬 余震が減少し、ライフラインも復旧してきたので、実施準備本格開始
(検討課題) 工事範囲、修理方法、経済的条件の確認方法、PR方法、受付場所、作業スペースの確保、部内の実施体制、局内の応援体制等
「阪神間の各都市も実施準備中」との情報が入る。
- 3月3日 神戸市建築協力会に協力依頼、実施体制に不安が残るも即時快諾
- 3月3日 兵庫県から要件の変更通知「借家も対象とする」
- 3月13日 実施内容について記者発表
- 3月14日 「住宅応急修理事務所」を貿易センタービルに開設
市広報紙「こうべ地震災害対策広報第17号」にて広報
「申込書」を各区役所、支所等へ配付
- 3月17日 申込み受付開始（郵送）
- 3月26日 申込み受付終了（特別の事情のあるものを除く）
- 3月27日 業者による現地調査及び修理開始
- 6月下旬 実施予算要求（7月市会、補正予算）
- 7月31日 応急修理終了

【19950117】住宅応急修理の実施に関する課題（神戸市）

- (1) 当事業の資格要件、修理の内容等は知事が定め、実施は知事が市長に委任し、実施することになっている。資格要件、修理の内容等には、市としても日頃から検討を加え、緊急時に備えること。
(実施時に、資格要件、修理の内容等について、検討する時間的余裕はない。)
- (2) 受付期間は余裕を持って決定すること。受付期間に関する苦情が多かった。
- (3) 広報には、配慮すること。通常広報では、被災者に伝わりにくい。受付期間、資格要件、修理の内容等できるだけ分かりやすく、簡潔に。
- (4) 施工は神戸市建築協力会災害対策本部会員に依頼したが、直接、申請者と面談していただいたため、次の点について、大変なご苦勞をかけた。
 - 1) 申請者との連絡が取れず、着工までに平常時の数倍の日数を要した。

- 2) 1件あたり最大工事価格が税込みで、29万5千円の枠に対する理解を得ること。
- 3) 修理箇所の限定に対する理解を得ること。特に浴室については強い不満があった。
- 4) 電話連絡が取れず、何度も足を運んだ。
- 5) 完了まで約5ヶ月を要し、制度の趣旨に沿っているのかという苦情を受けた。
- 6) 申請者は高齢者が多く、家具や荷物の移動も手伝ったり、工事内容の説明に手間取った。

【19950118】建物修繕のシステムの構築

○専門家の支援を得て、他府県の建築業者等が参加した建物修繕のシステムが実践された例がある。(以下、引用)

被災建物の調査・判定・助言に基づき、住民が地元に戻れるよう、地方大工の応援と地元受け入れ工務店の協力を得、協議会、専門家の役割のシステムをつくりそれを実践した。建築施工者不足の中で、安全な建物に復帰させるための、信頼のおける建物修繕のシステムの提案であった。その背景として、単に自力復旧の中、建築施工者不足だけではなく、法外な価格と後のメンテナンスの期待できない他府県からの儲け主義的業者の乱入もあったことが挙げられる。その実践は、他府県の建設業者に依頼（野田北部の場合は福島県三春町）して施工チームを編成し、地元受け入れとして、神戸市内業者にその手配等の協力と後のメンテナンスを約束させるものであった。その効果は他の地区にも影響を与え、数地区においても、このシステムで実践された。

【19950119】悪徳業者に関する注意喚起（兵庫県・神戸市）

○相談所の開設

- ・震災直後は、震災に便乗した値上げ等に関する相談が多く、その後住宅の復旧が進むと工事費が高すぎるなどの相談がみられた。
- ・このような震災を利用した便乗値上げ、悪質商法等に関しては、兵庫県、兵庫県警、各市が物価ダイヤル、悪質商法110番などの相談所を開設した。

○情報紙による啓発

- ・兵庫県は、物価ダイヤルに寄せられた相談をもとに、情報紙「物価と私たちの暮らし」を作成し配布した。屋根修理の工事費の目安や賃貸住宅の家賃の便乗値上げ、外壁補修の適正価格、修理業者の日当等を記載し、便乗値上げや悪質業者への注意を呼び掛けた。
- ・また、神戸市も、悪質な修理業者への注意や相談先などを記載した情報紙「暮らしのかわらばん」を作成し、避難所、区役所、駅等で掲示、配布した。

○賃貸住宅の需要動向と家賃調査

- ・兵庫県が実施した、被災地及び近郊不動産取り扱い業者約300社から賃貸住宅等についての調査によれば「震災から半年ぐらいの間は、賃貸物件があると答えた業者は平均2～3割しかありませんでしたが、11月、12月になると、5割の業者が物件があると答えています。また、空き物件は高額なものやワンルームタイプに限られており、現在もこの状況は変わりません。地域によっては新築物件が建ち始め、賃貸物件数が回復している地区もありますが、全体に慢性的な物件不足が続いている状況に変わりなく、県では今後とも住宅の受給動向や家賃の動きを調査、監視していきます。」（「物価と私たちの暮らし」1996.1兵庫県生活創造課発行より）とされている。

○兵庫県(生活文化部生活創造課、県立神戸生活科学センター)

- ・平成7年1月17日～2月31日までの間の相談受付は、673件となっており、商品別でみると、瓦・家屋補修関係が381件(内容は工事価格の相場がわからない、目安の価格を知りたい、というものが主なものである)で、その他、日用品が47件、不動産(家賃)47件、食料品が27件などとなっている。

○兵庫県警「悪徳商法110番」

- ・平成7年1月から7月20日までに受理した「悪徳商法110番」の相談件数は、90件で、平成6年の同時期の44件からほぼ倍増した。
- ・うち、34件が震災関連であり、県警生活経済課が、これらの相談をもとに計28事件を摘発し、延べ19人を逮捕、44人を書類送検している。

【19950120】応急仮設住宅の建設戸数の算出（神戸市・兵庫県）

1) 神戸市)

○神戸市は、倒壊家屋数の推計、約21万人を超える避難者の数、5万世帯を超えると予想された第1次被災者用住宅の募集の受付状況から避難世帯数を約7万世帯と想定し、この内の半数の3.5万世帯が応急仮設住宅を必要とするとの見通しをたて、市内における建設用地の確保状況等から、市内2万5千戸、市外1万戸の応急仮設住宅建設を兵庫県に要望した。

2) 兵庫県

- 兵庫県は「応急仮設住宅は原則として入居を希望する方々全員に提供する」方針を決定し、当面必要となる建設戸数を3万戸とした。この根拠は、避難所に避難している約30万人を、1世帯当たり3人として10万世帯を母数とし、1月23日の避難所緊急パトロール隊によるアンケート調査から得られた全壊・半壊7割(a)、自力住宅確保可能1割(b)をそれぞれ乗じて差し引きし(6万人)、このうち半数は一時提供住宅で対応することとしたため、応急仮設住宅の必要戸数は3万戸とされた。内、神戸市分には約2万4千戸が割り当てられた。
- しかし、遠隔地等における公営住宅への入居希望は少なく入居者が12,000人程度にとどまったことや、再度避難所での聞き取り調査を行った結果、最終的に応急仮設住宅の建設戸数を48,300戸(内、神戸市分には約32,346戸)とした。

[参考1] オープンスペース面積と応急仮設住宅建設可能戸数

- 「平成9年度東海地震等からの事前復興計画策定調査報告書」(平成10年3月)では、応急仮設住宅の供給可能戸数について以下の算出方法を示している。
建設できる戸数=オープンスペース面積÷(60~100)
- これは、厚生省事務次官通知では応急仮設住宅の1戸当たり基準面積(建築面積)は29.7㎡であることから、必要な用地面積はその概ね2倍(59.4㎡)と考えられること。また住宅・都市整備公団(現:都市基盤整備公団)が作成した応急仮設住宅の配置計画の手引きでは、応急仮設住宅1戸当たり面積を100㎡としていることによる。

[参考2] 被害想定からの必要な応急的な住宅の推計方法例

- 1995年12月に実施された阪神・淡路大震災における住宅被災激甚地域(神戸市、芦屋市、西宮市)の従前の居住者を対象としたアンケート調査結果では、住宅全壊世帯のうちの約90%および半壊世帯の15%が従前の住宅以外の住宅(再建した住宅も含む)に居住している*。
- この値をそのまま適用すると、震災後何らかの住宅確保対応が必要となる世帯数は以下の式で推計される。
(住宅確保対応必要世帯数)=(被害想定での住宅全壊世帯数)×0.9+(被害想定での住宅半壊世帯数)×0.15
- また、同調査によると、従前の住宅以外に居住している居住者における住宅タイプ別の比率は以下の通りである。

表 応急的な住宅の推計方法例

アンケート結果	推計
1) 応急仮設住宅(23%)	1) 応急住宅入居(28%)
2) 民間の賃貸住宅(33%)	2) 民間の賃貸住宅(33%)
3) 親族・知人宅同居(12%)	3) 親族・知人宅同居(12%)
4) 自力で建設・購入(12%)	4) 自力で建設・購入(12%)
5) その他(20%)	5) その他(15%)

- この分類には公営住宅への一時入居が含まれていないが、兵庫県の資料によると、提供した応急仮設住宅約48,300戸に対し、公営住宅の空き家を利用して供給した一時提供住宅の入居設定数は地震発生1年後の1996年1月31日時点で11,689戸であり、応急仮設住宅供給量の24%であった。従ってその他のうち約5%(0.23×0.24)は、公営住宅への一時入居と考え、応急仮設住宅と公営住宅への一時入居を合わせた応急住宅への入居を、28%と設定できる。
- この阪神・淡路大震災における被災者の住宅確保対応に関するアンケート調査結果の値をそのまま適用すると、各対応別の世帯数は以下の式で推計される。
(各対応別の世帯数)=(住宅確保対応必要世帯数)×(事例調査結果に基づく各対応別の比率)
*室崎益輝「阪神・淡路大震災における住宅再取得過程とその支援方策に関する研究」、第31回日本都市計画学会学術研究論文集1996

【19950121】一時提供住宅の供給

1) 公的住宅等の一時提供

- 阪神・淡路大震災では、県営住宅や公社・公団・雇用促進住宅の空家や県外の公営住宅が一時提供住宅として供給された。また、兵庫県では、震災後まもなく兵庫県商工会議所連合会等を通じて、被災者受入可能な企業社宅や保養所などの情報収集を行い、県内外28企業から433戸の提供の申し出があり、被災地から近い社宅から入居が進んだ。このほか、民間賃貸住宅の提供の申し出もあったが、内容調査等の余裕がない等の理由から、行政から被災者にはあつ旋しなかった。

2) 民間賃貸住宅の借上

- 独自の借上げ方式による一時提供住宅として、兵庫県では国の支援を得て、民間賃貸住宅を災害救助法の仮設住宅として借り上げ、健康面で不安の大きい高齢者や障害者等を中心に供給した。
- 借り上げ費用については、2箇年分の家賃(1月分)が、応急仮設住宅建設費の月額換算額と同額になるよう家賃を設定し、契約期間に応じた家賃を支払う方式であった。また、敷金・礼金等の一時金として家賃の2ヶ月分が支払われた。このような条件を提示した上で、貸主を募り、借上げの対象となる民間賃貸住宅を確保した。

3) 公的宿泊施設での受け入れ、ホームステイ

- 兵庫県は、県内で受け入れ可能な公的宿泊施設の調査を初め、近隣府県にもリストアップを依頼したが、応募者はほとんどなかった。
- ホームステイに関しては、全国からの申し出は11,750件に上ったが、6月までの斡旋の結果、成立したのは85家族、160人に止まった。鎌倉市では市民からのホームステイ申し出があり、周辺自治体にも呼びかけ提供したが、当初はあまり利用されなかった。しかし、親類、縁者がいる被災者を中心とすることで、2月半ばより利用者は徐々に増え、最終的には受入側の申し出件数643件、利用者82人であった。

4) 一時提供住宅の募集方法

- 阪神・淡路大震災での一時提供住宅の募集は、各被災市町が実施する応急仮設住宅の募集と併せて実施された。兵庫県では、1月26日に全国の公営住宅等の一時入居をあっ旋するために、大阪市内に建設省(当時)支援の「被災者用公営住宅等あっ旋支援センター」を設置し、全国の公営住宅等の空家状況をとりまとめ、作成した全国公営住宅等のリストを避難所等に配布して入居希望を募った。兵庫県内の公営住宅の空家については、県が窓口となり、公的住宅の空家リストを作成し、神戸市以外の被災市町に対して一律に割り振った。

5) 一時提供住宅の入居状況

- 兵庫県内を含む近畿圏への応募が多く、遠隔地に入居した被災者は少なかった。地域の知人や友人と離れる不安や一から友達をつくることになる子どもを抱える世帯は居住地を離れることを嫌った。救護策の情報から遠ざけられる危惧もあったとされる。入居期間が原則6ヶ月と仮設住宅の2年に比べて短かったことから、6ヶ月以内に希望する家賃と広さの賃貸住宅が見つかる保証はなく、少しでも使用期間の長い応急仮設住宅を選択したとの指摘もある。

6) 一時入居から正式入居への転換

- 建設省(当時)は、公営住宅等への一時入居を許可する通知と併せて、一時入居者が公営住宅法等の入居者資格要件に該当する場合には、必要に応じて、災害による特定入居として正式入居とすることが通知された。その後、建設省(当時)から事務連絡により、一時入居者の居住意向調査が行われ、特定入居が促進された。

【19950122】建設用地の選定基準(神戸市)

- ・神戸市の場合、当初は原則として応急仮設住宅の建設用地の選定基準を下記のとおりとしたが、直下の地震であったため、被災地(都市部)に応急仮設住宅を建設できる用地は少ない状況であった。
 1. 市街化区域
 2. 公有地
 3. 有効面積は概ね1,000㎡以上
 4. 上下水道完備
 5. 道路状況良好
 6. 大規模造成不要
 7. 無償
 8. 借用期間限定なし

【19950123】民有地利用(神戸市)

- ・阪神・淡路大震災では、応急仮設住宅建設用地としての民有地の申し出が149件(電話対応は300件以上)、面積146haに達した。しかし、特に個人所有地については、広さや借地期間等の問題があり、ほとんど利用できなかったため、会社等が所有する比較的規模の大きい用地が借用されることになった。
- ・民有地の借用方法に関して、兵庫県は、原則無償で交渉したが、期間延長に当たっては有償の問題が発生した。

【19950124】応急仮設住宅の供給(兵庫県)

- 応急仮設住宅の規模
 - ・阪神・淡路大震災における応急仮設住宅の1戸当たりの敷地面積は80㎡/戸程度であった。効率の良い用地で60-70㎡/戸程度、効率の悪い用地で100㎡/戸以上が必要であった。
- 応急仮設住宅の施工
 - ・阪神・淡路大震災での応急仮設住宅の建設工期は平均32.43日、1日当たり建設戸数は245.9戸/日

であった。応急仮設住宅の建設に従事した作業員数は、1戸当たり7.4人日/戸であった。

- ・阪神・淡路大震災では、応急仮設住宅の生産を行った工場の7割以上で資材不足があったということである。そのために、ユニットバスの設置が間に合わない状況もあった。

○応急仮設住宅の住戸タイプ

- ・阪神・淡路大震災で供給された応急仮設住宅の住戸タイプは、2Kタイプ(全地域)が38,992戸、1Kタイプ(神戸市のみ)が6,919戸、高齢者・障害者向け地域型(神戸市、芦屋市、尼崎市、西宮市、宝塚市)が1,885戸、地域型(神戸市のみ)が504戸であった。
- ・2K：従来からのタイプで、8坪の標準型がほとんどである。ユニットバスで、便所は水洗。6畳と4.5畳の和室と台所。
- ・1K：単身者用で、台所と6畳の和室。
- ・高齢者：障害者向け地域型・・・浴室、台所、便所は共用、廊下をはさんで居室が並ぶ形式。バリアフリー、緊急ブザーの設置、障害者仕様の便所等。
- ・地域型：2階建てで6畳又は4.5畳の1部屋、便所、浴室、台所は共用。

○輸入仮設住宅の発注・建設

- ・阪神・淡路大震災では、第4次と第6次発注では輸入仮設住宅が発注された。第4次発注分では建設省(当時)から各国大使館に協力要請を行い、対応のあった2社、第6次発注分では兵庫県の公募により決定された9社によりそれぞれ建設された。
- ・輸入仮設住宅については、輸送コストが航空機の場合国内輸送の5-8倍、船便の場合国内輸送の1.5倍程度要した。また、輸入仮設住宅の建設にあたっては、輸入元の会社から技術者が派遣されたものの、外国人が日本で工事業務に携わる場合はビザの問題があることから、施工はほとんどの場合日本の業者が行った。輸入元の会社からの施工関係者はボランティアで従事するという形式で対処した。

【19950125】ふれあいセンターの設置(兵庫県)

- 阪神・淡路大震災では、応急仮設住宅に入居する高齢者等に対する心身のケアを行うとともにコミュニティの形成やボランティア活動の拠点となる場として、ふれあいセンターを設置した。ふれあいセンターは、50戸以上の仮設住宅地に設置され、新規に建設あるいは近隣の既存施設や仮設住宅の空室が活用された。

【19950126】応急仮設住宅の管理(兵庫県)

- ・応急仮設住宅の管理については、当初、正式の委託契約を締結せずケースバイケースで対応したため、管理経費の捻出、管理人員の確保に加え、入居者からの苦情への対応といった管理方法において様々な問題が発生した。
- ・最終的には、県と被災市町の協議により被災市町が管理委託業務を受託し、入退去管理、苦情受付・処理、敷地内通路整備、雨水配水対策、防火安全対策、施設の維持管理等の多岐にわたる対応を実施した。

【19950127】応急仮設住宅の改善対応例(神戸市)

- 居住環境の改善：街灯の取り付け、通路のぬかるみ防止のための砂利敷きや簡易舗装、排水溝の設置、ジュースや煙草の自動販売機の設置、大規模団地への商店の誘致。
- 住宅改修、設備の改善・充実：玄関に庇を取り付け、高齢者・障害者のいる世帯を対象に、玄関・風呂に手すり、踏み台を取り付け、一部には玄関にスロープを設置。
- ・高齢者・障害者向け地域型仮設住宅では国の負担でクーラーが設置されることになり、国の負担対象以外については、神戸市の負担で、エアコンを設置。
- 安全対策：消火器設置、風害防止の措置など。
- 入居者の要望・苦情の受け付けとその処理：ふれあい推進員の任命、ふれあいセンターを設置して、入居者らによる運営協議会に自主運営をさせ、運営経費を補助するなどの措置が取られた。

【19950128】応急仮設住宅の入居募集(神戸市)

- 応急仮設住宅の募集方法：阪神・淡路大震災における応急仮設住宅の入居募集は、被災市町が当該地域の住民を対象に行った。神戸市では、第一次募集では全被災者を対象とし、登録制をとった。第二次募集では、国・県の指導により、弱者優先とし、第一次の登録者以外に追加者を募集した。第三次募集からはこの登録制を廃止し、その都度の応募制に切り替えた。
- 応急仮設住宅の入居募集の課題：神戸市では、募集事務を厚生部門(民生部)20人とボランティア10人程度で実施したが、それでもマンパワーが不足し、第一次募集の段階では住宅局が応援した。

また、り災証明書の発行に時間がかかる等の理由もあり入居資格確認にかなりの時間を要した。

【19950129】 応急仮設住宅の入居選定（兵庫県）

- 阪神・淡路大震災における応急仮設住宅への入居対象者については、国の指導もあり、兵庫県が社会的弱者を優先する旨の取扱方針を定め、各市町に通知した。取扱方針で定める入居対象者の優先順位は、第1順位として老人世帯、心身障害者世帯、母子世帯、第2順位として高齢者(65歳以上)を含む世帯、多子(18歳未満の子ども3人以上)世帯等である。
- 弱者優先の選定基準としたため、他の被災者からは不公平感による苦情が多く聞かれた。

【19950130】 応急仮設住宅における相談業務（兵庫県）

- 兵庫県は、被害が甚大な地域を対象に巡回相談事業を実施した。これは、応急仮設住宅地における自治組織等の設置による団地内コミュニティの設立を支援することを目的に、仮設住宅地の地域の実情等を考慮した支援策を講じるものである。
- また、被災者の生活再建に向けた総合的な相談対応や支援を行うために、ふれあいセンター等を活動拠点として訪問指導を行う生活支援アドバイザー制度が創設された。内容は恒久住宅確保や生活支援のための情報提供、相談・支援、関係機関(福祉、保健、就業等)との連絡調整、ボランティアとの連絡等であった。

【19950131】 一時入居から正式入居への移行（兵庫県）

- 被災者を公営住宅に受け入れている事業主体においては、8月8日付の建設省通知に基づき、一時入居者に対して居住意向調査を行って、正式入居を希望する被災者への対応が図られた。
- 兵庫県では、一時使用期限が経過した後も引き続き現住宅に正式入居を希望する者に対して入居を認めた。正式入居の資格は、従前に居住していた住宅が、り災証明書により全壊・全焼又は半壊・半焼であることが証明でき、かつ現に一時使用住宅へ入居していることが証明できる場合とした。正式入居ができるのは、一時使用許可期限が満了した日の翌日からであり、住戸ごとに定められている家賃の3か月分の敷金と家賃を納付することが必要とされ、共益費の負担、自治会活動への参加が義務づけられた。

【19950132】 仮設住宅統廃合に伴う移転費用の支援（国）

- 移転費用の融資：厚生省（当時）は、仮設住宅統廃合に伴う移転費用については、県社会福祉協議会の生活福祉資金融資制度で対応することとした。

【19950133】 移転補償費の支給（芦屋市）

- 芦屋市は中学校グラウンドに建つ仮設住宅を撤去することとし、「行政の都合で移転する以上、移転先の希望は最大限聞く」とするとともに、移転補償費を単身5万円、2～4人世帯6万円、5人以上7万円を出すこととした。

【19950134】 民間賃貸住宅再建後の課題

- 阪神・淡路大震災では、震災後2年の時点で、仮設住宅にはまだ数万の人が住んでいるのに、一方で民間賃貸住宅に空き家が出始める状況となった。民間賃貸住宅の供給が進み、過剰感もあって入居率・賃料が低下し、特定優良賃貸住宅以外の公的に助成のない一般の民間賃貸住宅を再建した家主は、さらに厳しい状況となった。
- その背景には、震災で更地になったのを機に新たにマンション経営をしようという人が増え、その後、超低金利もあって賃貸から持ち家に変えたり、自宅の再建が終わって一時入居の借家から出て行くなど、民間賃貸住宅入居者の動向が需給バランスを大きく崩したことが指摘され、こうした市場が正常化するためには10年かかるとも言われる。

【参考1】 低家賃賃貸住宅の被災戸数（被害想定戸数）からの推計例

- 阪神・淡路大震災の激甚被災地域(神戸市、芦屋市、西宮市)において、従前の居住者を対象として1995年12月に実施されたアンケート調査結果*では、住宅全壊世帯のうちの約90%および半壊世帯の15%が従前の住宅以外の住宅(再建した住宅も含む)に居住している。この値をそのまま適用すると、被災後何らかの住宅確保対応が必要となる世帯数は以下の式で推計される。

$$\begin{aligned} (\text{住宅確保対応必要世帯数}) = & (\text{被害想定に基づく住宅全壊世帯数}) \times 0.9 \\ & + (\text{被害想定に基づく住宅半壊世帯数}) \times 0.15 \end{aligned}$$

- また、兵庫県の調査によると、応急仮設住宅入居世帯の68%が公的借家を希望しており、従前借家

に入居していた世帯(55%)がすべて公的借家を希望したとしても従前持ち家であった入居世帯(30%)もその4割が公的借家を希望した計算になる。また、応急仮設住宅入居世帯のうち、その大半(86%)が年収400万円未満であり、前述の比率は概ね年収400万円未満の世帯における比率に近いと考えられる。この結果に基づき以下の流れに沿って低家賃の賃貸住宅への入居需要世帯数を推計する。

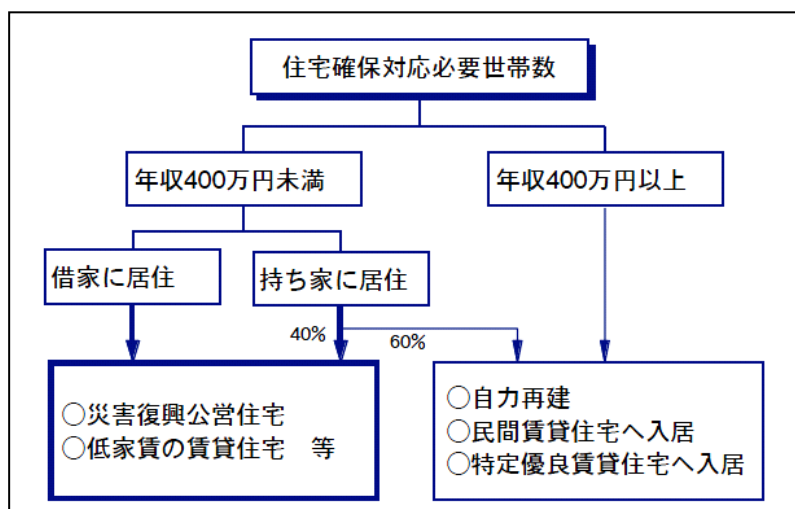


図 低家賃の賃貸住宅への入居需要世帯数の推計

○具体的には以下の式により推計する。

(低家賃の賃貸住宅供給対策需要量)

= (住宅確保対応必要世帯数) × (推計対象地域の年収400万未満世帯比率)

× { (年収400万未満世帯の借家比率) + (年収400万未満世帯中持ち家比率) × 0.4 }

* 室崎益輝「阪神・淡路大震災における住宅再取得過程とその支援方策に関する研究」第31回日本都市計画学会学術研究論文集(1996)

【19950135】公営住宅入居募集（神戸市）

阪神・淡路大震災の公営住宅入居募集では、次のような対策を実施した。

○募集上の配慮

仮設住宅入居枠

社会的弱者優先枠

グループ募集

○徹底した広報

申し込み案内書の分かりやすさ

広報誌、ポスター、ビデオ

募集相談会（仮設住宅触れ合いセンター）

戸別訪問による応募相談

事前見学会

【19950136】災害復興公営住宅等の供給（兵庫県）

○阪神・淡路大震災の際、兵庫県は、災害復興公営住宅等を主に低所得世帯を対象に供給する方針をとった。

○供給に当たっては、世帯人員や年齢構成に応じて、住戸タイプを設定するとともに、入居者間のコミュニティ形成が図れるよう、高齢者世帯と一般世帯がともに居住できるように配慮した混住型の住戸配置にすることとした。さらに、災害復興公営住宅等の入居者には高齢者が多いことを考慮して、高齢者世帯が安心して生活できるよう、バリアフリー住宅やシルバーハウジング、コレクティブハウジング（協同居住型集合住宅）を供給することとした。

○災害復興準公営住宅（特定優良賃貸住宅）については、特定優良賃貸住宅供給促進事業の要件である最低戸数10戸以上を、被災者等*に賃貸するものについては、戸数が5戸以上10戸未満のものについても、特定優良賃貸住宅に準ずる住宅として取り扱うこととなり、住宅の建設に要する費用及び家賃の減額に要する費用の一部が国庫補助対象となった。

【19950137】家賃の減免措置（住宅・都市整備公団）

○家賃の支払いの猶予

- ・建物の損傷により一時的に居住が不能となった住宅並びに建物及び地域の被災状況等を総合的に判断して居住に支障があると認められた住宅について、平成7年1月、2月、3月分の家賃を各支払期日に支払いができなかった場合は、それぞれ支払い期日から最長3か月間支払いを猶予（遅延利息の免除）する。

○減免の対象住宅及び減免の内容

- 1) 住宅の損傷を補修するまでの間、仮移転を必要とし、一時的に住宅を使用できない住宅については、仮移転の日から戻り入居が可能となる日までの間の家賃を免除する。
- 2) 周辺の火災、建物の被災状況等により、公団の避難勧告が出される等、避難せざるを得ない状況が発生したことにより一時的に住宅を使用できなかった住宅については、1月17日から避難勧告の解除等により居住の安全の周知措置が図られるまでの間の家賃を免除する。
- 3) 住宅等の損傷により、その使用に当たって一部支障が生じた住宅については、主要な補修が完了する日までの間、損傷程度に応じて家賃を20%又は50%減額する。

○減免額の算定方法

減免額＝家賃月額(円)×減免期間×(減額の場合は)減額率(%)

(注) 減免期間

ア 建物の補修等が完了し戻り入居が可能となった日を1週間経過した日まで

イ 当該地域又は住宅等の安全の周知措置が図られた日を1週間経過した日まで

ウ 主要な補修が完了し、概ね住宅の機能が回復したと認められる日まで

減額率：当該住宅の被災度に応じて3ランク(Aランク50%、Bランク20%、Cランク0%)に区分

【19950138】阪神・淡路大震災復興基金による住宅再建支援策（阪神・淡路大震災復興基金）

○阪神・淡路大震災では、復興基金を通じた各種支援が実施された。（次頁参照）

- そのほか、兵庫県・神戸市では、被災者の中には、自力再建を行う意欲はあるものの、年齢要件等によって融資等が受けられないというケースがある。そのため、リバースモーゲージ（持ち家を担保に、死亡するまで自宅に住みながら自治体・民間金融機関から年金型の生活資金融資を受け、死後その担保となっていた自宅を売却し清算する制度）の考え方を活用し、復興基金の利子補給事業等を用いた高齢者向け特別融資制度を設けた。

【19950139】災害復興住宅制度の概要（神戸市・西宮市・芦屋市）

○神戸市・災害復興住宅特別融資（個人向け）制度

- ・震災により被害を受け、神戸市内に自ら居住するための住宅を建設・購入又は改良する人に新築（建設・購入）は1,500万円（住宅金融公庫を利用できる住宅に限る）、中古は1,000万円、改良は500万円以内を融資する。

○西宮市

1) 個人住宅資金融資斡旋特例制度

- ・市内に自ら住むために住宅を新築または購入する人に1,300万円以内を年利3.3%で融資を斡旋する。また、市内で被災し自分の住んでいる住宅を整備しようとする人に500万円以内を10年以内で、年利2.5%で融資を斡旋する。

2) 民間賃貸住宅資金融資制度

- ・個人で賃貸住宅を市内に新築する人に1戸あたり100万円以上800万円以内、総額1億円以内を、25年以内で年利3.0%で融資する。但し、被災者が入居し、そのうち3割以上が低所得者、家賃は市で決めた基準以下であること等が要件。

3) 西宮市被災学生用住宅再建支援制度

- ・個人が震災時市内で学生等を対象に賃貸していた住宅を再建しようとする建物で大学等の斡旋の対象となるものに1戸（1部屋）当たり300万円まで融資するもので、期間は25年以内で利率は1.3%。

○芦屋市・災害復興住宅特別融資（個人向け）制度

- ・地震により被害を受け、市内で自ら居住するための住宅を建設・購入・改良する人に新築（建設・購入）は1,500万円、中古は1,000万円を年利3.3%で、改良は600万円を2.5%で融資する。
- ・償還期間はそれぞれ25年以内、20年以内、10年以内。償還期間中は固定金利だが、利率は情勢の変化があった場合に変更する。

表 復興基金を通じた各種支援事業概要

事業名		事業概要
1	災害復興準公営住宅建設支援事業補助	特定優良賃貸住宅制度を活用する土地所有者等への助成
2	特定借上・特定目的借上公共賃貸住宅建設支援事業補助	特定借上・特定目的借上公共賃貸住宅を活用する土地所有者への助成
3	被災者住宅購入支援事業補助	住宅購入資金借入金に対する利子補給等
4	被災者住宅再建支援事業補助	住宅建設資金借入金に対する利子補給等
5	民間住宅共同化支援利子補給	共同住宅建設資金借入金に対する利子補給
6	被災マンション建替支援利子補給	マンション再建資金借入金に対する利子補給
7	被災マンション共用部分補修支援利子補給	補修額が高額となる分譲マンションの共用部分補修費借入金に対する利子補給
8	住宅債務償還特別対策	住宅を再建又は購入する者の既存住宅ローンに対する利子補給
9	県・市町単独住宅融資利子補給	県・市単独住宅融資に対する利子補給
10	被災者向けファミリー賃貸住宅建設促進利子補給	被災者向けファミリー賃貸住宅融資利子補給
11	学生寄宿舎建設促進利子補給	学生寄宿舎建設資金借入金の利子補給
12	総合住宅相談所設置運営事業補助	住宅建築総合相談所設置・運営費補助
13	復興まちづくり支援事業補助	復興まちづくりセンター運営費補助
14	宅地防災工事融資利子補給	宅地防災工事資金借入金に対する利子補給
15	被災宅二次災害防止対策事業補助	融資を受けられない被災者に対する宅地の応急復旧工事費補助
16	大規模住宅補修利子補給	住宅補修借入金に対する利子補給
17	高齢者特別融資（不動産活用型）利子補給	市町が創設する高齢者特別融資（不動産活用型）の借入者に対する利子補給
18	定期借地権方式による住宅再建支援事業補助	定期借地権方式による住宅等の再建に対する補助
19	民間賃貸住宅家賃負担軽減事業補助	民間賃貸住宅に入居する中低所得の被災者の家賃に対する補助
20	生活福祉資金貸付金利子補給等	恒久住宅への移転のための生活福祉資金利用者への利子補給等
21	復興土地区画整理事業等融資利子補給	復興土地区画整理事業及び復興市街地再開発事業により清算金を支払うこととなる権利者の資金調達に対する利子補給
22	小規模共同建替等事業補助	小規模な共同建替、協調建替等への補助
23	被災者向けコレクティブ・ハウジング等建設費補助	コレクティブ・ハウジング等の建築に際し、協同居住空間の整備費の一部を補助
24	隣地買増し宅地規模拡大利子補給	宅地が狭小なため隣接地を購入する資金に対する利子補給
25	景観ルネサンス・まちなみ保全事業補助	まちなみ形成上重要な建築物等の外観的復元、施設整備等に対する補助
26	高齢者住宅再建支援事業補助	高齢のため融資等が受けられずに自己資金で住宅再建をした被災者を支援
27	災害公営住宅入居予定者事前交流事業補助	災害公営住宅の入居予定者の事前交流事業に対する補助
28	被災宅地二次災害防止緊急助成	未復旧の被災宅地の二次災害防止のための復旧事業に補助
29	公営住宅入居待機者支援事業補助	災害復興公営住宅等への入居までの間、一時的に入居できる住宅を提供する事業に補助
30	災害復興グループハウス整備事業補助	災害復興グループハウス整備事業を補助
31	持家再建住宅等入居待機者支援事業補助	持家再建予定者等が、持家等に入居できるようになるまでの間、一時的に入居する住宅の家賃負担を軽減する事業に補助
32	公営住宅特別交換（暫定入居）支援事業補助	公営住宅の暫定入居制度を推進するための支援

【19950140】私道の復旧制度（神戸市）

- ・神戸市は、私道の公共性に鑑み、市民生活のための最低限度の通行機能を確保するとともに二次災害防止を図るため、一定の要件のもとに、応急措置が必要と思われる私道について、市民の申出に基づき市が応急措置を実施した。
- 要件
 - ・阪神・淡路大震災により被災した私道
 - ・幅員が2 m以上(側溝を含む)
 - ・不特定多数の住民が利用していること（当該道路の両端が既存の公道または私道に接しており行き止まりでないこと。ただし、行き止まりであっても道路に面して10戸または30名以上の住民が現に居住しているまたは居住していた場合は対象とする。）
 - ・私道の関係権利者の施工承諾及び当該私道を今後も一般交通の用に供する誓約が得られること
- 申出資格者
 - ・私道の関係権利者(所有者、地上権者等)及び利用者の代表者
- 応急措置の範囲
 - ・路面に著しく通行障害を及ぼしているものの除去(段差、ひび割れ補修等)
 - ・法面の崩壊防止のための応急措置(法面排水工、板柵工、シート張り等)
 - ・排水機能の回復(仮排水路等)

【19950141】宅地の被害状況の把握及び二次災害の防止（兵庫県・神戸市）

- 兵庫県は、宅地の被害状況の把握及び二次災害の防止を図るため、宅地防災相談所を設置するとともに、宅地防災パトロールを実施した。
- 危険な宅地被災箇所への周知
 - ・兵庫県は、梅雨期をむかえた平成7年6月、土砂災害等の二次災害が予想されることに対し、危険箇所を記載した塘図の配布等により周知を行った。
 - ・神戸市は、県が定めた土砂災害危険箇所のほか、宅地被災地区における擁壁崩壊等による被害が予想される箇所を加えた二次災害予想箇所を2,577か所指定し、被害が予想される世帯、地区等を示した住宅地図を区役所、消防署等に置いて閲覧できるようにした。

【19950142】擁壁等の補修制度の創設（国・兵庫県）

- 制度の創設
 - ・擁壁は個人財産であるため、補修に対する公費補助制度はなかったが、国・兵庫県は宅地所有者の経済的負担を軽減するため、公共事業による実施、補助制度の創設等を行った。
 - ・国・兵庫県では災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業の採択基準を擁壁を含むよう改正し、4月1日から、次の1)～5)の条件すべてを満たす場合には補修費用の9割を補助することとした。
 - 1)高さが3 m以上あること、2)移転適地がないこと、3)崩壊した場合、5戸以上の建物に被害が及ぶこと、4)河川、道路、公共施設等に著しい被害を及ぼすおそれのあること、5)修理費が600万円以上であること
- 制度の補完
 - ・上記の条件に合致しない場合には、住宅金融公庫の宅地防災工事資金等の融資を受けて補修することとなるが、阪神・淡路大震災復興基金では、被災者負担の軽減及び融資の促進によって早期の二次災害防止を図るため、利子補給により当初5年間は無利子になるようにした。
 - ・また、基金では、高齢者等で住宅金融公庫の融資等を受けられない場合、工事費の1/2を補助することとした。

【199501443】擁壁等の補修制度の創設（神戸市）

- 民間被災宅地の応急措置
 - ・神戸市は、二次災害の危険性が予想される被災擁壁が多く存在し、被災した土地所有者の経済的負担を軽減するため、次の要件に該当する場合、市で応急措置を講じた。施工対象の改善勧告等を受けた所は市内で1,845か所あり、そのうち419か所で応急措置が講じられた。
- 対象となる擁壁等
 - ・阪神・淡路大震災により被害を受けたもの
 - ・宅地造成等規制法に基づく改善勧告、改善命令または行政指導として改善要請を受けた者で二次災害(住宅等の建築物等への被害)防止策が必要と市長が認めるもの
- 対象者：個人
 - ・市に対し応急措置の申出のある者

- ・関係権利者の施工同意を得られる者
- ・所得制限(災害援護資金の要件と同一)に該当する者又は経済的負担の観点から特に必要と認める者
- 応急措置の範囲(直ちに本格復旧工事の必要な所は除く)
 - 1) 仮排水工、2) 崩土・被害擁壁の除去及び切土、3) 崩壊防止のためネット工、4) 土のう、シート張、5) 土留め柵工

【19950144】被災宅地二次災害防止対策事業補助（阪神・淡路大震災復興基金）

- 目的：
 - ・被災宅地の復旧にあたって、公共工事に採択されず、住宅金融公庫等の融資制度も利用できないなど宅地復旧が不可能な者に対し、二次災害の発生を防止するため応急復旧工事に要する経費を補助する。
- 補助対象者：宅地所有者
- 採択要件：
 - 1) 宅地造成等規制法に基づく勧告、改善命令、建築基準法に基づく改善命令または県あるいは市から宅地の改善に関する通知等の行政措置を受けたもの
 - 2) 被害度が大きくそのまま放置すると二次災害のおそれ大きい被災宅地の所有者
 - 3) 高齢者等で住宅金融公庫等の融資を受けられない者
- 補助対象等
 - ・危険物除去及び応急復旧工事に要した費用(工事費用の限度額300万円)補助率1/2(限度額150万円)

【19950145】民間宅地擁壁の道路災害復旧事業での復旧（神戸市・芦屋市・西宮市）

- 制度概要
 - ・神戸市、芦屋市、西宮市は、被災した民間宅地擁壁のうち、次の条件を満たす場合に限り道路災害復旧事業(復旧工法は原則としてブロック積(石積)擁壁)として市で施工する。
- 1) 被災した擁壁が幅2m以上の公道に面していること
- 2) 擁壁が倒壊して道路保全上復旧が必要と認められるもの
- 3) 擁壁の高さが2m以上(芦屋市は1.5m以上)
- 4) 擁壁の敷地を市へ原則として寄付してもらえるもの

【19950146】既存不適格建築等への対応方針（兵庫県）

- 阪神・淡路大震災では、兵庫県及び兵庫県下の特定行政庁は「兵庫県南部地震により被災を受けた既存不適格建築等の復旧に対する事務処理方針」を定め、建築基準法の弾力的な運用を図った。具体的には次の項目について弾力的な運用を図った。
 - ・大規模の補修について(第2条第14号関連)
 - ・修繕工事の権造上の安全性について(第20条第2項関連)
 - ・浄化槽の構造について(第31条第2項関連)
 - ・接道規定について(第43条関連)
 - ・用途地域について(第48条関連、施行令第137条の4)
 - ・容積率について(第52条、第59条の2関連)
 - ・日影による高さの制限について(第56条の2関連)
 - ・応急仮設建築物の取扱について(第82条関連)

【19950147】建築規制の運用例（神戸市）

- 神戸市では、以下のような建築規制の運用が行われた。（■は震災後3年間に限る）（次頁参照）

【19950148】道路整備型グループ再建制度の創設（神戸市）

- 道路が不足しているため住宅等の再建が進まない地域において、建築物の既存不適格問題の解決、土地の有効利用、防災性の強化等を図るため、土地所有者が自らの土地の一部を道路に提供することにより、住宅等の再建と道路の整備を地域（グループ）で協調して計画・実施する場合に、その活動を支援する制度。
- この制度は、近隣が協調して住宅等を再建し、併せて道路整備に取り組むもので一定の要件を満たす場合に、①整備計画の作成支援、②住宅建設資金融資に係る利子補給、③私道の整備助成を行うものである。

表 建築規制の運用

項目	内容
建築確認申請	<ul style="list-style-type: none"> ■戸建て住宅の接道規定 ■共同住宅・長屋の接道規定 ■用途不適格の建築物の建て替え □建ぺい率の緩和 □日陰規制の緩和 ■位置指定道路の基準の緩和
許可申請関係	<ul style="list-style-type: none"> ■仮設建築物の取り扱い1 ■仮設建築物の取り扱い2 ■仮設住宅の取り扱い ■日陰規制、用途不適格許可の取り扱い ■震災復興型総合設計制度の創設 □総合設計制度の拡充
条例による届出関係	<ul style="list-style-type: none"> ■共同住宅に附置する駐車場台数 ■附置義務駐車場の敷地外設置の緩和
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■申請等の手数料の免除

【19950149】神戸市震災復興総合設計制度の概要（神戸市）

- 対象：容積率の既存不適格建築物で震災から3年以内に着工するもの
- 補助の内容：低層住宅復興型、中高層住宅復興型があり、従来の総合設計制度より敷地面積、有効公開空地率などの適用条件を引き下げ、容積率の割り増しを震災前の延床面積を限度に引き上げる。

【19950150】優良建築物等整備事業の特例（兵庫県）

- 対象要件の拡充
 - ・地区面積要件の緩和1,000㎡→地区面積500㎡又は敷地面積300㎡
 - ・マンション建替えタイプ要件の区分所有者は、被災当時の区分所有者を含むものとし、マンション滅失に備えた手当てを実施する。
- 補助事業の拡充
 - ・すべてのタイプのプロジェクトの対象施設を補助対象とする。
 - ・消防施設、避難施設等、監視装置、建築物の防災性能強化(特殊基礎工事等)の各施設を補助対象とする。
- 非常災害時かさ上げ補助率の適用 国費1/3→2/5

【19950151】優良建築物等整備事業（芦屋市）

- ・芦屋市では、優良建築物等整備事業を活用し、建築設計費、建設費の一部を補助。
- 建築設計費、建設費の補助
 - 1) 要件
 - ・地区面積が概ね1,000㎡以上(500㎡以上でも対象となる場合もある)
 - ・中高層の耐火建築物または準耐火建築物を建てること
 - ・原則として幅員6m以上の道路に4m以上接すること
 - ・空地要件を満たすこと
 - 2) 補助対象
 - ・調査設計計画費(事業計画作成費、地盤調査費、建築設計費)
 - ・建築物除去等費(建築物除去費、整地費)
 - ・建物整備費の一部(通路・広場等の空地、供給処理施設、エレベーター・廊下等の共用部分等の整備費)
 - 3) 補助額：補助対象事業にかかる費用の2/5以内
- 利子補給制度
 - 1) 被災マンション建替支援利子補給
 - ・住宅金融公庫の災害復興住宅金融融資等を受け被災した分譲マンションを再建する区分所有者及び住宅供給公社等が建替えを代行したマンションを購入する被災者。
 - ・限度額は1,140万円以内。
 - 2) 被災マンション共用部分補修支援利子補給
 - ・被災分譲マンションの補修に要する費用のうち、住宅金融公庫の災害復興住宅(共用部分補修)融資資金で1戸当たりの借入額が100万円以上、災害発生から2年以内に融資の申込みが行なわれる

ケースが対象。

- ・限度額は150万円以内。

3) 補給率

- 両制度とも当初5年間は2.5%、6～10年は公庫融資の年利率から3.0%を減じた年利率となっている。

【19950152】定期借地権によるマンション再建（芦屋市）

- 敷地全てを公社が買収、定期借地権マンション建設の後、基の区分所有者へ分譲する方法
- 居住者の経済的な問題で、この方法を適用したが当初は役員以外の理解が得られず、ねばり強い説得で、マンション所有者全員一致で建て替えができた。負担額の平均は500～600万円

【19950153】地上権方式による再建（兵庫県住宅供給公社）

- コンサルタントにより地上権方式が採用される。公社が地上権で借地、新しいマンションを建設。マンション建設後は、地上権をはずし、建物を事業に参加した土地所有者に分譲するもの。転出者や保留床については、公社が持ち分を買い取り、第三者へ売却する。

【19950154】罹災都市借地借家臨時処理法の申請（神戸市）

		神住住計第1001号 平成7年1月30日
建設大臣	野坂浩賢様	
		神戸市長 笹山幸俊
罹災都市借地借家臨時処理法の適用について(申請)		
平成7年1月17日に発生した兵庫県南部沖地震のため、本市の市街地を中心に下記のとおり多大の被害が生じました。		
罹災地は、借地入、借家人も多く、これらの市民の住生活等の安定を図るためには、借地、借家の緩和関係を保護することが適当と考えます。ついては、本市を罹災都市借地借家臨時処理法の適用地域としてご指定いただきますよう申請いたします。		
記		
1 被害状況		
(1) 避難人数(1月28日現在)	213,024 人	
(2) 全壊・半壊棟数(1月29日現在)	・全壊 24,680 棟 ・半壊 29,299 棟	
(3) 焼失面積(1月20日現在)	1,021,995 ㎡	
2 所有関係別世帯数(昭和63年住宅統計調査)		
所有関係別	世帯総数	割(%)
主世帯総数	482,440 世帯	100.0
持家	248,170	51.4
借家	223,980	48.6
	公営	42,280 18.9
	公団公社	23,510 10.5
	民営	141,390 63.1
	給与住宅	16,790 7.5

【19950155】民間賃貸住宅の入居者への補助（伊丹市）

- ・伊丹市は、市内の民間賃貸住宅に居住していて一部損壊以上の被害を受け、その解体により住宅を失った高齢者・障害者等の世帯で、建て替えられた民間賃貸住宅に入居する場合、従前の家賃と新たな家賃との差額の2分の1（ただし月額2万5千円を限度）を補助する家賃助成及び敷金として、家賃助成月額の3か月分を補助する敷金助成を実施。

【19950156】家財道具保管場所の情報サービス（倉庫協会）

- ・倒壊した家屋から運び出した家財道具の保管場所がない被災者のため、兵庫県倉庫協会、大阪府

- 運輸倉庫協会、大阪府倉庫協会などは利用可能なトランクルームの情報サービスを行った。
- ・兵庫県倉庫協会には、4月28日までに2,131件の問い合わせがあり、そのうち909件が受託された。

【19950157】家財道具保管場所の提供（芦屋市）

- ・芦屋市では被災市民の家具等の一時保管場所として、独自に仮設物置を300個設置した。
- 設置場所 芦屋市浜風町地先(南芦屋浜埋立て地内)
- 募集個数
 - タイプ 大きさ(幅×奥行き×高さ) 募集個数 使用料(月当たり)
 - A 5.4m × 2.4m × 2.65m 160個程度 15,000 円
 - B 2.0m × 2.0m × 2.2m 140個程度 5,000 円
- 利用可能期間等
 - ・平成7年4月15日～8月15日(その後平成8年3月31日まで延長)
 - ・設置場所の出入りは9時30分から16時30分(その後10時から16時に変更)に制限されており、また4輪自動車ではしか出入りできない。
 - ・なお、仮設物置の設置場所は市営住宅の建設予定地になっており、予定通り3月31日をもって寄託者に明け渡しを命じるとし、引き続き保管を希望する場合には民間業者をあっせんする。
- 応募資格
 - ・全壊又は半壊のり災証明を受けたもので1世帯1個のみ

【19950158】雇用維持対策（国・兵庫県）

- 阪神・淡路大震災では、国の雇用維持対策として、雇用調整助成金制度や生涯能力開発給付金、中小企業事業転換等能力開発給付金及び中小企業事業転換等能力開発給付金制度の特例的な運用が行われるとともに、被災事業の再開に伴う雇用確保を支援する助成制度が創設された。また、兵庫県は、雇用調整助成金制度を補完する形で、雇用維持奨励金制度を復興基金事業として創設した。

【19950159】中高年被災者を対象とする各種就労対策の実施（兵庫県）

- (1)「被災地しごと開発事業」
 - 趣旨:仮設住宅の生活を余儀なくされて自宅に引きこもりがちになった被災中高年令者の民間企業での就職のきっかけ作りとして実施。
 - 事業内容
 - ・仮設住宅入居者か、全壊(全焼を含む)の家屋被害のあった45歳から60歳までの被災者を対象として、ピラ配り通行量調査などの軽労働を提供するという事業(1日5,000円,月10日以内)。
 - ・「被災地しごと開発事業」に登録していた者に対しては、就職等を希望し、支援を希望する者に対し、自立支援推進員が個別面談等を行い、就職等に向けた講習、職業訓練及び職場体験・就業体験の受講を指導し、就業を支援する。
- (2)「いきいき仕事塾」
 - 趣旨:被災地に住むおおむね55歳以上の方々を対象として、「いきいき仕事塾」を開設することにより、生きがいを支える。
 - 事業内容
 - ・被災地に住む高齢者を対象に、被災各地域において生きがいを支える仲間づくりにもつながる知識等を習得するための各種講座を開設。
 - ・週一回の講座で参加者には2,000円が支給される。
- (3)いきがい「しごと」づくり事業補助(復興基金)
 - 事業内容
 - ・被災高齢者等の新たないきがいとしての「しごと」の場・機会を提供する先駆的な事業を行うグループに対し、それに要する経費の一部を補助。
 - ・いきがい「しごと」への就業等を支援するための事業に要する経費を補助。
- (4)被災地求職者企業委託特別訓練等事業補助(復興基金)
 - 事業内容
 - ・中高年被災地求職者に対する企業委託方式の特別訓練事業等に要する経費を補助。
- (5)被災者雇用奨励金(復興基金)
 - 事業内容
 - ・被災者を新たに雇い入れた事業主に対する奨励金及び震災により離職を余儀なくされた者を新たに雇い入れた事業主に対する奨励金を、それぞれ一定の要件に該当する場合に支給。

・補助内容:雇用者1人あたり50万円を支給

(6)雇用維持奨励金(復興基金)

○事業内容

・被災地域を中心とした地域における雇用の安定を図るため、事業主が講じた雇用維持のための措置に要した経費の一部を支給。

○補助内容:雇用維持に要した経費の1/8または1/9

(7)被災者就業支援事業(復興基金)

○事業内容

・中高年齢の被災者(登録者)に対し、きめ細やかな相談援助や、民間企業での就職やシルバー人材センター、コミュニティビジネスなどの就業等を支援する事業に要する経費を補助。

【19950160】 公的雇用の創出（兵庫県）

○趣旨

・雇用創出のために国が設けた特別奨励金は45歳以上を対象としているため、学校を卒業しても仕事が見つからない人への対策がないこと、臨時雇用ではなく正規の雇用であるがその対策が不十分なことから、福祉や教育などの分野で重点的に雇用を拡大することを目的に実施。

○事業内容

- ・県職員給与を一律5%カットし、その財源をもとに雇用を創出する対策を実施。
- ・民間での雇用創出策を助成するための基金を創設
- ・公共部門での雇用拡大策として、保育所の保育士増員や被虐待児への心理的ケアを行うセラピストの配置、学校図書館の司書の充実など実施
- ・教員の新規採用を行い、小学校1、2年生の30人学級を、市町村と協力しながら実現。

【19950161】 災害弔慰金の支給（神戸市・芦屋市・西宮市）

○支給申請方法

・市町村が住民票等から対象者をリストアップし、郵送による支給手続を行っているところ(例:神戸市)、遺族からの申請に基づき支給事務を行っているところ(例:芦屋市、西宮市)等市町村によって申請方法等は異なる。

・神戸市の例

- ①市が住民票等から遺族を調査
- ②通知書、必要書類等を遺族に郵送
- ③返送された申請書を確認
- ④口座振込みにより支給

○支給事務開始時期

・神戸市の場合、震災後約2か月経過した3月16日から順次郵送を開始、芦屋市は2月17日から、西宮市は2月26日から受付開始と、市町によって支給事務開始時期は異なる。

○支給方法:「口座振込み」または「銀行渡り小切手」により支給

○その他:支給された災害弔慰金は、非課税扱いとなる。

○震災関連死の認定

・震災後、震災に関連する傷病等で死亡した場合は、死亡原因等の確認事務、審査会による審議を経るため、処理に長期を要するケースが多い。

【19950162】 災害障害見舞金（神戸市・芦屋市・西宮市）

○各市町における給付事務、相談等の開始は、4～7か月後と市町によって異なる。

○時期支給申請方法

- ・神戸市の場合、各福祉事務所で申請、相談を受付
- ・西宮市及び芦屋市では、問い合わせ専用窓口を設置して対応
- ・芦屋市では、身体障害者手帳(1級)の交付申請をした場合に、市から直接交付事務の連絡を行った

【19950163】 生活福祉資金特別貸付〔小口資金貸付〕

○生活福祉資金の特例措置として実施されたもので、所得制限はなく、簡単な手続き(身分証明書や印鑑、保証人の署名・捺印で可)で10万円(又は特に必要と認められる場合は20万円)を借りることができることから、申込者が殺到した。

○神戸市の場合、1月28日から貸付けの受付が開始され、当初は、「当分の間、受け付ける」とさ

れていた。その後、2月9日に急きょ受付が締め切られ、その旨の広報が不十分で、締切り後の貸付け希望者への対応に苦慮した。

○経緯等

- ・貸付原資の予算措置が間に合わないことから、県社会福祉協議会が金融機関から融資を受けた。
- ・窓口となる市町の社会福祉協議会に、他府県や県内の被災地以外の社会福祉協議会から計210名の職員の派遣を受けた。
- ・弔慰金制度の実施見込みや義援金の第一次配分もなされる等、所期の目的をほぼ達成したことなどを総合的に勘案して、2月9日をもって終了した。

【19950164】上下水道に関する個人負担への支援措置（神戸市・西宮市・尼崎市）

○被災自治体の中には、下記のような助成措置を講じているものがある。（次頁参照）

○また、西宮市では外郭団体の「水道サービス協会」において、受水槽の点検・修理、水洗トイレなどの修理を行っている。

表 上下水道の助成概要

融資等種類	実施市	限度額	融資等目的	返済条件	備考
排水設備の修繕費貸付	神戸市	1工事 50万円	水洗トイレの器具等の修理、配水管修理	無利子、20～36回の均等償還	新規制度
水道工事費の貸付	西宮市	20万円	水道の改造工事	無利子、20回以内の均等償還	既存制度
水道工事費の分納	西宮市	—	水道の新設・改造工事	6ヶ月～9ヶ月の分割納付	既存制度
家庭用水道管改造資金融資	尼崎市	30万円	水道の改造工事	市中金利、36回以内の元利均等償還	既存制度

【19950165】上下水道に関する水道料金の免除（神戸市・西宮市・芦屋市・宝塚市・明石市）

○被災自治体における水道料金については、下記のとおり減免等の措置が講じられているが、その内容は自治体によって次のようになっている。

表 上下水道の水道料金の免除措置

市名	免除措置等の概要
神戸市	市内全世帯、事業所を対象に、上下水道基本料金(1,210円)を1か月間免除する。早期に復旧した家庭で漏水や断水家庭への供給で通常の使用料を大幅に上回った場合は再計算に応じる。1月17日以前に検針した上下水道料金の請求は、通常の納期限から2か月延長できる。
西宮市	断水しなかった一部地域を除き、1月17日から2月28日までの上下水道料金の全額を免除する。
芦屋市	市内全世帯について、1月17日から3月15日までの間(一部地域は1月31日まで)の水道料金は、全額免除とする。 また、平成6年度5期前期分(12月、1月)の給水料金及びメーター使用料についても描額措置を講じるとともに、納期を延期する。
宝塚市	一部地域を除き1か月分の水道料金を全額免除とする。
明石市	地震発生以後に検針した上下水道料金の基本料金を全世帯で1期(2か月)分免除する。

【19950166】学校教育施設の再建（兵庫県）

○学校施設の復旧対策

- ・県立学校については、1月21日、兵庫県より各学校長宛てに、ガラス修理、急配水設備の改修等を指示しており、被害の大きい学校については建物の危険度調査を実施し、使用禁止等の措置を行い、二次災害の防止に努めた。
- ・市町立学校については、1月30日から2月3日にかけて、文部省や他府県の技術職員37人の応援を受け、応急危険度調査を実施した。そしてこの結果を踏まえ、仮設校舎の建築計画を策定し、建築に着手した。また3月6日から10月13日にかけて、公立学校の災害復旧に係る文部省・大蔵省の災害現地調査を実施し、併せて復旧工事を行った。
- ・私立学校については、学校側の要請により、文部省の技官が約90校について危険箇所の調査を実施している。
- ・阪神・淡路大震災では、被災校がそのまま避難所となり、避難住民の生活との関係から、事前調査や国の査定がはかどらなかったこと、また8月から9月にかけて公共・民間の他の解体・建設事業

と競合したことなどから、学校施設の解体・建替え等の補修工事は大幅に遅れた。

【19950167】 仮設校舎の建設（兵庫県）

○現行制度では、国庫補助の対象となるのは校舎の建替え等の場合に限られているが、校舎そのものは被害を受けていないものの、避難所として利用されていることにより教室が使用できない学校があった。このため、文部省（当時）との協議の結果、これらの校舎が仮設校舎を建設する際にも補助の対象とすることが認可された。

【19950168】 私立学校等に対する復旧支援（兵庫県）

○私立学校施設の復旧に関しても、現行制度で国庫補助の対象となるのは学校教育法の第一条校の私立学校のみであり、学校法人が設置する専修学校及び外国人学校に対しては補助の対象外となっている。しかし、阪神・淡路大震災ではこれらの私立学校に対しても特例的措置として、(財)阪神・淡路大震災復興基金による補助(私立学校仮設校舎補助、私立学校復興支援利子補給、私立専修学校・外国人学校施設等災害復旧費補助)を行った。

【19950169】 被災者を対象とした教育支援制度（西宮市）

表 被災者を対象とした教育支援制度

制度名	対象	助成内容	申請要件など
公立幼稚園保育料など減免	公立幼稚園	入園料・保育料 (平成7年12月分まで)	全・半壊の被災など
就学奨励金	小・中学生	給食費・学用品など	被災により、市民税の非課税世帯または減免の扱いを受けた場合など
私立高校授業料など減免	私立高校生	入学料・授業料 (平成7年12月分まで)	全・半壊の被災など
給付奨学金	高校・高専など	国公立5,500円/月 私立11,000円/月など	被災の程度を考慮して認定

【19950170】 奨学金の貸与（日本育英会）

○日本育英会では、奨学金の貸与について被災者特別枠(一部損壊以上の被災者が対象)を設定し、定期(5, 6, 7月及び10月)以外の時期における採用、所得基準についても震災後における実態に応じた所得とすることなどにより対応している

○申請先

- ・大学生……………各大学
- ・高校生等………日本育英会都道府県支部

○貸与月額………いずれも自宅外

- ・高等学校 国公立18,000円 私立30,000円
- ・大学 国公立41,000円 私立54,000円

【19950171】 大学入試日程の変更情報（大学入試センター）

○兵庫県南部地震による国公立大学の入試日程の変更情報を大学入試センターのハートシステムで提供した。変更情報の一覧表は、兵庫県内被災地域の多くの県立高等学校で閲覧可能であり、また、ハートシステムの端末を、県教委、5県立高校に設置した。

○特例入試の実施

○被災した受験生を対象とする特例入試(再試験・再募集)を3月下旬から4月上旬にかけて実施した。特例入試を実施する大学及びその概要については、大学入試センターにおいて、次の方法により情報を提供した。

○ハートシステム(NTTのビデオテックス通信網=キャプテンを利用)

- ・端末を県教委、5県立高校他計11か所に設置し、志望大学の情報検索を可能とした。(ガイドブック「国公立大学の特例入試の概要」の発刊)
- ・被災地域の教育委員会や高等学校等に配備した。

○受験地における宿泊場所のあっ旋

- ・国立オリンピック記念青少年総合センター
- ・(財)内外学生センター(大阪、京都、神戸各学生相談所)

【19950172】 ボランティア活動のコーディネート

○西宮ボランティアネットワーク(NVN)によるコーディネート業務

- ・ボランティアの受付は当初市役所の人事課で行っていたが、市役所全体の機能が混乱している中でボランティアに的確な指示を出すことができなかった。このような状況の中で、行政と連携した新しい形としてのボランティアネットワークとして、西宮ボランティアネットワークが誕生し、ボランティア受付業務をボランティア自身が行った。

○ボランティア活動のコーディネートに関する課題

- ・阪神・淡路大震災では、ボランティアの受付・登録の際に、活動調整を行うボランティアセンターが区単位で整備されていなかったため、それぞれの避難所や被災地からのボランティアニーズに迅速に対応できなかったことが指摘される。実際に、市町社会福祉協議会ボランティアセンターは、災害当初、一部の市町を除き平時のボランティア推進体制が十分に機能せず、大量のボランティアニーズとボランティアを効果的に結びつけることができなかった。このため、ボランティアと行政をつなぐコーディネートの機能を確立するとともに、各機関の連携を強化しておく必要がある。
- ・被災状況等の情報提供やボランティア活動に関するニーズの把握と情報提供を行う窓口がなく、全国のボランティア団体等に必要な活動要請を行うことができなかった。また、市役所全体の機能が混乱している中でボランティアに的確な指示を出すことができなかった。このため、ボランティア団体の中に中枢機能を組織するシステムを持たせることを検討し、行政との連絡や連携について、あらかじめ確認しておく必要がある。
- ・阪神・淡路大震災では、経験豊富なコーディネーターがほとんどいなかったこと、緊急時にボランティア拠点の中枢機能を組織する民間等スタッフの参加システムがなかったことも問題として指摘された。このため、災害発生時に全国から集結したボランティアを機動的に活用するために不可欠であるボランティアコーディネーターが不足しないよう、コーディネーターの要請・研修体制の早期確立・充実を図るとともに、地元ボランティアとの連絡・結合体制の確立を図る必要がある。

【19950173】 地域医療体制の早期整備対策の実施（兵庫県）

○仮設診療所等の設置

- ・震災により被災した医療機関の復旧が遅れている地域や、避難所及び応急仮設住宅付近の一時的な人口増加に伴い医療ニーズが拡大した地域に対して、応急的な仮設診療所の設置の必要性があった。このため、兵庫県は、国の補助を得て、仮設診療所(9施設)及び巡回歯科診療車(10台)が設置された。

【19950174】 災害復興ボランティア活動に対する助成（兵庫県）

表 災害復興ボランティア活動に対する助成

区分	助成の対象となる経費	構成人数	助成額等
一般活動費 助成	ボランティアグループが活動を行うために要する一般的経費 (交通費・通信費・ボランティア保険掛け金等)	5人以上の グループ	・年活動日数が6日以上の場合 年額3万 ・年活動日数が24日以上の場合 年額6万
特別活動費 助成	当該ボランティア活動固有の経費 (原材料購入費・活動機器・機材の 借上げ費等)	5人以上の グループ	・1事業当たり15万円以上 (3万円未満は対象) ・1グループ年間2回を限度

【19950175】 被災医療機関に対する復旧支援

○医療機関に対する復旧支援

- ・震災により被害を受けた医療施設等について、その復旧に要した経費に対して災害復興費補助事業(国庫直接補助事業)による支援を行った。なお、阪神・淡路大震災では、病院群輪番制病院、救命救急センター等の政策医療を担う民間病院及び看護婦宿舎が新たに補助対象となり、かつ、公的病院の補助率が1/2から2/3へ引き上げられた。
- ・阪神・淡路大震災では、被災した病院や在宅当番医制等の政策医療を担う診療所の復旧・再建支援として、これらの病院を新たに「医療施設近代化施設整備事業」の補助対象とした(補助率2/3)。

○民間医療機関への復旧支援策についての課題

- ・阪神・淡路大震災では、民間医療機関の再建に対して、国の助成や復興基金による融資への利子補給等の支援が行われている。

【19950176】福祉施設の復旧事業

- 福祉施設の復旧に際し、「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に対する法律」の適用により、社会福祉法人設置の福祉施設の復興が行われた。

【19950177】被災者のこころのケア対策（兵庫県）

- 「こころのケアセンター」の設置
 - ・被災者のPTSD等に長期的に対応し、かつ被災精神障害者の地域での活動を支援するため、阪神・淡路大震災復興基金の助成を受け、兵庫県精神保健協会が開設・運営した。精神科医を約80名配置したほか、精神科ソーシャルワーカー、心理職等の専門職員を配置し、被災者の心の健康回復に対処した。
 - ・その他のこころのケアの実施として、神戸市では6箇所に地域精神保健活動の拠点としての保健所精神救護所を設置したほか、避難所への精神巡回医療、被災者全員に対するPTSDの啓発冊子の配布、ボランティアの燃え尽き症候群防止のための公演会や研修会の開催等を行った。
- こころのケア事業に関する課題
 - ・阪神・淡路大震災によって、PTSDが注目されたが、震災によって新たに精神障害が発症するケースの増加ばかりでなく、震災により既往症状が再発するケースも増加したため、通常以上の医療ニーズが発生した。このため、精神科医・精神科ソーシャルワーカー・心理カウンセラー等の専門職員の確保策を検討しておくことが必要である。
- 阪神・淡路大震災復興基金での事業例

表 阪神・淡路大震災復興基金での事業例

事業名	事業内容
アルコールリハビリテーション事業補助	アルコール依存者の社会的自立を促進するアルコールリハビリテーションホームの設置、運営を補助
「こころのケアセンター」運営事業補助	被災者のPTSD(心的外傷後ストレス障害)等への対応など、地域に根ざした精神保健活動の拠点として設置される「こころのケアセンター」(1カ所)及び「地域ケアセンター」(16カ所)の運営を補助

【19950178】子どものこころのケア対策（兵庫県）

- 阪神・淡路大震災では、被災した子どもたちのこころのケアのため、1月20日から児童・生徒の被災状況に関するヒアリングを実施した。2月2日には、北海道教育大学藤森助教授夫妻より、北海道南西沖地震の体験をもとに作成した「危機介入ハンドブック」を、また3月20日には、日本小児医学研究会より「災害時のメンタルヘルス」の寄贈を受けたため、これらを各教育機関へ配布し、子どものこころのケアに対する配慮を依頼している。
- 2月20日～3月24日には、「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア事業」を展開するとともに、またこの期間中の2月21日と3月23日には「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア研修会」を開催した。

【19950179】震災復興緊急整備条例（神戸市）

- 神戸市震災復興緊急整備条例（平成7年2月16日神戸市条例第43号）（次頁参照）

【19950180】重点復興地区等の指定（神戸市）

- 神戸市においては、震災復興緊急整備条例が施行され、「重点復興地区」「震災復興促進地区」を指定し、市街地整備を行っている。
- 重点復興地区では、土地区画整理事業及び市街地再開発事業を適用し面的な整備、住宅の供給を図っている。

表 神戸市震災復興緊急整備条例（神戸市）

（目的）

第1条 この条例は、震災復興事業としての市街地と住宅との緊急整備を円滑に推進することにより、災害に強い活力ある市街地の形成及び良好な住宅の供給を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の例による。

2 この条例において「建築物等」とは、建築物及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。

3 この条例において「震災復興事業」とは、兵庫県南部地震により甚大な被害を被った市街地及び住宅を復興するために行われる事業をいう。

（復興の理念）

第3条 市長、市民及び事業者は、市街地の復興に当たっては、震災の教訓を生かした、災害に強い街づくりの形成を協働して行うように努めなければならない。

（市長の責務）

第4条 市長は、市街地及び住宅の復興に関する計画を速やかに策定し、これを市民及び事業者に広く公表するとともに、震災復興事業を推進し、その他必要な施策を講じる責務を有する。

（市民及び事業者の責務）

第5条 市民及び事業者、市街地及び住宅の復興に努めるとともに、震災復興事業に協力する責務を有する。

（事業者への要請）

第6条 市長は必要に応じて震災復興事業にかかわる事業者に対し、当該事業の推進を要請することができる。

（促進区域等の指定等）

第7条 市長は、震災復興事業等との整合性を図りつつ、甚大な被害を被った市街地のうち、災害に強い街づくりを進める必要性のある区域を震災復興促進区域（以下「促進区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、促進区域のうち、建築物の集中的倒壊及び面的焼失その他の甚大な被害を被った地域であり、かつ、災害に強い街づくりの観点から特に緊急的及び重点的に都市機能の再生、住宅の供給、都市基盤の整備その他の市街地整備を促進すべき地域を、整備目標を定めることにより、重点復興地域（以下「復興地域」という。）として指定することができる。

3 市長は、第1項の規定により促進区域の指定文は前項の規定により復興地域の指定をしたときは、その旨を告示する。

（促進区域等の指定の変更）

第8条 市長は必要があると認めるときは、前条第1項の促進区域の指定文は同条第2項の復興地域の指定を変更することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により同条第1項文は第2項の指定を変更する場合について準用する。

（建築の届出）

第9条 促進区域内において建築物等の建築をしようとする建築主は、規則で定めるところにより、建築物等の建築の内容を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる建築物等の建築については、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体等が震災復興事業として行う建築物等の建築

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物等の建築

(3) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類するもので、階数が2以下であり、かつ、地階を有しない建築物等の建築（復興地域内のものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に震災復興事業の施行に支障がないと認める建築物等の建築

（情報の提供及び協議）

第10条 市長は、前条の届出があった場合においては、当該届出に係る建築主に対し、災害に強い街づくりに関する情報を提供し、及び当該届出に係る建築主と当該届出に関する協議を行うことができる。

（施行細目の委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、この条例の施行日から起算して3年を経過した日に、その効力を失う。

【19950181】 災害に強い交通ネットワークの構築（神戸市）

1) 復興計画の中での位置づけ

- 神戸市は、復興計画において道路整備に関する施策として、
 - ・道路の安全性・快適性の向上(コミュニティ道路、歩道の拡幅・設置等)
 - ・道路のバリアフリー化(段差の切り下げ等)
 - ・災害時における避難路としての機能、延焼を防止する防火帯としての機能等の役割を考慮した、格子状広域道路網・街路網の形成を掲げている(目標別復興計画より)。
- 各施策のうち、市民生活や都市基盤の復旧・復興にとって緊急かつ重要な施策を「シンボルプロジェクト」として選定しているが、そのひとつに「多様性のある交通ネットワークの形成」が掲げられている。これは、災害時に確実に円滑な交通を確保するため、海・空・陸の複数の交通手段を活用し、多重かつ代替性のある交通ネットワークの形成を図ることを目的としたものである。

2) 交通ネットワークに関する課題

- 高速道路、鉄道など高架構造物の倒壊、沿道建物の倒壊、路面崩壊などにより、被災地内の道路容量は大きく低下した。国内の東西交通を担う主要幹線が被災地を通過していたことから、国内東西交通にも大きな打撃があった。
- この地震では、わが国の東西交通を担う主要幹線が神戸市を通過していたため、東西間の交通は壊滅的な打撃を被った。また、唯一残された中国自動車道も宝塚付近で橋梁が損傷し、地震後10日間は通行止めで長期間交通規制が続いた。このため、国道9号や舞鶴自動車道等の日本海への迂回が発生し、日本海ルートへ向かう道路でも大渋滞が発生した。

【19950182】 港湾関連施設の整備（神戸市）

- 神戸市復興計画では、港湾における防災拠点及び防災支援施設の整備を位置づけ、物流空間としての整備・再開発のみならず、親水空間としての役割をも重視した再開発を掲げている。また神戸市は、復興計画の一翼を担う計画として、震災前の「神戸港復興計画」をもとに、「重点整備による早期復興」「災害に強い防災港湾づくり」「市街地の復興との調和」を加えた新たな神戸港復興計画を策定し、港湾関連施設の整備を図っている。

【19950183】 公園の防災拠点としての整備（神戸市）

- 阪神・淡路大震災における都市公園の利用状況を調べた調査(「大都市都市公園機能実態共同調査」(平成6年度)及び「兵庫県都市公園利用実態調査」)によると、神戸市内367の都市公園のうち48%公園が避難地や物資の配給拠点、ボランティア団体等の活動基地や駐屯地等として使用された。街区公園等の市街地の小規模な公園も、自宅の見える避難地として、また家財道具の一時保管場所等として活用された(「阪神大震災緊急調査報告書」平成7年6月、(社)日本造園学会)。
- これらの状況を踏まえ、神戸市復興計画では、街区公園や近隣公園を地域防災拠点のひとつとして位置づけ、整備を図る方針を掲げている。
- 阪神・淡路大震災では、断水下の非常用水として河川水が利用されたが、親水性護岸の整備されていない箇所では利用が困難であった(「阪神大震災緊急調査報告書」平名7年6月、(社)日本造園学会)。このため、神戸市復興計画では、河川緑地軸の形成を目指し、その一環として親水性護岸の整備を推進している。

【19950184】 電線類の地中化の推進（神戸市）

- 阪神・淡路大震災の際、架空方式の電柱類は倒壊し、緊急輸送や消防活動、通行等の障害となった。また、地下埋設の電線類は、車道・歩道の損壊により損傷を受けた。神戸市復興計画では、防災上の安全性の向上と都市景観への配慮により、電線類の地中化の推進を掲げている。しかし、道路の損壊により地中化された電線が損傷を受けた場合、その復旧には相当な時間を要するという問題点が指摘されている。

【19950185】 集合住宅上下水道復旧工事の遅れ

- 兵庫県内では、震災当初、約126万5千戸が断水し、被災地外の自治体から工事応援を受けたものの、被災地の上水道が仮復旧したのは2月28日、また下水道の仮復旧は4月20日と、復旧に長期間を要したことから、住民のイライラがつのり、復旧の見通しについての問い合わせが多くみられた。
- また、各被災自治体では、断水期間中、自衛隊の支援などにより給水車による給水のほか、学校・避難所、路上に24時間給水可能な臨時給水所を設置し、被災者に対する給水の確保に努めていた。
- なお、集合住宅の場合は、受水槽までの上下水道管の復旧が完了しても、建物内の給排水管等に

損傷がある場合、復旧工事・費用が自己負担となることもあって、各戸への通水及び排水には更に長期を要している。

【19950186】道路整備計画の見直し（神戸市）

- 阪神・淡路大震災では、復興期の都市施設整備計画が住民の反対により取り消しや縮小となった例がある。例えば、東灘区森南地区では、新駅設置に伴う駅前広場と道路の拡幅が土地区画整理事業に含まれていたが、住民の反対により、結果的に都市計画道路の17m道路を計画から削り、南北道路の一部を拡幅する修正案となっている。
- このため、都市計画道路等の計画されている都市施設を震災後もそのまま復興計画に位置づけるのかどうか、すなわち既存の計画の扱いや復興期におけるその位置けについて検討する必要があった。

【19950187】民有の海岸保全施設の復旧・復興（阪神・淡路大震災復興基金）

- 阪神・淡路大震災復興基金により、民有の海岸保全施設の復旧・復興のための資金借入れに対して、当面5年間、1%の利子補給を行った。

【19950188】文化財の復旧対策（兵庫県）

1) 文化財の復旧事業の実施

- 兵庫県は、平成7年1月19日より、被災市町教育委員会への問い合わせ、文化庁担当官及び近畿2府3県の専門職員の協力を得て、国・県指定文化財等についての被害状況調査を実施した。調査の結果、国指定文化財は546件中45件が、県指定文化財は717件中54件が被災していることが判明した。
- このため、平成7年度から平成9年度の3箇年を原則期間として、被災を受けた国・県指定文化財のうち建造物を中心に復旧事業を実施することとした。ただし、重要伝統的建造物群保存地区内の個人住宅の修復は、平成6年度より国庫補助事業により緊急対応し、平成8年度終了を目指して実施された。
- また、文化財所有者の負担軽減のため、災害復旧に係る国庫補助のかさ上げ、「阪神・淡路大震災復興基金」やモーターボート収益金による助成及び文化財保護振興財団による助成を得て復旧事業を行っている。
- 各種助成措置の方策は次のとおりである。
 - (1) 国・県・市町指定文化財：災害復旧事業の所有者負担額の1/2を復興基金により助成。
 - (2) 未指定文化財のうち、建築学会が調査した景観形成建築物及び同候補物件、並びに市町指定文化財候補物件について助成。
 - (3) 文化財保護振興財団の協力により、修理費の募金活動を実施。

2) 文化財の復旧に当たっての課題

- 文化庁が修復するのは国指定の重要文化財のみであり、文化財指定を受けていない建造物の修復には費用面での困難が伴った。小規模の神社等では、倒壊した建物の建築部材が再利用できる場合でも、修復するには新築よりも費用がかさむという理由から取り壊してしまったところも多かった。

3) 文化財レスキュー事業の実施

- 文化庁・東京国立文化財研究所などの国関係機関及び文化財・美術関係団体の協力により「阪神・淡路大震災被災文化財等救援委員会」を設置し、県内の寺社、個人住宅、博物館・美術館・資料館等の被災に伴う文化財等の廃棄・散逸を防止することを目的とした「文化財レスキュー事業」を実施した。救援の対象には、国・県・市町指定文化財のほか未指定の文化財も含み、費用は無償とした。

【19950189】被害額の把握（兵庫県）

- 兵庫県では、被災直後から産業被害の状況把握に精力的に取り組んだ。しかしながら、通信網と交通網のダメージが大きく、また個別企業等の被害が大きいため全容の把握は困難を極めた。県としても被災地の巡回、写真撮影、被害調査の聞き取りを行うとともに大企業、商工会議所、商工会連合会、業界団体、組合、外資系企業に組織的に電話照会を行い、県警発表の家屋倒壊・焼失状況等を勘案しながら、被害額の推計に努めた。

【19950190】 総合相談所の設置（神戸市）

表 神戸市総合相談所の事業概要

事業名	事業主体	事業概要
総合相談所での相談の実施	国 兵庫県 市 民間	<p>■総合相談所での相談の実施</p> <p>[事業概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災に伴う神戸・阪神間の経済環境の変化に体操するため被災地域に総合相談所を開設し、被災企業等の記入、税務、法律等の経営相談を実施する <p>[7年度－11年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 7年度事業 <p>上記事業の実施（相談件数：16,198件（7月末現在））</p>
	国 兵庫県	<p>■被災中小企業組合等の相談事業の実施</p> <p>[事業概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災中小企業組合の今後の運営に関する金融・税務・法律等の個別専門指導等の実施に対し助成する <p>[7年度－11年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 7年度事業 <p>被災中小企業組合復興支援事業 補助率 10/10（県1/2、国1/2） 対象 兵庫県中小企業団体中央会 内容 移動中央会の開催 2回 個別専門指導の実施 18回</p>

【19950191】 地域経済復興に関する国の特例措置および地方公共団体独自の施策

表 地域経済復興に関する国の特例措置および地方公共団体独自の施策（1）

事業名	事業主体	事業概要
創設・拡充された中小企業金融公庫等の融資制度の活用による中小企業の緊急復旧・本格復興の支援（災害復旧貸付制度の実施）	国 兵庫県 市町 復興基金	<p>■緊急災害復旧資金融資制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 融資対象者 事業所の建物に直接被害を受けた中小企業者等 [融資目標額4,000億円（県2,900、神戸市1,100）] 資金使途 店舗、工場建設（仮設含む）等に要する設備資金及び災害復旧に要する運転資金 融資条件 限度額 企業5,000万（組合1億円） [うち運転資金3,000万円、組合6,000万円] 利率 2.5% 期間 10年（措置3年） 信用保証 必要 利子補給 対象者：事業所が全・半壊（全・半壊）した中小企業者等 対象限度額：融資額のうち2,000万円以下 期間：当初3年（3年間実質無利子）
	兵庫県 神戸市	<p>■緊急特別資金等の融資対象者の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 融資目標額 600億円 融資対象者 平成7年1月18日以降、1ヶ月間の売上げが前年同月比20%以上減少し、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上げが前年同月比20%以上減少または減少見込みの者 融資条件 限度額2,000万円 利2.8% 期間5年（据置1年） 信用保証原則必要

表 地域経済復興に関する国の特例措置および地方公共団体独自の施策（２）

事業名	事業主体	事業概要
創設・拡充された中小企業金融公庫等の融資制度の活用による中小企業の緊急復旧・本格復興の支援（災害復旧貸付制度の実施）	国 兵庫県 神戸市 復興基金	<p>■中小企業災害復旧貸付制度の充実強化</p> <p>政府系中小企業金融機関（中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫、環境衛生金融金庫） 直接被害を受けた特別被害者に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金利の引き下げ[当初3年間3.0%→同実質2.5%] ・貸付限度額の引き上げ[1,000万円→3,000万円] ・貸付期間及び据置期間の延長[10年(据置2年)→15年(据置5年)] ・利子補給 対象者:特別被害者(直接被害者)のうち事業所が全・半壊(全・半焼)した中小企業者等 対象限度額:融資額のうち2,000万円以上 期間:当初3年間(3年間実質無利子) <p>■小企業等経営改善融資(マル経)の貸付限度額の引き上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民金融公庫 被災企業者のうち、特に経営基盤が脆弱で担保力の乏しい小企業者等について貸付限度額を引き上げる(550万円→750万円)
	宝塚市 (類似制度創設市:尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、川西市)	<p>○災害復旧融資制度の創設</p> <p>被災を受けた中小企業の災害復旧のための設備資金・運転資金等を低利で融資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業振興事業災害特別資金 資金使途 災害復旧のための設備資金または運転資金 限度額 1,500万円以内(据置3年以内) 貸付期間 10年以内貸付利率年2.5% ・小規模企業振興事業災害特別資金 限度額500万円以内(他は同上)
	国	<p>○本格的事業復興のための災害復旧貸付制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資条件 限度額 中小企業公庫1.5億円→3億円 国民金融公庫3,000万円→6,000万円 ・期間(設備資金) 10年(措置2年)→15年(措置2年)
中小企業への既往融資償還猶予等条件変更弾力化	国 兵庫県 市町	<p>○既往債務の返済猶予</p> <p>[事業概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業触官制度の返済猶予:1年間の償還期間延長 ・中小企業設備近代化支金等の償還免除 ・中小企業設備近代化資金等の返済猶予:2年以内の償還期間延長 ・政府系中小企業金融機関の既往債務の返済猶予 ・中小企業事業団の高度化融資の償還期限延長:3年以内(現行2年以内)延長
	国 兵庫県	<p>○中小企業設備近代化資金貸付金等の償還期間の延長</p> <p>被災した中小企業者に対する設備近代化資金貸付及び設備貸与に係わる償還期間等を延長する。</p> <p>近代化貸与 現行5年(据置1年)→7年(据置1年) 設備貸与(割賦) 現行4年半(据置6ヵ月)→6年半(据置6ヵ月)</p>
信用保証制度の充実、信用保証料の補助	県信用保証協会	○信用保証制度の充実-被災した中小企業に対する信用保証限度額を拡充
	国 兵庫県 市町 民間	○信用保証協会基本財産の造成 保証協会は基本財産の60倍を超えて補償できないことになっており、現在の保証協会の基本財産の状況では、中小企業の災害復興への取り組みに支障をきたす恐れがあるため、基本財産の緊急造成を行う。
	市	○信用保証料の補助 災害復旧融資を利用する中小企業等に対し、信用保証料を市が負担する。(神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、芦屋市、宝塚市、川西市)
中小企業への緊急災害復旧資金融資等への利子補給	洲本市	<p>○政府系金融機関等の融資制度利用者に対し、利子補給を行う。</p> <p>(類似制度創設市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明石市、津名町、淡路町、一宮町、五色町、東浦町、緑町、西茨町、三原町、南淡町

表 地域経済復興に関する国の特例措置および地方公共団体独自の施策（3）

事業名	事業主体	事業概要
中小企業設備近代化資金貸付金等規模拡大	国 兵庫県	○被災地域における設備資金需要に対応し、被災中小企業者の事業活動再開を支援するため、設備近代化資金貸付および設備貸与の事業規模の拡大を図る。
事業用地等の情報提供、あつ旋	国 兵庫県	○事業用地の情報提供とあつ旋 被災工場で一刻も早い操業再開を希望する企業のため、県下の産業団地、その他一般用地、空工場等に関する情報を収集し、総合相談所を通じて情報提供を行う。
仮設工場、店舗、事務所等の設置支援	国 兵庫県 神戸市	○仮設工場の設置支援 ケミカルシューズ、機械金属業界等に対し、本格的な操業に備え、受発注取引ルートの確保を図るため、当面の応急措置として仮設工場を設置し、早期事業再開を支援する。
	国 兵庫県 市町 復興基金	○第3セクター等が共同仮設店舗を設置し、商業者に賃貸する事業や商業者の団体が共同仮設店舗を設置する事業に対し支援することにより、商業の早期復興を図る。 ・中小企業高度化事業 第3セクター等が共同仮設店舗を設置し、商業者に貸与する場合に、その設置に必要な資金の一部を融資する。 ・共同仮設店舗緊急対策事業 商業者の団体が共同仮設店舗を設置する事業に対し、その設置に必要な資金の一部を助成する。
事業共同組合等の共同施設の機能復旧支援等	国 兵庫県	○被害を受けた事業共同組合等の共同施設の復旧に要する経費の一部助成 ・対象 事業協同組合、共同組合 ・対象施設 倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、販売施設 ・補助率 3/4
	兵庫県 市町、民間	○復興支援チームによる商店街・小売市場の指導
商業基盤施設、商業施設の整備に対する補助・低利融資	国 兵庫県	○商業基盤施設整備に対する補助・低利融資 ・商業基盤施設等整備に対する補助 被害を受けた商居街・小売市場のアーケード・カラー舗装等の商業基盤施設の再整備に要する経費の一部を助成することにより、円滑な商店街・小売市場の復興を図る。 ・災害復旧高度化事業 商店街・小売市場がアーケード・カラー舗装等の共同施設や共同店舗等の施設を再整備する場合、その整備に要する費用の一部を融資する。
	国 兵庫県	○商店街等の共同施設等の復旧に対する補助・低利融資 ・商店街等の共同施設等の復旧に対する補助 被害を受けた商店街・小売市場のアーケード・カラー舗装等の共同施設や共同店舗等の施設の復旧に要する経費の一部を助成する。 ・災害復旧高度化事業 商店街・小売市場がアーケード・カラー舗装等の共同施設や共同居舗等の施設を復旧させる場合、その復旧に要する一部を融資する。

【19950192】商店街・小売市場共同仮設店舗の整備等

- 復興基金事業として、被災した商店街・小売市場が整備する共同仮設店舗の建設費等に対して助成を行った（補助率1/4、助成限度額建設の場合1,000万円；リースの場合500万円）。
- 商店街・小売市場共同施設建設費補助事業として、被災した商店街・小売市場が設置するアーケード、カラー舗装等の共同施設の建設費に対する補助を行った。
- 工業施設の復興に当たっては、中小工場の事業再開支援策として金融支援と仮設工場の建設を中心に実施されたが、被害が大きかった地域においては、建築基準法第84条（被災市街地における建築制限）の地区指定により、建築活動が震災直後から2か月間制限されるとともに、市街地開発事業等の都市計画決定により、建築活動が制限された。

事例コード | 199701

1997年（平成9年） 針原地区土石流災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①市勢

出水市境町針原地区は、鹿児島県の北西部、熊本県との県境に位置する近郊である。地形的な条件や年間を通じて温暖な気候を活かしてみかんが生産されており、「針原みかん」として県内外でも有名であった。高齢化率は25.0%（平成17年国勢調査）であり、全国平均20.1%よりも高い値となっている。



図1 出水市の位置

②被害の概要

平成9年7月7日から9日にかけて鹿児島県出水市では降雨が続いた。その影響で、針原川の上流部から、多量の水を含んだ崩土が流下し、砂防ダムから越流した土砂は土石流化して、10日午前0時44分頃に針原地区へ氾濫・堆積した。

流下した土石流は針原地区の集落の途中で停止・堆積したが、土砂泥流部分が更に流下・拡散し、住家や主産業であるみかん園等に多大な被害をおよぼした。また、針原川沿いの河川は堆積した流木などにより堰き止められ、増水し、床下浸水等の被害が発生した。

結果、針原地区では、死者21名、重軽傷者13名、全半壊家屋18棟、床上浸水4棟、床下浸水17棟、農地10.2ha、農道10箇所、市道1箇所等の被害が生じた。



写真1 被災前の針原地区(左)と被災後の針原地区(右)

(出典) 出水市『出水市針原地区土石流災害の記録』

(2) 災害後の主な経過

表1 災害後の主な経過（出水市の取組状況）

年	月日	項目
平成9年	7月9日	出水市米ノ津地区を中心に浸水被害発生
		17:30 市内17箇所避難所が開設され、自主避難が呼びかけられる
	7月10日	0:44 針原地区で土石流による氾濫・堆積被害発生
	7月15日	第1回 針原地区復旧協議会開催
	9月3日	針原川を二級河川へと昇格
	9月18日	第1回 針原川砂防等復旧計画検討会開催
	11月7日	第1回 針原川土石流検討委員会開催
	11月26日	第2回 針原川砂防等復旧計画検討会開催
	12月26日	第2回 針原川土石流検討委員会開催
平成10年	3月27日	第3回 針原川砂防等復旧計画検討会開催
	9月29日	第3回 針原川土石流検討委員会開催
	9月30日	第13回 針原地区復旧協議会開催
	10月6日	針原川の二級河川指定廃止

【参考文献】

- 1) 出水市『出水市針原地区土石流災害の記録』。
- 2) 針原川土石流災害記録誌編集委員会『針原川土石流災害記録誌』。



写真2 復旧事業後の針原地区

(出典) 出水市『出水市針原地区土石流災害の記録』

2. 災害復興施策事例の索引表

199701	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握				
施策2：がれき等の処理		●→	【19970101, p153】	
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		●→	【19970102, p153】	
施策2：復興計画の作成		●→	【19970103, p153】	
施策3：広報・相談対応の実施				
施策4：金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保				
施策2：恒久住宅の供給・再建				
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援				
施策5：公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧		●→	【19970104, p154】 【19970105, p155】	●→ ●→
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備			【19970106, p156】●→	●→
施策3：都市基盤施設の復興				
施策4：文化の再生			【19970107, p156】	●→
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談				
施策2：中小企業の再建				
施策3：農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

【19970101】堆積土砂除去（出水市）

- 市道・河川 7月15日～8月9日
- 住宅地等 7月16日～23日(床上・床下18世帯の土砂除去)
- みかん園 7月17日～31日(土砂の比較的浅い2ha ボランティア延べ1,210人)
8月4日～(土砂の深い3.4ha)
- 遺留品 7月29日～8月5日(重機使用等により収集 ボランティア延べ714人)

【19970102】復旧・復興体制の構築（出水市）

- ・鹿児島県は、針原地区における土石流の発生原因や土石流による衝撃力の推定、砂防ダム設計のあり方などを検討する「針原川土石流検討委員会」と、今後の土石流対策を検討し砂防施設等の復旧を検討する「針原川砂防等復旧計画検討会」を設置した。
- ・鹿児島県や出水市の各事業の調整や復興手法を議論する場として、「針原地区復興協議会」が市により立ち上げられ、13回の会合が開かれた。針原自治公民館長が住民の代表として地元の要望を伝え、事業者からは工事の進捗状況が定期的に発表された。報道に公開することで議論を開かれたものにするとともに記者発表の機能も果たした。
- ・出水市は市役所内に「針原対策室」を設置し、被災者支援のための窓口としてきめ細かい対応にあたった。

【参考文献】

- 1) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所『災害から明日を築くー土砂災害地域復興の教訓集ー』平成20年2月。

【19970103】復旧・復興計画の策定（出水市）

- 地区復旧・復興の基本方針
 - ・本災害では、事業全体を統括した復興計画は立案されていないが、復旧計画が立案され、各種事業が実施された。
- 復旧事業
 - ・検討会での議論をもとに平成9年11月に砂防施設等ハード面での対策計画が策定され、本格的な復旧事業が進められた。また、委員会では土砂災害発生の予測の可能性や今後の警戒避難態勢などソフト対策についても議論がなされた。
 - ・針原川砂防等復旧計画検討会において土石流対策計画の検討が行われ、既設砂防ダムの下流約300m地点を基準に、上流側においては砂防事業により不安定土砂を流出させないようにするとともに、下流側では、河川事業により洪水の安全な流下を図ることが河川災害対策の方針として決定された。
 - ・土石流により準用河川である針原川には多量の土砂が堆積し、復旧活動に多大な支障を生じていたため、災害復旧事業に先行して土砂を搬出した。また、上流部の県施工による砂防事業と一体的な整備を実施するため、針原川を平成9年9月3日付で二級河川へ昇格することにより県営事業としての整備が実施された。なお、事業完了後の平成11年9月28日付で二級河川の指定が廃止された。
 - ・地区内の別の河川で過去にたびたび氾濫することがあったため、この河川も砂防事業の一部に組み入れてもらえるように住民から要望が出された。砂防事業の中でこの河川は針原川に注ぐよう整備がなされた。
- 砂防事業用地の確保、換地の実施
 - ・針原川に設置された砂防ダムや土石流堆積工に必要とされた砂防事業用地は、被災地内の宅地等を出水市が先行して住民から買い上げ、土地改良法に基づく換地により施工位置に集約して砂防用地として県に売却することで確保された。災害関連緊急砂防事業では県が実際の用地取得にあたって農地として用地を買い上げており、宅地相当で住民から買い上げた市はその差額を負担している。
 - ・針原川上流の左岸山腹はみかん山として利用されていたが、地すべり地であることが判明したため山腹工を砂防事業により施工した。みかん山では従来の農耕用道路の幅員が狭く工事機材の搬出入や施工が困難であったため、地権者の同意を得て一部果樹を伐採して仮設道路として拡幅し、事業後には道路を農耕用に活用できる形で残した。

- 発生土砂の利用
 - ・発生した土砂や転石を有効活用し、農地の嵩上げや石張りの護岸整備を実施した。
- 農地・農業用施設災害復旧
 - ・針原地区の主産業であるみかん畑と農業用施設の復旧が進められた。
- 住宅再建
 - ・針原地区では砂防事業による地区内の安全確保が図られるまで、被災住民・避難勧告対象住民は仮設住宅や公営住宅などへ入居した。
 - ・針原地区の近隣の農協が所有していた土地を市が造成し、一部被災世帯の移転先として斡旋した。
- 産業復興
 - ・土地改良事業による農地の区画整理や砂防事業等による用地として、一部の農地が提供され耕地面積が減少したが、地権者であるみかん農家では、補償をもとに新品種の導入などを行い、品質の向上を目指した。
 - ・手入れが必要なみかん畑への立ち入りができるよう、雨量計や監視モニターの設置など県による警戒体制が早急に整備され、昼間の作業に限るなど事業区域における立ち入りのルールを定めた上での農業再開が認められた。
 - ・「みかんの里針原」として復興を成し遂げた。
- 農村振興運動
 - ・災害の復旧作業が進む中、針原地区の産業振興、環境整備、文化の向上を図り、明るく住み良い活気に満ちたむらづくりをすすめることを目的に、「針原地区むらづくり委員会」を結成し、若者から高齢者まで地域ぐるみで活動を展開している。以下に、委員会で実施した内容を記述する。
 - ・「針原みかん」を使った加工品開発による地域特産品づくり、地域内沿道への「あじさい」の植栽による潤いある景観づくり、郷土芸能「棒踊り」の復活と子供たちへの伝承活動を実施した。
 - ・土石流災害で破損した集落の守り神「若宮神社」の復興と併せて、秋祭り（収穫祭）を実施し、災害から5年後の平成14年から、ボランティアの人たちへ針原土石流災害復興の感謝の気持ちをこめて、県内外からの参加者を迎え、「みかんの花咲く丘ウォーキング大会」を開催している。
 - ・「みかんの花咲く丘ウォーキング大会」には、出水市が協力しており、振興基金の助成として、鹿児島相互信用金庫が事業協力している。
 - ・大会の企画・運営を通じて、地区住民の連帯感が強まった。
- 復興事業等の被災者支援
 - ・針原川の砂防ダム等の砂防事業用地となった被災者の宅地は出水市が住民から買い上げた。
 - ・被災住民は被災した宅地を市に売却することで、再建に必要な資金を早期に得ることができた。
 - ・出水市は針原地区の近隣の農協が所有していた土地を造成し、被災世帯の移転先として一部斡旋した。
 - ・被災したみかん農家では、補償をもとに新品種の導入などを行い、品質の向上を目指した。
- 地区復旧・復興の課題と住民等との合意形成
 - ・被災直後の7月18日の避難勧告継続説明会において出水市から住民に対して復旧復興の方針と被災した宅地や農地の買い上げについて説明がなされた。地域復興の方針が明確に示されたことにより、地権者である被災住民は市に対して被災した宅地を売却することで再建に必要な資金を早期に得ることができた。
 - ・針原地区では自治公民館長が被災地域の代表として復旧協議会や復旧計画検討会に参加し、事業計画や被災者支援の検討に携わった。また、出水市役所内に設けられた針原対策室を通じて地元住民の要望事項を行政に伝え、事業計画を持ち帰り住民に説明するなど、窓口的な役割を果たしていた。
 - ・被災当初は一部の住民が針原地区からの集団移転を要望したそうであるが、移転に必要な10世帯以上の希望者が集まらなかったために防災集団移転事業を断念することになった。
 - ・被災したみかん農園の地権者は、復旧事業中、被災しなかったみかん農園で農作業ができるよう要望を伝えた。

【参考文献】

- 1) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所『災害から明日を築くー土砂災害地域復興の教訓集ー』平成20年2月。

【19970104】土石流対策（出水市）

- 被害概要
 - ・発生状況流出土砂量 約16万m³

- ・被害状況 死者21名、全壊18戸、半壊1戸、農地被害10.2ha、市道1箇所、河川3箇所、農道10箇所、商工施設6箇所、用排水路11箇所、防除施設等10箇所
- 土石流対策計画の概要
 - [既設砂防ダム上流側]
 - ・崩壊地と周辺の山腹斜面は、アンカー工、法枠工、横ボーリング工、谷止工、流末排水工等により崩壊地の拡大や不安定土砂の流出を防止。
 - ・崩壊地の左岸の地すべり地は、集水井工による地下排除により地すべりを抑制する。地すべり末端部では杭工により地すべりを抑止する。
 - ・崩壊地直下流の溪流部に新設砂防ダムを整備し、不安定土砂の流出を抑制する。
 - [既設砂防ダム下流側]
 - ・崩壊地上流の不安定土砂や発生箇所を特定できない不安定土砂の流出に対して、土石流堆積工により捕捉する。
 - ・既設砂防ダムから土石流堆積工までや土石流堆積工から砂防基準点までは、土石流やその後続流を安全に流下させるために護岸工による導流を図る。
- 土石流対策工の概要
 - ・除石工 約50,000m³（無人化工法で実施）
 - ・砂防ダム工（2号ダム：新設）高さ14m、延長74m、計画貯砂量10,100m³
 - ・山腹工：右岸 アンカー工、長さ9.5m-22.5m627本、法枠工約8,800m²、谷止工3基、横ボーリング工30m56本
 - ：左岸 集水井工直径3.5m、深さ22-27m、横ボーリング工36本、杭工直径406.4-508mm、長さ10.5-24.5m164本
 - ・土石流堆積工 計画捕捉量約24,500m³、護岸工190m
- 適用事業・事業費：災害関連緊急砂防事業 約36.1億円

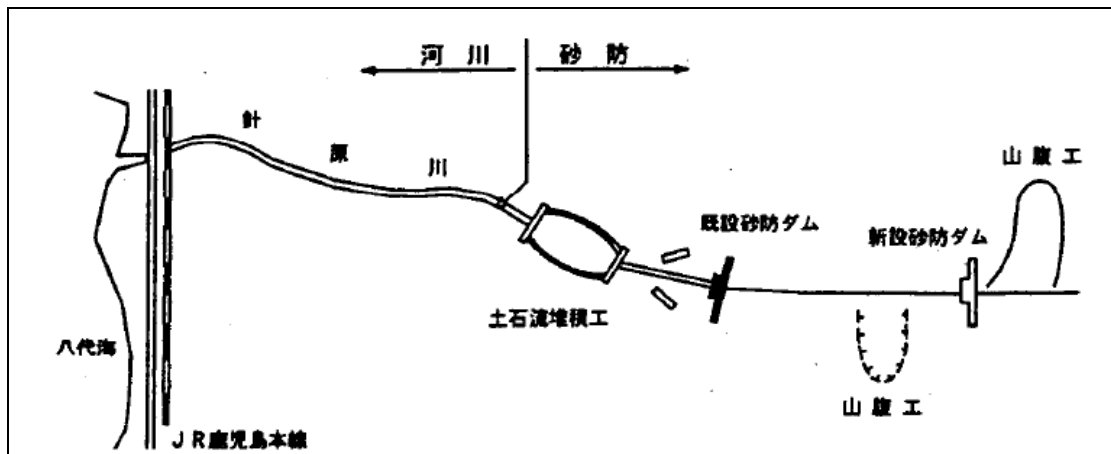


図 針原川の土石流対策工

【19970105】予警報・避難システムの整備事例（出水市）

- 雨量監視システム
 - ・昭和54年から出水消防署設置のアメダス観測実施、災害危険箇所の多い市内山間部の集落を対象に地域毎の7箇所を選定し、それぞれの箇所に雨量観測点を設置し、それを集中監視するシステムの整備を開始。
 - ・災害後、7月15日に鹿児島県が針原公民館に雨量計を設置、出水市役所を本局とするシステム整備を進めていたが、急速24時間監視体制の整っている出水消防署を本局に変更して、雨量集中監視システムは平成10年3月末日から運用開始。
- 防災行政無線整備
 - ・平成8年度に移動系防災行政無線整備実施。平成10年度には、出水市役所本局から市内全部の自治会公民館や避難所等に一斉情報伝達できる同報系防災行政無線の整備をすすめ、平成11年3月末日から運用開始。
- 土砂災害110番設置
 - ・平成10年9月1日に土砂災害発生の前兆現象等を出水市へ通報してもらえるように直通電話を設ける。

- ・出水市役所総務課へ連絡、不在の場合は、出水消防署へ自動転送される。通報時に避難勧告等の対応を行う。
- 災害時応援協定の締結
- ・災害発生時の土地の相互使用や情報提供を行う覚書を、市内7郵便局と出水市(平成10年4月9日)、九州電力と出水市(同年9月16日)締結

【19970106】土地区画整理（出水市）

1) 住宅移転

- 当初、住宅の移転については、防災集団移転促進事業の適用を検討していたが、10戸以上の移転を行うための規模の宅地の確保が必要であること等で断念した。
- がけ地近接等危険住宅移転事業は、被災した1世帯が対象となり事業を実施した。

2) 宅地等の整備

- 従前は宅地や農地であった被災箇所の宅地部分を買収し、土地区画整理事業を実施。宅地部分を換地・集約することにより、宅地部分の面積分を土石流堆積工用地として整備、住宅は自力再建とした。
- その他の部分は、みかん用農地として区画整理を実施。



図 針原地区の土地区画整理事業

【19970107】針原川復興記念公園（出水市）

- 平成9年7月10日未明、出水市針原地区において大規模な土石流が発生し、死者21人、負傷者13人、家屋等の流出・全壊29棟の被害に及んだ。
- これらの犠牲者の冥福を祈り、二度とこのような災害が起こらないことを祈念するとともに、災害を風化させず、防災意識の重要性を広く啓発していく必要があった。また、その後の復興状況や復旧事業の経緯を明確に記しておく必要もあった。
- そこで、これらの趣意を末永く後世に伝えていく拠点として、災害復興記念公園が現場に整備され、「慰霊之碑」や「復興之碑」が建立された。（次頁参照）



写真 災害復興記念公園の慰靈之碑（左）と復興之碑（右）

事例コード

199801

1998年（平成10年） 福島県豪雨

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

北日本から東日本にかけてほぼ同じ位置に停滞した梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れこみ、平成10年8月26日午前から中通り中・南部で強い雨が断続的に降り出し、一時弱まりを見せたが、27日1時ごろから南部を中心に激しい雨が断続的に28日4時頃まで降り続いた。その後小康状態に入ったが、29日7時頃から30日にかけて再び強い雨が断続的に降り続いた。このようにこの降雨は2つのピークを持っており、このため災害は長期間にわたった。

気象台の観測では、長沼で日降水量324ミリ（8/27）を記録し、また同地点での総降水量は688ミリ（8/26～9/1）で平年の年降水量の53%に達した。

被害は中通り地方がほとんどを占め、人的被害は県南地方に、住家被害は県南及び県北地方に集中している。分野別の被害で見ると、いずれも中通り地方特に県南・県中地区に集中している。

また福祉施設で多数の犠牲者が出ており、福島県では前例のない災害となった。

太陽の国の5名を含め、死者11名のうち9名が土砂災害の犠牲者であった。

①人的・住家被害の状況

表1 被害状況

[単位：人的被害（人）、住家被害（棟）]

区分	10年8月末 豪 雨	割合 (%)			参考		
		県北	県中	県南	平成元年台風13号	61.8.5集中豪雨	
人的 被害	死 者	11	9.1	—	90.9	12	3
	行方不明者	0	—	—	—	2	0
	重 傷 者	0	—	—	100	5	1
	軽 傷 者	13	15.4	15.4	69.2	18	7
	合 計	33	9.1	6.1	84.8	37	11
住家 被害	全 壊	48	8.3	10.4	81.3	13	14
	半 壊	74	28.4	21.6	48.6	58	33
	一部損壊	153	45.8	49.7	3.3	98	125
	床上浸水	1,106	16.9	44.0	39.1	1,612	5,501
	床下浸水	2,645	14.4	28.5	54.1	2,931	8,520
	合 計	4,026	16.4	33.3	48.3	4,712	14,193

②分野別被害額

表2 被害額

[単位：千円]

区分	10年8月末 豪 雨	割合 (%)			参考	
		県北	県中	県南	平成元年台風13号	61.8.5集中豪雨
生活環境関係	159,157	16.8	29.6	53.6	—	136,486
保険福祉関係	1,209,980	24.5	19.1	56.4	94,201	235,145
商工労働関係	8,091,953	21.7	17.1	60.7	3,742,505	44,548,769
農林水産関係	29,117,615	16.1	30.0	46.7	11,885,229	23,501,300
土 木 関 係	35,491,015	10.2	35.2	50.2	34,660,469	39,463,300
文 教 関 係	953,882	23.8	51.7	23.0	240,260	365,968
そ の 他	59,462	24.3	—	75.7	31,903	236,419
合 計	75,083,064	14.2	31.2	49.7	50,654,567	108,487,387

【参考文献】

- 1) 福島県『平成10年8月末豪雨による災害の記録』平成11年3月。



図1 平成10年8月末豪雨 被害箇所図

(出典) 福島県『平成10年8月末豪雨による災害の記録』平成11年3月

(2) 災害後の主な経過

表3 災害後の主な経過（福島県の取組状況）

年	月日	項目
平成10年	8月26日	12:45 県内全域に大雨・洪水注意報に切り替え
		18:55 中通り中・南部に大雨・洪水警報発表
		21:00 浜通り北部に大雨・洪水警報発表
		22:35 大雨・洪水警報解除。警戒配備を解除
	8月27日	1:10 中通り中・南部に大雨・洪水警報発表。再び警戒配備
		3:20 会津南部にも大雨・洪水警報発表
		5:45 県内全域に大雨・洪水警報が発表
		7:00 特別警戒配備（1号配備）の体制に入る
		7:10 陸上自衛隊第6特科連隊に、西郷村への自衛隊災害派遣を要請
		9:00 県南地方振興局に災害対策地方本部設置
		9:30 陸上自衛隊第6特科連隊に、白河市・大信村への自衛隊災害派遣を要請
		12:00 福島県災害対策本部設置（消防防災課内）
		13:30 第1回災害対策本部委員会議開催
		22:10 陸上自衛隊第6特科連隊に、郡山市への自衛隊災害派遣を要請 災害救助法の適用決定（西郷村、大信村）
	8月28日	9:00 県中地方振興局に災害対策地方本部設置
		14:40 中通りの洪水警報を除き、他の地域は警報解除 災害救助法の適用決定（白河市 ※適用日は8月27日）
		8月29日 14:40 再び県内全域に、大雨・洪水警報発表
	8月30日	7:40 陸上自衛隊第6特科連隊に、長沼町への自衛隊災害派遣を要請
		8:30 県北地方振興局に災害対策地方本部設置
		9:30 陸上自衛隊第44普通科連隊に、福島市への自衛隊災害派遣を要請
8月31日	21:40 中通りに出されていた洪水警報解除、全て注意報のみ	
9月15日	20:30 台風5号の接近に伴い、県内全域に大雨・洪水・暴風（波浪）警報発表	
9月16日	11:20 陸上自衛隊第44普通科連隊に、福島市への自衛隊災害派遣を要請	
9月30日	16:00 第17回災害対策本部委員会議開催	
	16:30 災害対策本部、各災害対策地域本部解散	

【参考文献】

- 1) 福島県『平成10年8月末豪雨による災害の記録』平成11年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

199801	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備				
1.1 復興に関連する応急処置				
施策 1：被災状況等の把握				
施策 2：がれき等の処理				
1.2 計画的復興への条件整備				
施策 1：復興体制の整備		● →	【19980101, p163】	
施策 2：復興計画の作成		● →	【19980102, p163】	
施策 3：広報・相談対応の実施				
施策 4：金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策				
2.1 すまいと暮らしの再建				
施策 1：緊急の住宅確保				
施策 2：恒久住宅の供給・再建				
施策 3：雇用の維持・確保				
施策 4：被災者への経済的支援				
施策 5：公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策 1：公共施設等の災害復旧				
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備				
施策 3：都市基盤施設の復興	● →		【19980103, p163】	
施策 4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策 1：情報収集・提供・相談				
施策 2：中小企業の再建				
施策 3：農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

【19980101】復旧・復興体制の構築（福島県）

- ・災害対策本部は、復旧事業を行う上で庁内各部署による体制をとり対応にあたった。

表 主な災害復旧事業と担当部署（福島県）

部局名	課名	事業名等
総務部	文書学事課	私立学校設備整備事業
	管財課	旧安達東高校大平分校敷地復旧工事
生活環境部	消防防災課	被災者生活再建支援補助事業 衛星携帯電話整備事業 災害対策地方本部整備事業 被災者救済対策事業
	原子力安全対策課	環境放射能等測定装置復旧事業
保健福祉部	医務福祉課	太陽の国災害復旧事業
	障害福祉課	児童福祉施設災害復旧事業
	児童家庭課	
農林水産部	農業経営指導課	農業災害対策事業
	園芸蚕糸課	農業災害関連園芸施設緊急設置事業
	畜産課	農水産業共同利用施設災害復旧事業
	水産課	水産災害対策事業
	(公共事業)	耕地災害復旧及び林道災害復旧事業
土木部	建築住宅課	災害危険住宅移転事業
	(公共事業)	河川激甚災害対策特別緊急事業

【参考文献】

- 1) 福島県『平成10年8月末豪雨による災害の記録』平成11年3月。

【19980102】復旧・復興計画の策定（福島県）

- 本災害では、事業全体を統括した復旧・復興計画は立案されていない。
- 本災害における主な復旧事業は、【19980101】を参照。

【19980103】卸売市場の復興（白河市）

- 白河・公設地方卸売市場は、平成10年8月の豪雨により被害を受けた。このため、農林水産省の地方卸売市場施設整備事業と県の園芸蚕糸振興事業(卸売市場施設整備)による補助を受けて、約2億7,600万円をかけて卸売市場の復旧・復興工事が行われた。



写真 堀川が氾濫し浸水した公設市場（白河市）

(出典) 福島県『平成10年8月末豪雨による災害の記録』平成11年3月

事例コード

199901

1999 年（平成 11 年）

高潮災害：熊本県不知火町

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①松合地区の概要

- ・松合地区は、熊本県のほぼ中央に位置する宇土半島南岸に位置する不知火町（現：宇城市、以下同じ）にあり、果樹園芸栽培農業と沿岸漁業・海苔養殖などを基幹産業とする集落である。また、古くは江戸時代から海産物の集積地として栄えてきた歴史を物語る白壁土蔵が有名であり、歴史的町並みの保全が図られてきた地区である。
- ・松合地区の被災箇所は、昭和 47 年に開通した国道 266 号線と弓状に国道とつながる県道に挟まれたすり鉢状の地域であり、約 80 戸の家屋が点在していた。この集落内には係留機能を持った 3 箇所の船溜まりがあり、漁船は国道の橋梁部を利用して不知火海に出入りしていた。



図 1 不知火町位置図

②高潮被害の概要

- ・平成 11 年 9 月 24 日の早朝、台風 18 号が天草下島付近から島原半島の南端を通過し、湾奥に位置する松合地区周辺を高潮が襲った。高潮は、地区内の船溜りの護岸（DL+5.5m）を越水し、護岸に囲まれ護岸天端より約 2.5m 程も低い位置にあった集落に浸水し、家屋の水没で 12 名（うち 1 名は近隣の老人福祉施設におけるもの）が犠牲となった。
- ・地盤高は、海岸堤防が +7.0m（橋梁区間は +8.0m～+8.9m）、船溜まり護岸が +5.3m～+5.5m、住宅地は +2.7m～+3.4m（一部個人埋立て区域は +5.3m～+6.5m）となっていた。なお、推定最高水位は、被災後のオガクズ等の湿潤水位痕跡跡より、+6.7m と推測され、この高さは、平屋家屋の屋根裏の高さに達している。

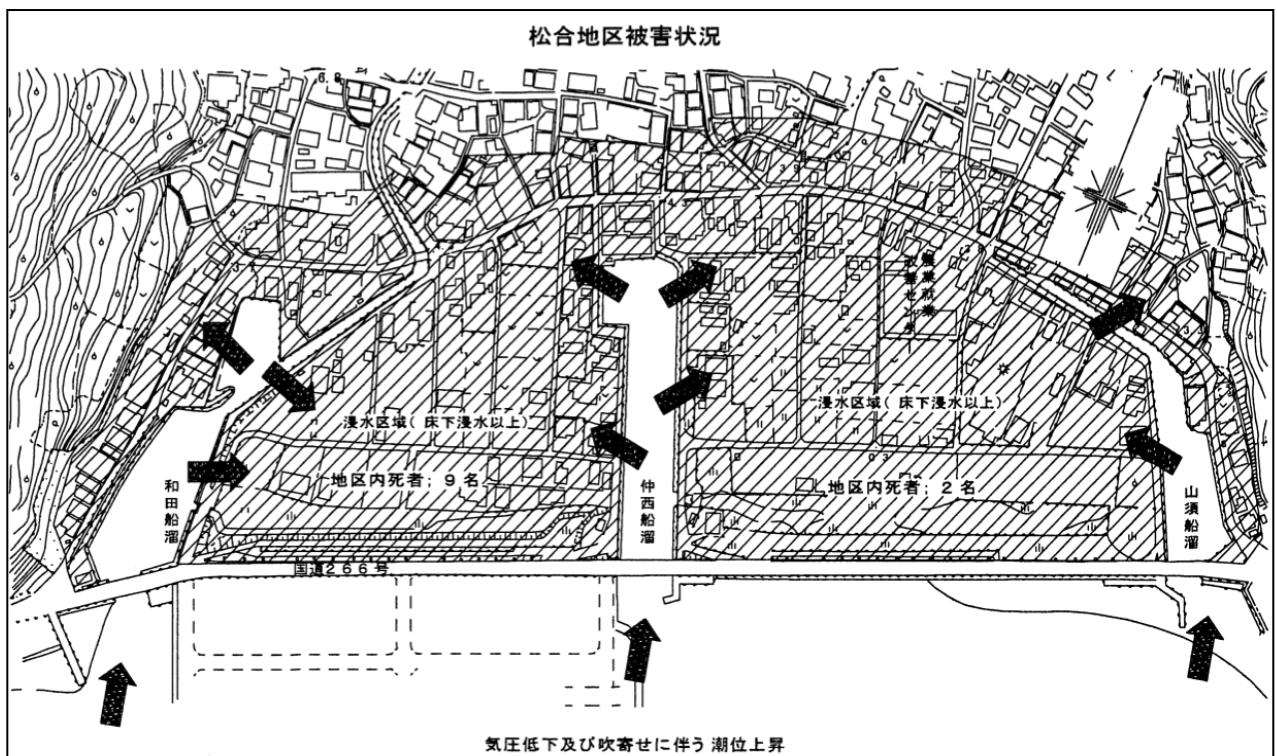


図 2 不知火町松合の高潮被害区域

表 1 台風18号による不知火町の被害

人的	・死者 ・軽傷	12名 4名	被害額	・健康福祉部	144,000 (千円)
住家	・全壊 ・半壊 ・床上浸水 ・床下浸水 ・一部破損	47棟 26棟 164棟 96棟 745棟		・環境生活部	なし
				・商工観光労働部	190,000 (〃)
建物	・公共建物 ・その他	4棟 62棟	・農政部	4,257,509 (〃)	
			・林務水産部	370,000 (〃)	
			・土木部	95,000 (〃)	
			・企業局	なし	
			・教育庁	22,646 (〃)	
			・その他	3,800 (〃)	
			合計	5,082,955 (千円)	



写真 1 被害状況

(2) 災害後の主な経過

- ・被害発生の前日 9 月 23 日午後 9 時、災害対策本部が設置されている。
- ・松合地区の復旧・復興対策は、「松合漁港高潮対策検討会 (H11.12～H12.3、計 3 回開催)」「松合漁港高潮対策実施検討会 (H12.6～H13.2、計 3 回開催)」「高潮災害復興促進委員会 (H13.4～、H20.9 までに計 20 回以上開催)」が設置され策定された。

【参考文献】

- 1) 熊本県不知火町『不知火高潮災害誌-1999年台風18号の記録-』平成14年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

199901	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備				
1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握				
施策2：がれき等の処理				
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		●→	【19990101, p169】	
施策2：復興計画の作成		●→	【19990102, p171】	
施策3：広報・相談対応の実施				
施策4：金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策				
2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保				
施策2：恒久住宅の供給・再建				
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援				
施策5：公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧	●→		【19990103, p174】	●→
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備				【19990104, p174】●→
施策3：都市基盤施設の復興				
施策4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談				
施策2：中小企業の再建				
施策3：農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

【19990101】 復旧・復興体制の構築（不知火町（現：宇城市））

- ・松合地区の復旧・復興対策に関する主な検討体制は、表のとおりである。
- ・復興計画の策定にあたっては、平成 11 年 12 月に水産庁・熊本県・不知火町の関係機関で構成した「松合漁港高潮対策検討会」（座長：熊本大学・滝川教授）が設置された。第 1 種松合漁港区域内にある松合地区の復興は、本来であれば漁港管理者である不知火町が主体となっていくこととなるが、被害状況が甚大かつ特異なものであったことから国、県、町が一体となった取り組みがなされることとなった。
- ・計画策定にあたっては被災者を含む地域住民との座談会やアンケートが実施された。また、平成 5 年北海道南西沖地震津波で被災した大成町（現：北海道せたな町）の取り組み事例なども参考として検討が進められ、①船溜りの開口部に水門設置、②護岸の天端嵩上げ、③集落道などの整備、④避難体制の確立という項目の基本方針が提言された。
- ・さらに、平成 12 年度には新たに地区住民代表者を加えた「松合漁港高潮対策実施検討会」が設置され、基本方針に係る詳細部分について検討が加えられた。また、復興に係る事業費が膨大になるため、事業個々の緊急度合いを考慮した事業スケジュールが提言された。
- ・なお、検討会、実施検討会の段階では企画課、総務課が関わったが、その後は具体的な事業の所管部署である建設課（当時）のみが担当することとなり、課長、係長、担当の 3 名のみの体制で事業を進めることとなった。こうした進め方についてヒアリングでは、「一部、税務課などに関連分野の支援はあったが、本来は他部署も関わった「プロジェクトチーム」を設置して進めれば良かったのではないか」との意見が聞かれた。

表 松合地区の復旧・復興対策に関する主な検討体制

松合漁港高潮対策 検討会 (H11. 12～H12. 3、 計 3 回開催)	<ul style="list-style-type: none"> * 県が設置した会議体。学識経験者（座長：熊本大・滝川教授）、国（水産庁）、県（林務水産部、土木部）、町（建設課、総務課）がメンバー。 * 検討会は、平成 11 年 11 月中旬に設置を決定。事前に松合・救の浦地区住民懇談会、漁協組合役員聞き取り調査、松合被災地区・周辺住民アンケート調査を実施した上で、同年 12 月 17 日の第 1 回会合を開催し、検討開始。 * 平成 12 年 1 月 23 日に検討委員会の中間報告会（地権者向け説明会）として、松合・救の浦地区住民懇談会を実施するなど、検討会の結果は住民懇談会を通じて地域住民に報告。 * 検討会の結果、高潮対策の基本的な方針（防潮水門建設、嵩上げ等）が提言された。
松合漁港高潮対策 実施検討会 (H12. 6～H13. 2、 計 3 回開催)	<ul style="list-style-type: none"> * 上記「検討会」と同様に、県が設置・主催し、水産庁の強力なサポートを得て実施。 * メンバーとして、学識経験者、国、県はほぼ「検討会」と同様だが、町からは新たに助役、企画課長が参画。また、地区住民代表者 3 名も加わった。 * 住民代表 3 名は、文化財保護委員、地元漁師で被災者の方、活性化グループの中心人物という顔ぶれ。 * 平成 13 年 2 月 26 日の第 3 回実施検討会において、事業内容が概ね決定された。
高潮災害復興促進 委員会 (H13. 4～H20. 9、 計 20 回以上開催)	<ul style="list-style-type: none"> * 町が設置、メンバーは、被災した 3 地区（西、仲、山村）を中心に、地元区長と被災者の代表、計 13 名。 * 設置の目的は、地元への情報周知と、交渉等に関する情報提供。

（出典）熊本県不知火町・財団法人漁港漁村建設技術研究所『平成 12 年度 松合漁港漁業集落環境整備事業基本計画調査報告書』平成 13 年 3 月。

災害後の復旧・復興、被災者支援などに関する取り組みの主な経緯は、以下の表のとおりである。

表 復興への取り組み経緯

H11. 9. 24	高潮災害発生
11. 23	松合・救の浦地区住民懇談会、松合漁協組合役員聞き取り調査
12. 4	松合被災地区・周辺住民アンケート調査実施
12. 17	第1回松合漁港高潮対策検討委員会
H12. 1. 23	松合・救の浦地区住民懇談会（検討会中間報告、被災者アンケート調査報告会）
2. 23	第2回松合漁港高潮対策検討委員会
3. 12	松合・救の浦地区住民懇談会（住民意向調査結果の報告、高潮災害中間報告会）
3. 29	第3回松合漁港高潮対策検討委員会（提言とりまとめ）
4. 23	松合・救の浦地区住民懇談会（検討委員会の最終報告会、地元説明会）
6. 22	第1回松合漁港高潮対策実施検討委員会
9. 5	第2回松合漁港高潮対策実施検討委員会
11. 26	松合漁港高潮災害被災者地元説明会
H13. 2. 26	第3回松合漁港高潮対策実施検討委員会（嵩上げ・水門建設・海岸の嵩上げの3事業について概要をとりまとめ）
3. 3	松合漁港高潮災害被災者地元説明会（3事業の概要説明）
4. 24	第1回高潮災害復興促進委員会（経過報告、今後の進め方説明）
6. 6	須の前地区、護岸嵩上げ説明会
6. 8	第2回高潮災害復興促進委員会（曳家工法について説明）
6. 12	和田地区、護岸嵩上げ説明会
6. 28	地盤嵩上げ相続及び利害関係人説明会説明会
8. 10	コンサルタントと実施設計業務委託契約締結 →以後、町として「補償」「換地」「測量」「設計」の4部門に分かれて活動
9. 20	第3回高潮災害復興促進委員会（事業説明：道路配置の考え方） →道路の線形、構造等は、これによって基本的に決定
10. 5	松合高潮災害復興地権者説明会（全体説明会として、経過報告、今後の進め方等）
10. 17	第4回高潮災害復興促進委員会（土地利用の意向調査について） →委員に対し試験的に意向調査を実施した後、翌日から本格的に意向調査実施。
10. 18	土地利用等の意向調査開始（隣接区画所有者も含む約150件を個別面談、市外在住者に対しては訪問調査も実施）
11. 13	第5回高潮災害復興促進委員会（事業内容確認、税務課長より税の取り扱い説明）
H14. 2. 12	第6回高潮災害復興促進委員会（換地設計の考え方、用地単価について説明）
3. 25	第7回高潮災害復興促進委員会（個別説明の概要について説明） →以後、各地権者と個別対応（換地、設計、補償、起工承諾）に入ることを説明
4. 8	個別面接開始（施工計画平面図を示しての事業説明、施工同意）
	（以後、年度当初に開催し、事業推進状況、今年度の計画等を説明）
H20. 9	第20回高潮災害復興促進委員会（慰霊碑建立を議論）

【19990102】復旧・復興計画の策定（不知火町（現：宇城市））

松合地区の高潮災害については、公共施設がほとんど被災していないことから、災害復旧のために利用できる事業メニューがほとんどなかった。しかし、そうした中でも、単なる復旧にとどまらず「二度と被災しないための復興」を目標とするという基本方針が立てられた。

- ・特に集落の嵩上げによる安全性の確保については、事業制度の選定のためにさまざまな制度が検討された。例えば、国土交通省の土地区画整理事業を行うために都市計画区域に指定することも検討されたが、伝統的な白壁を守っている非被災者にも影響があること、申請から実現まで長い時間を要することなどから、採用には至らなかった。また、任意な土地区画整理という手法も考えられたが、一人でも反対があれば実現できないので、リスクが大きかった。そうした検討の結果、最終的には漁業集落環境整備事業として、既存道路の拡幅・線形変更を行い、それに伴う宅地の嵩上げとすることで、公共事業として嵩上げを行うという形がとられた。
- ・具体的には次の①から③の対策が実施されることとなった。
 - ①船溜りの開口部における水門設置（地域水産物供給基盤整備事業：熊本県施行）
 - ・松合地区の仲西船溜りと隣接する救の浦地区の救の浦船溜りについては、避難用船溜りとしての機能強化と、集落への高潮時の越水を防止するため、港口に防潮水門を設置することとなった。
 - ・このうち、仲西船溜り水門については、扉体幅 $W=10.0\text{m}$ ・扉体高 $H=7.0\text{m}$ の水門1基を整備するものである。また、救の浦船溜り水門については、今年度内に本体工事を発注し、平成16年度の工事完成を予定している。
 - ②護岸の天端嵩上げ（海岸保全施設整備事業（高潮対策）：不知火町施行）
 - ・高潮災害発生の後、不知火海湾奥部に設定した既往最高潮位（DL+6.73m）に対応した天端の嵩上げを行うこととなった。
 - ③集落内道路などの整備（漁業集落環境整備事業：不知火町施行）
 - ・水門設置や護岸の嵩上げにおける施設の整備により、前述の既往最高潮位（DL+6.73m）に対しては十分な防護機能を発揮することが出来る。しかし、松合地区の場合は背後の三方を山が囲む、すり鉢状の特異な地形を形成している。そのため、更なる高潮により集落内に海水が越水してきた場合、低地の集落内において避難路となるべき集落道が水没し、その機能を果せない状況に陥ることは明らかであることから、安全な避難路を兼ねた既存集落道を再構築し、嵩上げを行うこととされた。
 - ・嵩上げ高さの決定にあたっては、既設護岸の天端高と低地で被災した家屋・人命などの相関関係から、仮に嵩上げた護岸の天端から、高潮により越水した場合に人命や財産に危険が及ばない範囲での高さが導き出され、DL+5.0mと設定された。
 - ・また、この集落道嵩上げは集落内に多数の窪地を発生させることとなり、それぞれの窪地での家庭・雨水排水の処理や、生活環境が劣悪化するなどの問題を抱えることとなる。このため、漁業集落の健全な発展に資することを目的とする漁業集落環境整備事業の趣旨を踏まえ、費用面での比較検討などを行った結果、併せて低地と残存する家屋等の嵩上げを行うこととされた。

地盤嵩上高の設定根拠について

1. 99. 9. 24. 18号台風による高潮推定最高潮位

平成11年（1999年）9月24日の台風18号の際、松合地区を襲った高潮最高水位は、被災後のオガクズ等の湿潤水位痕跡より、DL+6.73m（TP+4.5m）と推定されている。

99. 9. 18号台風高潮推定最高水位=DL+6.73m（TP+4.5m）

2. 松合地区の既存地盤高さ

一方、松合漁港背後集落のうち、救の浦地区については背後に広く展開する農地が流入してきた高潮の逃げ道として作用したため、比較的被害は少なかったが、松合地区の低地帯については、全域が高潮推定最高水位よりも低い（最も低い部分はDL+3m以下）上にタライ状の地形を形成していたため、流入した高潮の捌け口がなかったことから、大きな被害を招くこととなった。

3. 地盤嵩上高の検討

高潮防護に関する外郭施設（護岸や水門）の整備により99. 9. 24. 18号台風と同レベルの高潮（DL+6.73m：TP+4.5m）が来襲しても、基本的には集落内への高潮の進入は防げることになる。しかし、背後三方を山に囲まれた流入海水の捌け口のない特殊な地形を有する松合地区の低地帯については、同99. 9. 24. 18号台風時を越える高潮の来襲の可能性を考慮して、被害を最小限にとどめることと、円滑・安全な避難・救助活動のための道路機能の確保のために集落全体の地盤嵩上げを実施する必要がある。

(1) 現実的な実現性からの検討

地盤高さは、理想的には99. 9. 24. 18号台風高潮による最高潮位DL+6.73mに設定することが最も望ましい。しかし、現実的には、避難機能の確保を目的として道路地盤面をDH6.73mまで嵩上げた場合、当然ながら山側の広い範囲の宅地や農地等の地盤も同じ高さに嵩上げする必要が生じることになる。すなわち、地盤嵩上げ高さをDL+6.73mに設定した場合、対象範囲があまりに広くなり過ぎて、工費、住民の合意形成を含めた工事の難易度などの点で現実的でなくなる。

表 地盤嵩上げ範囲毎の対象面積・家屋面積

地盤嵩上げ案	対象範囲面積	対象家屋数
DL+6.7m	約7.60ha	約262軒
DL+6.0m	約5.14ha	約134軒
DL+5.0~5.3m	約3.20ha	約58軒

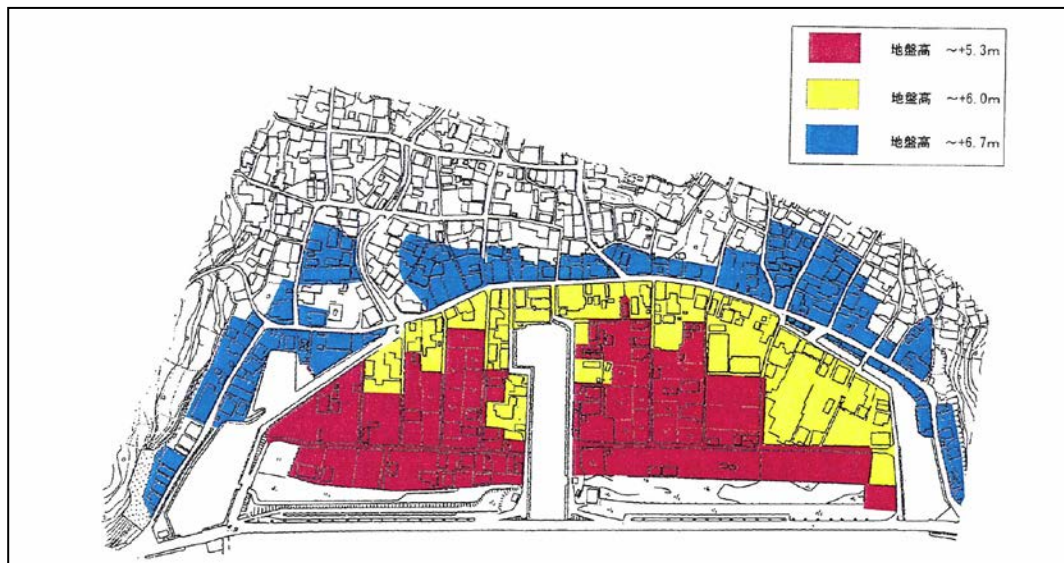


図 設定地盤高に該当する集落範囲

(2) 高潮被害軽減および避難・救助機能向上の観点からの検討

前述のように、高潮被害の恒久的な解決策としての地盤嵩上り高さは、理想的には99. 9. 24. 18号台風時のDL+6. 73mとなるが、前述の通り、現実的には困難な面も多い。そこで、高潮防災対策上最低限の効果が期待できる地盤嵩上り高さを以下に検討する。

条件－1 高潮による死亡リスクと地盤高の関係 (DL+4. 0m以上)

99. 9. 24. 18号台風の高潮により、対象地区では12名の死者を出したが、全てDL+4. 0m以下の高さに居住していた人に集中している。その後の調査により、死者が出た家が1階建てで、2階建ての場合(2階に逃げることで)死者の発生が見られないという条件も認められるが、実際にDL+4. 0m以下の地盤高居住者に死者が集中している事実から、少なくとも死亡リスクの軽減の観点から、地盤高をDL+4. 0m以上に設定することが考えられる。

条件－2 高潮による家屋倒壊等のリスクと地盤高の関係 (DL+5. 0m以上)

対象地区では、99. 9. 24. 18号台風の高潮による直接的な要因と判断される家屋の倒壊や取り壊さざるを得ない家屋被害を受けた家屋の立地が、DL+5. 0mより低い地区に集中している。当時の高潮高さがDL+6. 73mであったから、当然ながらDL+5. 0m以上の高さにあった家屋についても床上・床下浸水被害は発生しているが、家屋倒壊などの甚大な被害は受けていない。従って、財産の保全の観点から地盤高をDL+5. 0m以上に設定することが考えられる。

条件－3 背後の雨水集中による洪水防止との関係 (DL+4. 12m以上)

三方を山がちの傾斜地に囲まれた対象地区には、河川や側溝を通じて雨水が集中する。しかも、通常満潮位(DL+4. 12m)よりも地盤高が低いため、一定以上の降雨の場合、冠水被害がでている。従って、高潮対策に限らず、大雨洪水被害の防止のためにDL+4. 12m以上の地盤高が必要となる。

以上の検討の結果、理想的にはDL+6. 03m以上の地盤高が望ましいが、先に検討した現実的な工事の実施可能性の検討と考え合わせると、人命及び財産保全リスクの軽減効果が期待されるDL+5. 0m以上の地盤嵩上り高さを、避難・防災ソフトの充実との組み合わせを前提に実施することが現実的選択と考えられる。

地盤嵩上り (DL+5. 0m以上) により想定される効果

1. 高潮越流水による流体力の低減に伴い、人的・物的被害の軽減が見込まれる。
2. 高潮越流水による流体力の低減と避難・防災ソフトの充実を前提に、住民の避難に要する時間を確保できることになる。
3. 降雨時における宅地等の冠水が改善されると同時に、満潮時の海水面DL+4. 12mよりも地盤面が高くなるため、大雨時の雨水の排除が容易になり、洪水被害の防止に寄与する。
4. 新たな護岸の嵩上げに伴い周囲を壁で囲まれたような閉塞感がなくなり、対象地区住民の日常生活環境上の快適性と景観改善に寄与する。
5. 背後を三方から山に囲まれ、海水面(通常満潮水面)より低い地盤という特殊な地形のため、99. 9. 24. 18号台風(高潮)以上の高潮が来襲したらという住民の不安が解消され、民生安定につながる。

【参考文献】

- 1) 熊本県不知火町『不知火高潮災害誌-1999年台風18号の記録-』平成14年3月。
- 2) 熊本県不知火町・財団法人漁港漁村建設技術研究所『平成12年度 松合漁港漁業集落環境整備事業基本計画調査報告書』平成13年3月。

【19990103】 嵩上げ事業への取り組み（不知火町（現：宇城市））

ヒアリングによれば、嵩上げ事業は、次のように進められた。

○地権者の同意

- ・漁業集落環境整備事業における集落道整備とそれに係る低地の嵩上げについては、土地区画整理事業や土地改良事業にある換地制度が適用できない事から、境界未定・相続など数多くの権利関係の処理が必要となった。このため、平成13年度に地区住民の代表者による「松合災害復興事業促進委員会」が設置され、補償交渉や権利関係の処理に関して側面からの支援が得られた。
- ・全地権者の同意を得るために、まず税務課の協力を得て、平成12年中に半年くらいかけて、地権者の洗い出しが進められた。相続人に関しては、戸籍等を取り寄せて精査し、複数人いる場合は代表と考えられる「管理者」を選定し、通知するなどの作業が行われた。

○補償費用

- ・補償単価については、損失補償基準標準書（用地対策連絡協議会）に従った。工法は「曳家工法」として認定されており、補償費は60%程度である。
- ・第2回促進委員会で「曳家工法」について説明したが、そもそも曳家の費用を町・本人のどちらが負担するのが理解を得にくく（実際には本人負担）、また解体・新築よりも負担が小さいとはわかっていても曳家によって傷むのではないかという不安が強かったようである。このため、実際に曳家を実施した住宅は1軒のみだった。
- ・住民に対しては、道路がかかる場合には道路法と同じ税務上の特例措置があり、道路がかからない場合とには税務上の違いがあった。これについては、税務署と協議し、詳細を決定してもらった上で促進委員会に報告し、住民への周知を行った。町側が事業主管課ではなく税務課が窓口となったことによって、税務署との間の協議がスムーズに進んだと考えられる。
- ・換地設計は、意向調査の結果、土地を売りたい人と買いたい人が概ねバランスしていたことから、比較的スムーズに行えた。道路幅幅によって狭くなる分を、売却意向のある隣接者の土地から提供するなど形をとり、損得が出ないように線引きした。

○事業の進め方

- ・事業費については、町1/3、国1/2、県1/6の負担割合（県負担は通常10%を変更）とされた。総事業費は当初12億円を予定して、毎年2億円、平成20年度完成として計画された。事業期間は非常に長いですが、平成16年9月に水門が完成したこと、平成18年に護岸嵩上げが終わったことから、嵩上げ事業そのものの緊急性は低くなった。町負担の事業費を平準化するためにも、平成20年度までかけての事業とした。最終的に嵩上げに要した総事業費は16億2,000万円となった。
- ・事業サイクルは、地域内をいくつかのブロックに分け、それぞれ「用地買収→嵩上げ（泥の搬入）→盛土完了→土地引き渡し（売却）→ライフライン整備→住宅再建」という段取りで進められた。早期に土地が仕上がった場所に残っている住宅を曳家して、順次嵩上げする計画とした。
- ・嵩上げのための土（盛土材）は、ほぼ同質なものを大量に必要とするため、確保が難しかった。予定されていた土砂が確保できなくなり、嵩上げ工事が半年ほど遅れた時期も生じた。また、土地の引き渡しは地盤がある程度安定してからとなるが、安定までに要する時間はブロックによって異なり、盛土完了後1～2カ月で済むところもあれば、半年ほどかかる場所もあった。

○住民への情報提供、意見聴取など

- ・住民懇談会という形での検討会の報告等は有効だったが、事業計画の策定途中であることから、その場で出た質問への回答が、後の変更を難しくするというような例もあった。検討過程で情報が一人歩きするのを防止するため、説明用資料を回収したような例もあった。また、各自の筆がどこかわかるような詳細図は、基本的には手渡さないように配慮した。
- ・復興促進委員会を開始してからは、住民向けのニュースを2回作成し、回覧した。内容は、当時2～3時間にわたって議論していた促進委員会の議事概要のようなものである。

【19990104】 集落道整備等に関連する嵩上事業（不知火町（現：宇城市））

○事業概要

- ・漁業環境整備事業として、集落道整備等に関連して嵩上げ事業を実施。
- ・対象地区45世帯124名、うち29世帯83名嵩上げ範囲(3.2ヘクタールで、44地権利者)
- ・地元内転居は8世帯17名、1世帯7名は近隣に転出。
- ・総事業費:12億(町1/3 国県2/3)
- ・施工年数6年

○対応と課題

- ・嵩上げ事業(手法や嵩上げの高さなど)に関しては、学識経験者(熊本大学教授)、国、県、町で「高潮対策検討委員会」(県主催)を開催し検討された。事業の検討にあたっては、奥尻の視察なども

参考にした。

- ・災害当時は大潮の一番高くなる時期で、もっと大きな被害が発生した可能性もあったという不安もあったため、地盤の嵩上げは必要だった。ただし、大きな施設もあり、費用対効果など考慮し概ね5メートルの高さまでの嵩上げとなった。
- ・区画整理事業なども検討したが、背後地にも集落があり都市計画区域としてここだけ取り込むのは難しかった。
- ・移転補償費は事業で出るが、全壊した家は物件が無くなっている所以補償の対象にならない。建物に関しては、移転補償費+自己負担(新築多い)で建築。移転補償費で解体撤去費も出る。曳家工法も採用された。盛土→仮移転→造成→戻るという流れで、曳家工法は比較的安い。
- ・相続人が多いところで、埋め立てにあたって権利者が300人ほどいたため、代表者を募って説明し、代表者から個々に伝達した。

事例コード | 200001

2000 年（平成 12 年） 有珠山噴火災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

有珠山噴火災害では、最大で 15,815 人が避難指示・勧告の対象となったものの、噴火前に迅速な避難が行われたこと等により人的被害はなかった。その後火山の活動状況を見ながら順次避難指示・勧告は解除され、7月28日には、202世帯378名を除き避難指示・勧告は解除された。

電気、水道、電話、下水道、道路、鉄道、文教施設等は、火山噴火による地殻変動や泥流等により、大きな被害を受けた。電気・水道・電話については、延べ3,065戸が停電、延べ5,085戸が断水となったほか、商用電源の停電によりNTTビルが運用停止するなどの被害が発生した。下水道については、下水道トンネルが破壊され、洞爺湖温泉地区の下水処理ができなくなるなどの被害を受けた。道路については、道央自動車道、国道230号、国道453号等が地殻変動や噴石・泥流等による被害を受けたほか、多数の主要幹線道路が通行止めとなった。特に一般国道230号は本線上に噴火口が発生するなど、大きな被害を受けた。鉄道も火山活動の影響により、室蘭本線が線路屈曲等の被害を受けたほか、運転休止や臨時ダイヤ運行を余儀なくされた。また、小学校、中学校、高等学校等の文教施設も亀裂や泥流入入等の被害を受けた。

表1 市町村別被害総額

[単位：千円]

市町村名	被害総額
伊達市	540,815
虻田町	20,704,960
壮瞥町	1,971,144
洞爺村	80,000



写真1 西山火口（2000年3月31日13時07分噴火）

表2 項目別被害額

[単位：千円]

	土木被害	農業被害	林業被害	衛生被害	下水道被害	公立文教被害
被害数	64箇所	89戸 33件	36.06ha 8箇所	5件	44箇所	7件
被害金額	4,546,355	268,207	687,474	5,535,172	4,010,159	1,020,029
	社会教育施設・その他公共施設	社会福祉施設被害	商工被害	住家被害	非住家被害	合計
被害数	8件	6件	144件	850棟	23棟	—
被害金額	1,372,245	162,052	2,057,454	1,936,012	1,607,934	23,296,919

(2) 災害後の主な経過

噴火後の主な経過と災害対策本部の設置状況を以下に示す。

表3 噴火の概要と経過

日時	噴火の概要
3月28日	0:50 臨時火山情報第1号を発表
	2:50 北海道本庁に災害対策連絡本部及び胆振支庁などに同連絡本部を設置
	3:00 壮瞥町 火山災害対策本部設置、災害対策連絡本部設置
	8:30 伊達市・虻田町 火山災害対策本部設置、災害対策連絡本部設置
3月29日	午後から有感地震増加
3月30日	午後から地震の発生回数が減少
3月31日	13:07 マグマ水蒸気爆発
4月1日	3:12頃 有珠山付近を震源とするM4.6の地震発生 伊達市震度4 壮瞥町震度5弱
	11:30過ぎ 有珠山北麓 金比羅山西山から噴火

(次頁へ続く)

日時	噴火の概要
4月5日	金比羅火口群から熱泥流のあふれ出しが顕著になる。
4月6日	4月6日頃まで非常に活発な噴火活動が続く
4月10日	西山川流路工に架かる木の実橋が流出、流路工周辺の洞爺湖温泉小学校・みずうみ読書の家及び温泉街南西部の住宅地の一階窓付近まで土砂が堆積する。
4月12日	噴火予知連は「山頂部の大規模噴火の兆候はなく、当面は現状の噴火で推移する」旨の統一見解を発表。
5月22日	噴火予知連は「マグマ活動が次第に低下している」との見解を発表
7月10日	噴火予知連は「深部からのマグマ供給は停止し、一連の噴火活動は終息に向かっている」との見解を発表
8月11日	有珠山噴火非常災害現地対策本部廃止
11月1日	噴火予知連は「マグマ供給は停止した」との見解を発表
2001年 5月28日	噴火予知連は「西山西麓・金比羅山の両口群付近では注意が必要としながらも、「2000年3月に始まったマグマの活動は終息した」と発表 同日、有珠山部会廃止

表4 北海道・市町村の災害対策本部の設置状況

道・市町村名	組織名	設置日	廃止日
北海道	有珠山火山活動北海道災害対策連絡本部	H12. 3. 28 3:00	災対本部へ移行
	有珠山火山活動北海道災害対策本部	H12. 3. 29 10:30	H14. 3. 31 9:00
伊達市	有珠山火山活動災害対策本部	H12. 3. 28 9:30	H14. 3. 31 9:00
虻田町	有珠山火山活動災害対策連絡本部	H12. 3. 28 9:30	災対本部へ移行
	有珠山火山活動災害対策本部	H12. 3. 28 17:30	H14. 3. 31 9:00
壮瞥町	有珠山火山災害対策本部	H12. 3. 28 8:30	H14. 3. 31 9:00
洞爺村	有珠山火山庁内連絡会議	H12. 3. 28 8:30	警戒本部へ移行
	有珠山火山警戒本部	H12. 3. 28 17:15	災対本部に移行
	有珠山火山災害対策本部	H12. 3. 29 16:00	H12. 9. 12 14:30
豊浦町	有珠山火山活動災害対策本部	H12. 3. 28 10:00	H12. 8. 31 17:00
大滝村	有珠山火山活動庁内連絡会議	H12. 3. 28 15:00	連絡本部に移行
	有珠山火山活動災害対策連絡本部	H12. 3. 31 13:30	H12. 8. 31 17:25
室蘭市	有珠山火山活動連絡本部	H12. 3. 29 9:00	救援本部に移行
	有珠山火山活動救援対策本部	H12. 3. 30 16:00	H12. 8. 11 17:00
留寿都町	災害対策本部	H12. 3. 31 13:11	H12. 8. 11 17:00
喜茂別町	災害対策本部	H12. 3. 31 13:11	H13. 7. 31 17:15
苫小牧市	有珠山噴火災害対策支援連絡調整本部	H12. 3. 31 15:30	H12. 8. 11 12:00
白老町	有珠山噴火災害対策支援連絡調整本部	H12. 3. 31 15:30	H12. 7. 10 9:00
登別市	災害対策本部	H12. 3. 31 17:20	H12. 8. 11 17:00
長万部市	有珠山噴火災害対策支援本部	H12. 4. 2 8:00	H12. 5. 29 10:00

【参考文献】

- 1) 北海道『2000年有珠山噴火災害・復興記録』平成15年3月。
- 2) 内閣府『平成13年版 防災白書』。
- 3) 内閣府『有珠山噴火について』平成15年9月19日。
- 4) 内閣府『有珠山噴火災害教訓情報資料集』。

2. 災害復興施策事例の索引表

200001	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備				
1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握				
施策2：がれき等の処理				
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		●→→→	【20000101, p181】 【20000102, p181】 【20000103, p181】	
施策2：復興計画の作成		●→→	【20000104, p181】	
施策3：広報・相談対応の実施		●→→	【20000105, p183】	
施策4：金融・財政面の措置				●→→→
				【20000106, p183】
2. 分野別復興施策				
2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保				
施策2：恒久住宅の供給・再建				
施策3：雇用の維持・確保			●→→→	
				【20000107, p183】
施策4：被災者への経済的支援		●→→	●→→→	
		●→→		【20000108, p183】
施策5：公的サービス等の回復	●→→→			
				【20000109, p184】
				【20000110, p184】
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧				
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備				●→→
				【20000111, p184】
施策3：都市基盤施設の復興	●→→→			
				【20000112, p185】
施策4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談		●→→		
				【20000113, p185】
施策2：中小企業の再建		●→→→	●→→→	
				●→→→
				●→→→
				●→→→
				【20000114, p185】 【20000115, p185】 【20000116, p185】 【20000117, p186】 【20000118, p186】
施策3：農林漁業の再建		●→→→		
				【20000119, p186】

3. 災害復興施策事例

【20000101】 復旧・復興体制の構築（国・北海道・市町）

○国・道・市町の推進体制

国・道・市町では、以下のような流れで復旧・復興対策が行われた。

【国の復興推進体制】	
平成 13 年 6 月 28 日	有珠山噴火災害復旧復興対策会議を設置
平成 13 年 9 月 3 日	有珠山噴火災害復旧復興対策会議幹事会を設置
【北海道の復興推進体制】	
平成 12 年 5 月 19 日	総務部総合防災対策室防災消防課に復興対策担当部門を設置 胆振支庁地域政策部地域政策課に防災担当主幹を設置
平成 12 年 5 月 25 日	胆振支庁西胆振地区農業改良普及センターの体制強化
平成 12 年 6 月 5 日	建設部砂防災害課到有珠山対策部門を設置 室蘭土木現業所事業部治水課及び洞爺出張所に主幹を設置
平成 12 年 6 月 22 日	有珠山周辺市町企画課長会議を設置
平成 12 年 8 月 10 日	総合企画部到有珠山火山活動災害復興対策室を設置〔建設部から虻田町に職員を派遣〕 胆振支庁経済部林務課治山事業係を増員体制強化
平成 12 年 9 月 14 日	有珠山噴火災害復興対策委員会を設置〔同委員会にプロジェクトチームを設置〕
平成 12 年 9 月 16 日	室蘭土木現業所洞爺出張所に砂防係を設置
平成 12 年 10 月 1 日	室蘭土木現業所洞爺出張所の砂防係を増員
平成 12 年 10 月 17 日	有珠山噴火災害復興対策委員会プロジェクトチーム構成委員を指名
平成 12 年 11 月 1 日	室蘭土木現業所洞爺出張所の砂防係を増員
【市町の復興推進体制】	
平成 12 年 6 月 1 日	虻田町が有珠山噴火災害復興対策室を設置
平成 12 年 8 月 1 日	虻田町有珠山噴火災害復興対策室を増員
平成 13 年 4 月 1 日	虻田町有珠山噴火災害復興対策室を増員体制強化 壮瞥町が企画調整課に災害復興係を設置
平成 14 年 4 月 1 日	伊達市が 2000 年有珠山噴火伊達市防災まちづくり推進本部を設置 虻田町が虻田町有珠山噴火災害復興委員会を設置 壮瞥町が平成 12 年有珠山噴火災害壮瞥町復興本部を設置

【20000102】 職員の取組み体制（虻田町）

○災害初動期は、避難所対応などの応急活動が中心になるため、本来復興業務を担当する部署もどうしてもその体制づくりなどが遅れがちになった。

○そのような状況の中で、職員の間で留意されたことは、避難所対応を行っている中でも、常に自分の問題意識や役割を自覚し、被災者が何を求めているかなどに注意し、その後の生活再建や復興業務への取り組みにも反映していけるよう心がけた。

【20000103】 中長期における復興対策室の役割（北海道）

○復興対策室の役割としては、単に被災した施設を復旧するだけではなく、将来の噴火においても被害が少なくすむような災害に強いまちづくりを進めることであると考えている。

○そこで有珠山の特性である噴火の周期性（20～30年周期の噴火）や、活火山のふところ内に形成されている市街地を将来の噴火に備え、被害をできるだけ少なくするため、火山防災マップに基づく危険度の高い地域から安全な地域へ移転していただくための仕組みづくりを検討している。

○特に、生活の基盤となる住宅を噴火災害から守ることを狙いとした住宅移転支援（住宅建設費等補助、住宅移転費補助、移転跡地の買上）を道と 1 市 2 町の独自単独事業として制度化する方向で進めており、この制度が移転希望者に広く活用されることにより、将来の噴火災害の軽減につながることを期待している。

○なお、病院、学校、社会福祉施設などの災害弱者施設については、既に安全な地域での再建が進んでいる。

【20000104】 復旧・復興計画の策定（国・北海道）

○復興方針

復興に当たっては、具体的な復興計画の立案に先立ち、地域の現状などを整理し、有珠山周辺

地域の復旧・復興に向けた基本的な方向性を明らかにした。

●2000年有珠山噴火災害復興方針（抜粋）（平成12年12月策定）

- ◆5つ基本方針
 - より安全を目指した土地利用を図り、将来の噴火による被害が最小限になるよう努める必要があります。
 - 過去の噴火から将来の噴火を想定し、災害に強い地域づくりを進める必要があります。
 - 住民と行政が手を携えて、安全で快適なまちづくりに取り組む必要があります。
 - 噴火を繰り返す「有珠山」を日頃からよく理解し、自らが行動できる環境づくりをより一層進める必要があります。
 - 安全性を確保しながら、火山資源などを生かし、地域産業の再生を図る必要があります。
- ◆基本的方向
 - より安全を目指した土地利用
 - ①防災マップによる土地利用 ②ライフラインの整備
 - 有珠山を理解する環境づくり
 - ①防災マップの周知等 ②こころのケアの仕組みづくり等 ③エコミュージアム構想の推進
 - 地域産業の再生
 - ①中小企業者等の経済的自立 ②地域特性を生かした農業・水産業の展開 ③火山資源活用による観光開発等 ④新たな観光地の整備等

○復興計画基本方針の概要

平成12年12月に策定した復興方針に基づき、北海道が広域的な観点から復興の方向性と施策の概要を示したもので、伊達市・虻田町・壮瞥町が策定した復興計画の基本となったものである。

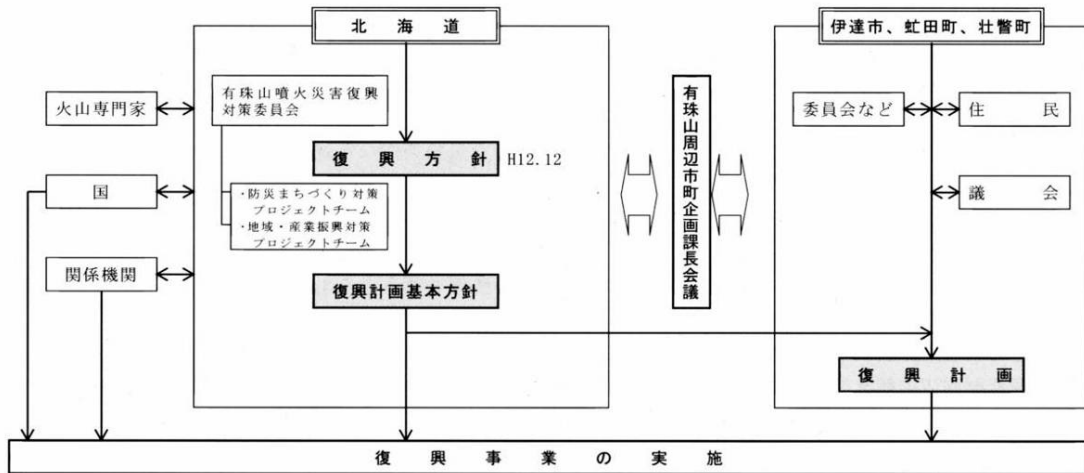
●2000年有珠山噴火災害復興計画基本方針（平成13年3月策定）

(1) 基本方針の目的

有珠山は今後、21世紀においても20年から30年周期で噴火が起こると言われている。有珠山周辺地域においては、今回の噴火災害から一日も早く立ち直るよう対策を講じるとともに、将来の噴火に備え、観光産業や農水産業などの地域の基幹産業の振興との調和を図りながら、災害に強いまちづくりに早急に取り組む必要がある。

この復興計画基本方針は、「2000年有珠山噴火災害復興方針」に基づき、伊達市、虻田町、壮瞥町の1市2町が共通の認識のもと、目標に向かって取り組みを進めるため、道が広域的な観点から復興の方向性と施策の概要を示すものであり、1市2町が策定する復興計画の基本となるものである。

[復興計画基本方針策定フロー]



復興事業の実施

- 復興方針：北海道が策定する復興計画基本方針の基礎となるもので、伊達市、虻田町、壮瞥町が策定する復興計画の方向性を示すもの（北海道が策定）
- 復興計画基本方針：北海道が広域的な観点から復興の方向性と施策の概要を示すもので、伊達市、虻田町、壮瞥町が策定する復興計画の基本となるもの（北海道が策定）
- 復興計画：復興対策のための市町が策定する計画

(2) 施策体系

地域が有する火山資源、優れた景観を生かした、災害に強い、活力のあるまちづくりを進めるため、次の5つの目標を施策の柱として施策を体系化し、それぞれの施策の推進を図ることとする。

<目標>

- ①より安全を目指した土地利用を図り、将来の噴火による被害が最小限になるように努める
- ②土砂災害の防止を図るとともに、過去の噴火から将来の噴火を想定し、災害に強い地域づくりを進める
- ③住民と行政が手を携えて、安全で快適なまちづくりに取り組む
- ④噴火を繰り返す「有珠山」を日頃からよく理解し、自らが行動できる環境づくりをより一層進める
- ⑤安全性を確保しながら、火山資源などを生かし、地域産業の再生を図る

【参考文献】

- 1) 北海道『2000年有珠山噴火災害・復興記録』平成15年3月。

【20000105】災害広報臨時号の発行（虻田町）

- ・災害広報臨時号は噴火の年の10月2日まで105号が発行された。
- ・避難所が30数ヶ所、7市町村に及び、本部からの通信網はFAXでの対応となった。
- ・報道関係への記者発表と同時に避難所へのFAXで通信されたが、FAX1台で30数ヶ所へ順に送信されるので時間がかかり、本部からの情報がマスコミより遅くそのトラブル対応で、他の業務に支障をきたした。

【20000106】事業者向け総合的相談・申請窓口の設置（虻田町）

- ・2000年有珠山噴火で大きな被害を受けた虻田町では、道庁・金融機関・ハローワーク・社会保険庁などの関係機関が一ヶ所に常駐する相談窓口が開設された。
- ・災害時には商売が出来なくなり資金繰り、返済などの金融問題が発生する。これらの問題解決に既往借入金の借り換え対策と低利融資施策が必要である。また、融資対策だけではなく雇用問題・社会保険などといった関連問題も発生する。これらに対応するため、道庁・金融機関・ハローワーク・社会保険庁などの関係機関が一ヶ所に常駐する相談窓口が開設された。
- ・これは当初、被災者の相談業務なども各種あり、その窓口が分散していると非常に不便を強いられるため、町が道に要望し、設置されたものである。
- ・その現場で決断できるよう各機関の管理職クラスが来ていたことも良かったとされる。

【20000107】緊急地域雇用特別対策事業の活用等

- 噴火災害により避難を余儀なくされ、失業状態にある住民の雇用不安、生活不安の解消を図るため、緊急地域雇用特別交付金の弾力活用を図って臨時応急の雇用創出に努めた。
- 緊急雇用事業は、とくに各種対策の中でも大きなウェイトを占めており、ホテル・旅館の従業員などの需要が大きかった。
- 災害が長引くにつれ洞爺湖温泉での雇用者のカットが始まりだすなど、避難所では多くの住民が失業状態となった。そこで、徐々に海上に指定された避難指示区域内での作業が認められ始めたホタテ養殖の作業に、国の失業対策である緊急地域雇用特別対策事業の活用を要請した結果、1漁家に5人の雇用が認められ失業対策とホタテ漁業の存続が可能となった。
- 高級菜豆については把種作業の期限が迫ったことから、農作業の遅れを取り戻すために、避難指示の解除された農家に緊急地域雇用特別対策事業による雇用者と、援農ボランティアが活用された。
- 上記の緊急地域雇用特別対策事業の他、酪農については、農協などが主体となって避難指示区域からの牛馬など延べ91頭の移動が行われた。酪農家は隣町の離農農家の畜舎を借りての飼育を行った。また、噴石や埋没農地では、復旧が進められたが、営農形態を変える必要が生じた。早急な復興を図るため、北海道の中では温暖な気象条件を活用した苺栽培に共同で取り組んだ。

【20000108】有珠山噴火災害生活支援事業（北海道）

- 避難生活が長期化する可能性を懸念し、また、雲仙普賢岳災害で実施された食事供与事業に代わるものを実施すべきだという指摘も道議会でも出ていた。そこで、以下の「有珠山噴火災害生活支援事業」を実施した。（次頁参照）

表 有珠山噴火災害生活支援事業

事業名	要件	給付内容	実施主体
有珠山噴火 災害生活支 援事業	○住居が避難指示区域にあるなど、 避難生活を余儀なくされている 世帯で、かつ世帯の収入が一定の 基準に満たない世帯 ○判定基準：基準額=世帯人数×3 万円+3万円	○最低保証額：3万円 ○収入認定額 給与収入：税法上の控除後の額 年金収入：受給額の1/2の額 稼働開始：収入の1/2の額	虻田町 (道10/10)

【20000109】減収事業者の事業用固定資産税減免（壮瞥町）

- 観光産業を中心とした地域経済が噴火前の状態に戻るには、しばらく時間がかかると思われることから、早期に地域経済の再生、復興を助長するため、「事業用に供する固定資産」について、一定の条件下において平成12年度に限り減免措置を実施する方針を固め、9月開催の第3回定例会で「平成12年有珠山噴火災害に伴う町税の減免に関する条例の一部を改正する条例（事業用固定資産税の減免）」の制定を行うこととした。
- 減免は、事業収入の減収額に応じそれぞれ4/10及び7/10の軽減、並びに全部の免除を行うもので、17事業所3,497.1万円の減免が実施された。

【20000110】学校再開手順（虻田町）

- 学校の再開
 - ・4月7日には小中学校児童生徒870名のほぼ全員の所在を確認
 - ・4月17日 豊浦町、長万部町の空き教室を借りて虻田町の学校として新学期をスタート
- 再開に向けて生じた問題
 - ・児童生徒の机、いすの用意（室蘭市教育委員会からの提供及び室蘭市トラック協会による搬入）
 - ・学校の設定、備品の整備
 - ・教科書・学用品の調達
 - ・新1年生のランドセル
 - ・スクールバスの用意
 - ・就学援助
 - ・学校給食
 - ・教職員の住宅確保
 - ・他市町村に避難している児童生徒の転入学

【20000111】防災集団移転促進事業（虻田町）

- 1) 事業導入の経緯
 - 火山活動に伴う地殻変動により、家屋や公共施設に被害が発生し始めたことから、住宅移転が必要とされ、事業が導入された。その後の泥流の発生により移転の必要性の認識が高まった。
- 2) 手続き等
 - 集団移転促進計画の策定にあたっては、地籍に変化があったが、再調査結果を待つ時間がないため、被災前のデータに基づき移転計画の策定を行った。実施計画にあたっては、その後地積調査を実施した。
- 3) 事業対象者への対応
 - まず初めに個別訪問による被災者の移転意向を把握し、その後、防災集団移転事業に関する計画案を住民へ提示した。計画案は住民の意向が反映された形であったため、その後の意向の集約は比較的容易にできた。
 - 高齢者からは経済的な問題から移転意向がほとんど得られなかった。
 - 移転促進地域からの移転戸数は21戸、その内、住宅団地へ移転したのは15戸。
- 実施事業
 - 1) 農地等の買取り：畑、宅地、原野、山林の買取り
 - 泉地区 畑 5,477.00㎡
 - 宅地 60,871.40㎡
 - その他11,152.23㎡
 - 2) 移転費助成
 - 移転戸数152戸に対して助成
- 事業費等
 - 総事業費 355,697千円（補助対象354,805千円）

【20000112】下水道トンネルの復旧（虻田町）

- 被災箇所の調査
 - ・下水道トンネルについて災害査定のための被害調査が必要だったが、調査ができない区間が残った。その区間については、温泉側入り口から試料を流し、出口側まで流れるかを調査した。調査用の試料には、無害で大量の水に希釈されても反応を確認できるものとして、蛍光染料のフロエッセンを用いた。
- 仮想設計による査定
 - ・調査の結果、現位置での復旧が困難なことから、変更について協議を進め、復旧期間を5年とし、また、調査設計・積算の時間がないことから仮想設計により査定を受けた。
- 査定の留意点
 - ・査定現場での対応、次の現場の準備、連絡係、査定設計書の指示事項の確認聞き取り等の作業があり、多めの人数を確保しておく。

【20000113】事業者向け総合相談業務（虻田町）

- 被災者の相談業務なども各種あり、その窓口が分散していると非常に不便を強いられるため、町は道に対して、できるだけ各分野の機能を集中させて欲しいと要望した。その結果、各種の相談が可能な窓口（金融や雇用など各分野の担当者による構成）が設置された。
- 教訓：この相談窓口の体制ができただけでも被災者にとっては安心感を与えることになった。また、その現場で決断できるよう各機関の管理職クラスが来ていたことも良かった。

【20000114】中小企業に対する金融対策（北海道等）

表 中小企業に対する金融対策

事業名	融資対象	融資内容	実施主体
中小企業振興資金「経営支援資金(災害)」の適用	伊達市、虻田町、壮瞥町に事業所を有する中小企業者で事業用資産等に被害を受けたり売上の減少となった方が対象	<ul style="list-style-type: none"> ・融資金額：運転資金 5,000 万円以内、設備資金 8,000 万円以内 ・融資利率：年 1.3%以内 ・融資期間：運転資金 10 年以内(据置 3 年)、設備資金 15 年以内(据置 3 年) 	道、金融機関
有珠山噴火災害中小企業返済対策特別資金貸付金の新設	虻田町、伊達市、壮瞥町で、避難指示を受けた地域内において観光施設を営んでいる中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ・融資金額：既往借入金慶高の 30%を限度に 1 億円以内(運転資金 5,000 万円、設備資金 8,000 万円) ・信用保証：融資金額の 50%を限度に利用可・融資利率：年 1.3%以内 ・融資期間：10 年以内(うち据置期間 3 年以内)。ただし、観光施設の新増設にあてられた資金で、現在の残存融資期間が 10 年を超えているものについては、15 年を限度に残存融資期間まで 	
有珠山噴火災害対策中小企業特別資金利子等補給費補助金新設	避難指示が 60 日以上にわたった地域内に事業所を有し、噴火により特に著しい被害を受けている中小企業者の金利負担等を軽減するため道や政府系の災害融資に対し、国、道、虻田町による利子補給		国、道、虻田町

【20000115】仮設店舗の設置（虻田町）

- 虻田町が商工会を經由して委託した事業に、月浦の仮設住宅入居者を対象にした仮設店舗「G o B a c k 洞爺湖」の開設がある。商工会の照会を受けた「洞爺湖ニュースタンプ会」の業者16店が出資して、140戸の仮設住宅入居者の利便を考慮し、利益を度外視して開設した。プレハブの店舗は町が、陳列棚や冷蔵庫、レジ・カウンターなどは本町地区の商店が格安で提供した。店舗前にはベンチを置いて仮設住宅入居者の交流の場としたほか、月浦地区の利用者には商品の配達も行い、高齢者から喜ばれた。

【20000116】観光誘致活動（北海道）

- 緊急雇用対策において北海道キャラバン隊派遣事業が実施された。
- 道は、とくに観光誘致活動に力点をおき、宣伝活動を実施している。観光エージェントを呼んだりもしている。

- 観光客数も戻りつつあるが、修学旅行については、まだ回復はおそい。また、観光客数は戻っても、客単価の落ち込みもあり経営的にはまだきびしい状況にあるといえる。
- 北海道観光への影響緩和を目的とした観光キャンペーンの実施
 - ・感動市場2000開催
 - ・「温泉」冬季キャンペーン
 - ・北海道デスティネーション（「ごちパラ北海道」）の実施
- 修学旅行誘致
 - ・道知事及び教育長連名による文書要請
 - ・旅行エージェント修学旅行関係者の道内招聘
 - ・修学旅行誘致団の本道派遣

【20000117】観光客の安全確保に関する指針（壮瞥町）

- 壮瞥町では、有珠山噴火非常災害現地対策本部の閉鎖にあたって次のような観光安全宣言を出した（平成12年8月11日）。
- 壮瞥町（昭和新山・洞爺湖温泉・壮瞥温泉）観光安全宣言
 - ・当町の観光産業再開にあたり、観光客の皆様安心して来遊いただけるよう平成12年5月23日に「観光客の安全確保に関する指針（ガイドライン）」を策定し、避難マップの作成、避難誘導看板の設置をはじめ、各宿泊施設では避難訓練を実施する等「火山と共生する新しい防災観光地」づくりに取り組んできたところです。
 - ・有珠山の活動は終息に向かいつつあり、壮瞥町昭和新山地区、洞爺湖温泉地区、壮瞥温泉地区については、ガイドライン策定時よりも、より一層、観光客の皆さま安心して来遊いただける状況となりました。
 - ・火山という自然エネルギーを体感していただける今が、有珠山周辺観光の魅力のひとつでもあります。ここに改めて安全を宣言し、多くの皆さまの来遊をお待ちいたしております。

【20000118】観光資源の活用・開発（北海道等）

〈エコミュージアム構想〉

- ・レイクトピア21推進協議会が、「洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想」を平成14年3月に策定、6月に承認・公表
- ・西山火口散策路及びその周辺の整備
- ・壮瞥温泉にある噴火遺構旧病院跡を保存・活用した都市公園「1977年火山遺構公園」を計画
- ・西山川砂防施設に観光客等に防災施設の意義や火山噴火災害の脅威を伝えるための砂防えん堤を利用した展望広場等を計画
- ・洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想における「火山の恵み」エリアの火山学習サテライトである旧国鉄胆振線鉄橋跡と壮瞥市街を結ぶ国道453号壮瞥歩道を計画（国立公園等）
- ・支笏洞爺国立公園に関する公園計画の変更による西山火口周辺地域の公園区域の拡張（平成15年2月28日告示）
- ・学識経験者及び関係行政機関による検討会を設置し、国立公園利用地域全体の構想基本計画について検討
- ・環境省では、全国で9番目の長距離自然歩道として「北海道長距離自然歩道」の検討を進めており、道も路線選定において関係機関と協議

〈壮瞥町弁景温泉地区〉

- ・新たな地域間交流の拠点となる施設「オロフレほっとピアザ」を整備（平成14年12月オープン）
- 〈新たな泉源開発〉
- ・虻田町が月浦地区で泉源開発。41.1℃、毎分36リットルの温泉が湧出しており、現在虻田町において利用計画を検討

【20000119】農業金融対策（北海道等）

表 農業金融対策

事業名	融資対象	融資内容	実施主体
有珠山噴火農業災害融資事業	噴火により被害を受けた農業者の減少した収入の補てんや農業施設等の復旧のため農林漁業金融公庫から借り入れた自作農維持資金（災害）及び農林漁業施設資金（災害復旧施設）に係る金利負担等を軽減するため国、道、市町による利子補給を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金利(2.0%)に対する負担 ・国0.7%、道・市町0.65% ・貸付日から3年間(H15.11.16まで) 	国、道、虻田町

事例コード | 200002

2000 年（平成 12 年） 三宅島噴火災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成12年6月26日に気象庁が緊急火山情報を発表した。それ以降の雄山の噴火活動により、人的被害はなかったものの、平成12年6月から12月までに下表のとおり被害が確認されている。

表1 三宅島噴火災害の主な被害状況（平成12年12月時点）

被害種別	箇所	状況
道路・河川	仏沢（ほとけざわ）	道路幅員のうち約2/3が延長15m程度海側に損壊
	三七沢（さんしちさわ）	山側の泥流堆積地に流路形成、道路上に土砂やコンクリート片散乱
	地獄谷（じごくだに）	山側の土砂が一部海側に流出、泥流堆積地に流路形成
	椎取神社（しいとりじんじや）	神社の屋根や鳥居の上端を残して泥流堆積、道路上にも数十mにわたり土砂が堆積
	釜の尻沢（かまのしりさわ）	山側のダムを泥流が越流、数棟に泥流が床上、床下まで流入
	坊田沢（ぼうたさわ）	山側の村道にある橋梁が流木により閉塞、家屋2棟損傷
	伊ヶ谷地区（いがやちく）	山側沢筋の村道決壊、泥流が家屋4棟の床上に流入
	空栗橋（からくりばし）	海側の道路擁壁20m程度決壊、道路の一部損壊、多数の流木
港湾・漁港	湯の浜漁港	泥流入りにより泊地内の一部に堆積
	伊ヶ谷漁港	泥流入りにより、船着場（施設の約1/3）及び物揚場の一部が使用不可能
	坪田漁港	地盤沈下により、漁港全体が沈下、満潮時には漁港接岸が困難
空港	三宅島空港	泥流入り及びこれによりフェンスの倒壊（52m）発生
水道	水源（大路（たいろ）、金層（かなそ））	泥流による埋没やシャフト固着有
	送水管（伊ヶ谷、三七沢、立根（たつね））	泥流による埋没やシャフト固着有
	ポンプ場（見取畑（みどりばた））	泥流による埋没やシャフト固着有
電気	島内全域	泥流により配電線寸断
電話	坪田地区	泥流により屋外通信ケーブル損傷
農業	島内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降灰・泥流被害 農地（249ha）、村営牧場（171.8ha）、農業用水施設（3施設） ・ 農道の路面崩壊、法面崩壊（4路線） ・ 農作物被害（枯死及び収穫不能） ・ 家畜被害（牛、豚）（66頭） ・ パイプハウス倒壊（646棟） ※帰島時までの被害
林業	島内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山腹崩壊（35カ所以上） ・ 林道の路面崩壊、法面崩壊等（全10路線） ・ 人工林・天然林の枯死、倒伏等（推定2,190ha）
漁業	魚場・漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁場への降灰、泥流、崖崩れ等による被害 ・ 漁業施設の破損等（蓄養施設、冷蔵施設、荷さばき場等）

(2) 災害後の主な経過

表2 災害の主な経過（国・都・村の対応）

年	月日	災害概要
平成12年 (2000年)	6月26日	18:00頃 地震が多発。気象庁が緊急火山情報を発表。
		20:45 三宅村災害対策本部を設置。阿古地区、坪田地区に避難勧告を発令。西方海底で小規模な噴火。
	6月27日	東京都災害対策本部を設置。 伊ヶ谷地区に避難勧告。 坪田及び三池地区について避難勧告解除。のち避難勧告全面解除。
	6月29日	有感地震 都は、災害対策本部を廃止。村も災害対策本部を廃止。
	6月30日	山頂で噴火が発生、少量の火山灰が放出。
	7月4日	山頂の新カルデラから最初の噴火。
	7月8日	白い火山灰を主成分とする噴火
	7月14日	9:00 三宅村災害対策本部を設置。
		16:40 神着地区の一部（島下、下馬野尾）に避難勧告
	7月15日	9:00 神着地区の避難勧告を解除
	7月17日	8:30 島下、下馬野尾、沖ヶ平の一部に避難勧告
	7月26日	15:30 三池地区（御子敷の4世帯、9人を除く）に避難勧告
	7月27日	11:00 沖ヶ平の一部に避難勧告を追加
		14:00 沖ヶ平の一部の避難勧告を解除
	7月28日	16:00 避難勧告を全解除
	8月2日	6:30頃 噴火。噴煙の高さ3,000m
	8月10日	8:43 神着間川橋から坪田三宅島空港入口までの間に避難勧告
		16:00 下馬野尾・御子敷を除き、避難勧告を解除 都は、「三宅島・新島・神経島近海地震等災害対策会議」を設置。
	8月11日	8:00 門の原地区から三宅島空港入口までの間に避難勧告
	8月12日	9:50 御子敷地区を除き、避難勧告を解除
8月14日	16:00 避難勧告を全解除	
	17:00 最大規模の噴火。	
8月18日	火砕流の発生。神着地区、続いて坪田地区に噴煙柱が崩れて流れ下った。低温火砕流と呼ばれる。人的被害なし。	
8月29日	三宅村現地対策本部設置	
9月2日	7:00 全島避難指示（2～4日で避難実施）	
平成17年 (2005年)	1月5日	三宅村村長、平成17年2月1日をもって避難指示を解除する旨を発表
	2月1日	15:00 避難指示解除
	3月31日	東京都災対本部廃止。

【参考文献】

- 1) 東京都『平成12年（2000年）三宅島噴火災害誌』平成19年3月。
- 2) 内閣府『三宅島噴火災害教訓情報資料集』平成17年度。

2. 災害復興施策事例の索引表

200002	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備							
1.1 復興に関連する応急処置							
施策1：被災状況等の把握							
施策2：がれき等の処理							
1.2 計画的復興への条件整備							
施策1：復興体制の整備		●	→	【20000201, p191】			
施策2：復興計画の作成		●	→	【20000202, p191】			
施策3：広報・相談対応の実施							
施策4：金融・財政面の措置							
2. 分野別復興施策							
2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1：緊急の住宅確保							
施策2：恒久住宅の供給・再建							
施策3：雇用の維持・確保							
施策4：被災者への経済的支援		●	→	【20000204, p193】	●	→	【20000203, p193】
施策5：公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策1：公共施設等の災害復旧							
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備							
施策3：都市基盤施設の復興							
施策4：文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策1：情報収集・提供・相談							
施策2：中小企業の再建		●	→		●	→	【20000205, p193】
施策3：農林漁業の再建							

3. 災害復興事例

【20000201】 復旧・復興体制の構築（東京都・三宅村）

三宅村復興計画策定委員会（三宅村が平成14年1月29日に設置）は、噴火災害から1日も早く立ち直るための社会基盤整備対策を講じるとともに、将来の噴火などの災害に備えた、災害に強い島づくりと、これまで島を支えてきた農林漁業などの地域の基幹産業の振興との調和を図りながら観光産業を核として、三宅島独自の再建策の構築に早急に取り組むために設置された。同委員会は、平成14年12月4日に「三宅村復興基本計画」を三宅村へ答申した。

【20000202】 復旧・復興計画の策定（三宅村）

○復興計画の基本理念

島民が「安心して」、「生き生き」、「安全に」生活できることに加えて、三宅島らしさを追求し、時に厳しさをみせる自然と共生しながら、三宅村の目指す将来像である「人と自然にやさしい健康で豊かな村」を実現することを目指して、次の3つを基本理念と定めている。

- ・三宅島民の生活再建を最優先とした復興計画とする（生活再建）
- ・火山をはじめとした島の自然と三宅島民の文化や伝統を活かし、世界に誇れる観光地としての三宅島振興を実現するためのきっかけとなる復興計画とする（地域振興）
- ・噴火などの災害に備え、災害に強い三宅島づくりを目指した復興計画とする（防災しまづくり）

○復興計画の概要

「三宅村復興基本計画」では、基本計画の完成目標年次を10ヶ年と定めている。計画策定時は、帰島時期が不確定だったため、それらを踏まえて、「現時点から推進すべき事業」と、「帰島時期に応じて推進すべき対策」とに、復興施策や事業を大別している。

また、大きな特徴として、ハザードマップを作成して噴火災害、泥流災害等の危険地域については、新たな個人資産の形成や社会基盤の建設は行わないことを前提としている。

生活再建、地域振興、防災しまづくりの分野での復興事業を推進するために、三宅村を14のゾーンに分けている。

各分野のゾーンは、それぞれが独立したものではなく、互いに関連しあい、相乗効果をもたらすものとし、すべての分野にわたって、火山との共生を目指す計画としている。また、統一的なまちなみの整備や広域的なバリアフリー化の推進など、島民・来島者にやさしく、三宅島らしい景観形成を目指している。

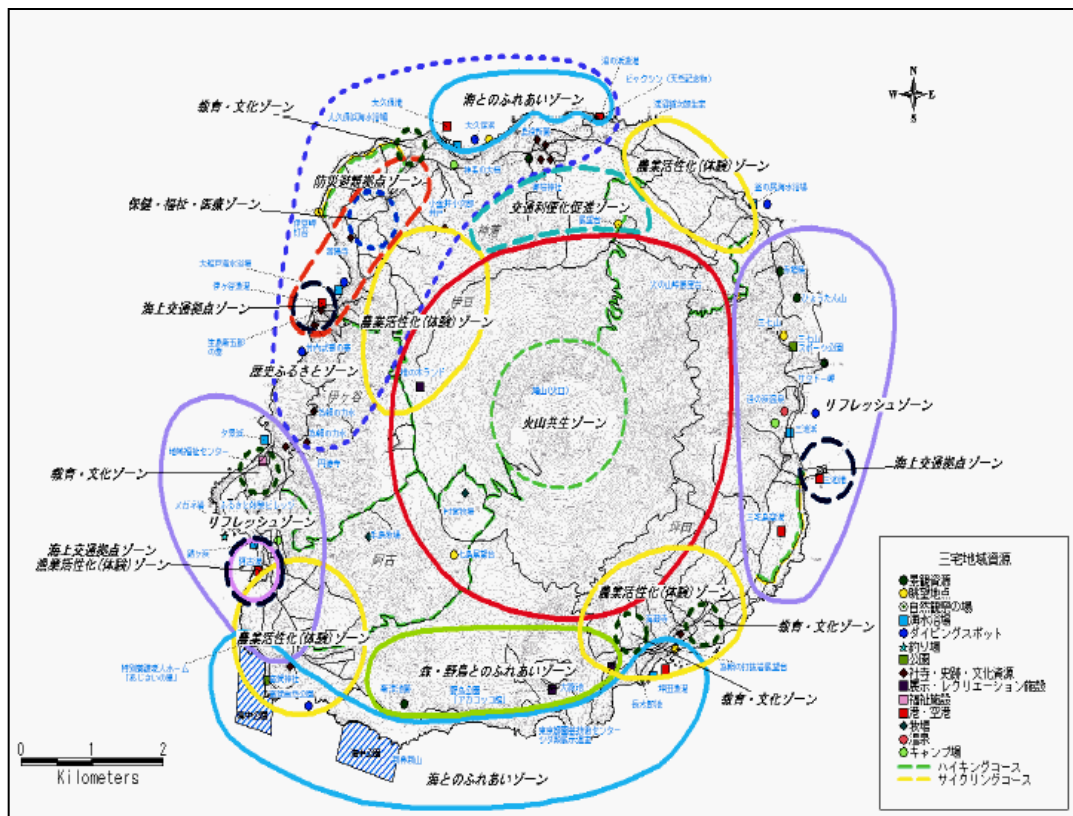


図 復興計画のゾーニング図

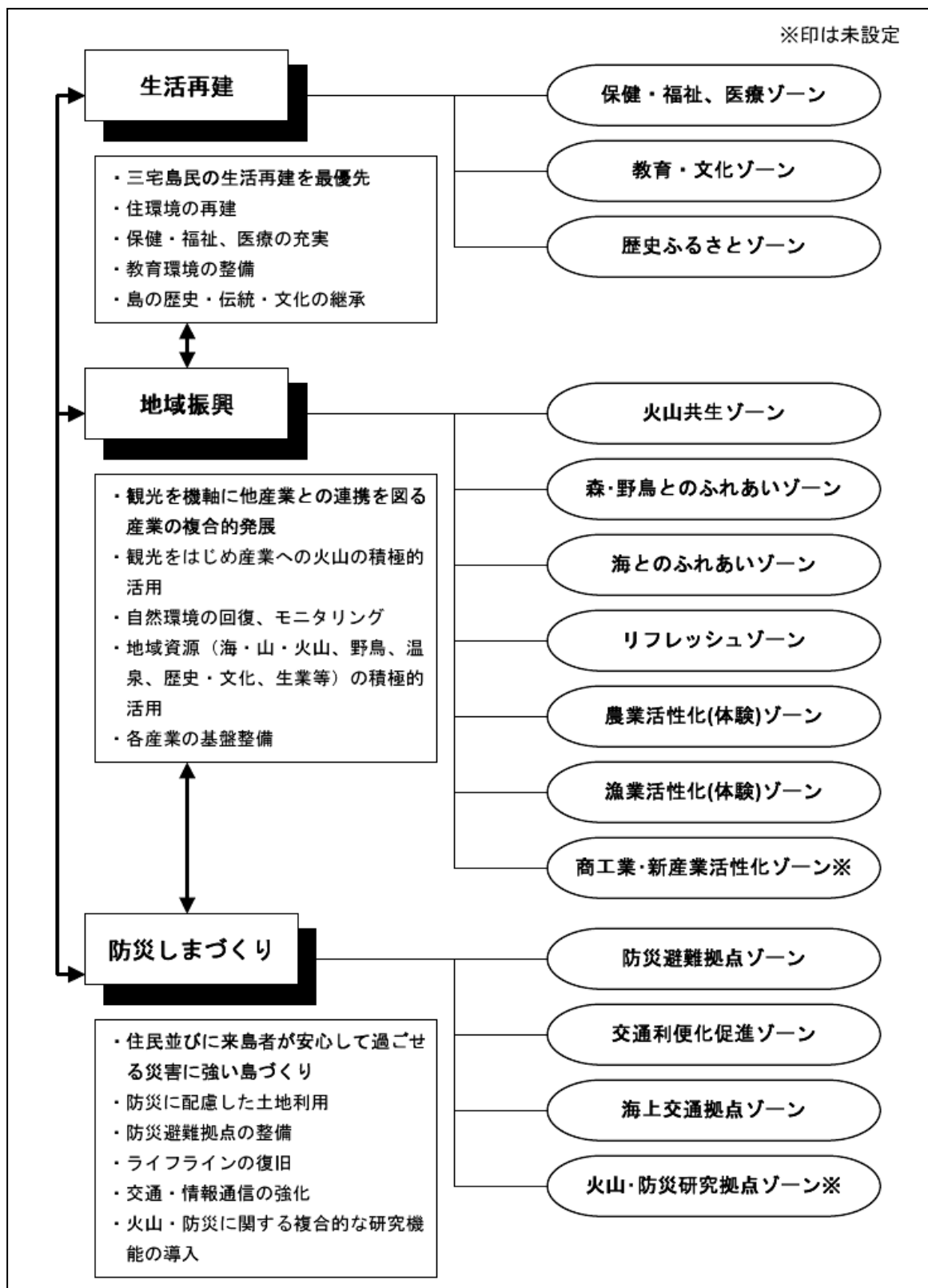


図 復興計画のゾーニングの体系

【参考文献】

- 1) 東京都『平成12年（2000年）三宅島噴火災害誌』平成19年3月。
- 2) 内閣府『三宅島噴火災害教訓情報資料集』平成17年度。
- 3) 三宅島復興計画策定委員会『三宅島復興基本計画』平成14年12月。

【20000203】三宅村災害保護特別事業（三宅村）

- 村民の避難生活が困窮状態に陥らないようにするとともに、帰島してから自らの努力により生活の再建が可能となるよう支援。
- 対象
 - ・被災日に三宅村に住所を有し、かつ帰島の意思を有する世帯実施予定
 - ・災害保護の対象とならない世帯
 - ・収入認定額が基準額以下であること
 - ・義援金、支援金を含めて預貯金の保有額が500万円以下で預貯金を預託する世帯
- 支給額
 - ・生活保護基準額を準用する基準額と世帯の収入認定額を比較して、収入認定額が基準額に満たない場合に、その不足額を支給。
- 実績:44世帯2,599万円(H16.2末)

【20000204】長期避難指示に関する固定資産税の軽減（国）

- 避難指示が4年半にも及んだことから、次のような固定資産税の特例措置が実施された。
- 1) 住宅が震災等により滅失・損壊した土地で、やむを得ない事由で住宅用地として使用できず、避難指示等が長期に及ぶ場合は、避難指示等の解除後3年度分の固定資産税等を軽減。
- 2) 三宅島噴火災害により滅失・損壊した家屋等の代わりに取得する家屋等に係る固定資産税について、最初の4年間2分の1減額（解除のあった年の翌年から3年を経過する間）

【20000205】既往債務に係る利子補給等の実施（三宅村）

- 経済産業省は、被災中小企業者の政府系中小企業金融機関からの既往債務について、東京都等と協力して以下の措置を実施した。
- ・元本については、政府系中小企業金融機関が被災中小企業者からの求めに対して、返済猶予等の柔軟な対応を行う。
- ・金利については、返済猶予措置のとられている間について、国と東京都等が協力して利子補給を実施。
- ・民間金融機関からの既往債務については、東京都等が利子補給措置を行う。

事例コード

200003

2000 年（平成 12 年） 東海豪雨

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成12年9月11日から12日にかけて、日本付近に停滞していた秋雨前線が台風14号からの暖かく湿った気流の流れ込みで活動が活発となり、東海地方は愛知県を中心に記録的な大雨となった。

このため、愛知県の西部を流れる一級河川新川では堤防が決壊したのをはじめ、県内各河川の破堤は45箇所到达了。浸水家屋は県内で約68,000棟を超え、伊勢湾台風に次ぐ浸水害となった。県内では300箇所を超えるがけ崩れが発生し、6名が犠牲となった(9月21日現在)ほか、農作物では、冠水により野菜・水稻などに大きな被害が出た。

今回の大雨で名古屋地方気象台が観測した、日最大1時間降水量97.0ミリ、最大日降水量428.0ミリ、最大24時間降水量534.5ミリは、いずれも統計開始以来で最も多い値である。

①市勢

人口等	<ul style="list-style-type: none"> ・総世帯：897,877世帯 ・総人口：2,173,867人 (平成12年9月現在)
地理	<ul style="list-style-type: none"> ・面積：326.45km² ・愛知県の西部に位置し、伊勢湾に南面しており、緩やかな東高西低の地勢である。市域の北から南にかけては庄内川が、東から南にかけては天白川が流れ、伊勢湾にそそいでいる。



図1 名古屋市の位置

②被害の概要

- ・人的被害

表1 人的被害の状況(平成13年3月30日現在)

死者	行方不明者	負傷者		合計
		重傷	軽傷	
4	0	13	34	51

- ・住家被害

表2 住家被害の状況(平成13年3月30日現在)

住家被害														
全壊			半壊			一部破損			床上浸水			床下浸水		
棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人
4	4	15	98	114	300	18	38	107	9,818	11,142	29,555	21,852	23,292	57,326



写真1 新川破堤箇所(西区あし原町)

(出典) 名古屋市消防局防災部防災室『東海豪雨水害に関する記録』平成13年3月

(2) 災害後の主な経過

表3 災害後の主な経過（名古屋市の取組状況）

年	月日	項目
平成12年	9月11日	1:45 大雨・雷・波浪・洪水注意報
		5:29 大雨・洪水警報、雷・波浪注意報
		災害警戒本部設置 第1非常配備
		15:40 災害対策本部設置 第2非常配備
		16:15 第1回幹事会議
		19:00 第3非常配備
		21:10 第1回本部員会議
		23:45 自衛隊派遣要請
	9月12日	0:00 第4非常配備
		2:30 愛知県から災害救助法適用決定の報告
		3:30頃 新川左岸破堤（西区あし原町）
		4:00頃 堤防仮復旧の後方支援（土のう調達）
		6:25 名古屋へりにより上空からの被災状況調査を実施
		9:00 り災証明取扱い各区へ周知 市民相談室に相談窓口を設置 被災者への公営住宅の提供
		13:00 避難所現地調査。ひとり暮らし高齢者、重度障害者等の民生委員による把握依頼
	9月13日	災害義援金の受入、被災中小企業に対する災害復旧資金融資の実施
		10:20 気象予警報全て解除
	9月14日	連休中におけるり災証明、市税減免申請の受付、相談対応の指示 災害復旧に関する補正予算の専決処分（手続き） 道路上の土砂、ゴミ撤去着手 住宅の応急修理説明相談、受付、審査
	9月20日	各区で、災害見舞金を贈呈（20日以降順次）
	9月25日	亡くなられた2名の方に対する災害弔慰金の支給を決定
	10月10日	15:00 第12回幹事会議
	11月20日	災害義援金、非住家見舞金を贈呈（20日以降順次）
	11月30日	21:00 市内避難所全て閉鎖
		21:30 配備解除
	12月4日	9:30 第10回本部員会議
		10:00 災害対策本部廃止

【参考文献】

- 1) 名古屋市消防局防災部防災室『東海豪雨水害に関する記録』平成13年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

200003	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握		●————→	●————→	
			【20000301, p199】 【20000302, p199】	
施策2：がれき等の処理		●————→		
			【20000303, p199】	
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		●————→		
			【20000304, p199】	
施策2：復興計画の作成		●————→		
			【20000305, p200】	
施策3：広報・相談対応の実施				
施策4：金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保			●————→	
				【20000306, p200】
施策2：恒久住宅の供給・再建				
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援		●————→	●————→	
				【20000307, p200】
		●————→		【20000308, p200】
		●————→		【20000309, p201】
施策5：公的サービス等の回復	●————→			
				【20000310, p201】
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧	●————→			
				【20000311, p201】
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備				
施策3：都市基盤施設の復興				
施策4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談				
施策2：中小企業の再建		●————→	●————→	
				【20000312, p201】
施策3：農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

【20000301】り災証明発行（名古屋市）

- ・り災証明発行の際に問題となった点は、当時の認定基準が、今の住宅に適用するには難しかったことであり、断熱材の被害など見えない部分については考慮しなかった。
- ・地震のように全壊、半壊など明かな被害と違って、水害は水が引くと、どこに被害があるのか分かりにくい。
- ・判断するためのプロがいない。職員が現地に出向いて判断していたが、明確な判断ができる基準がないため「隣の家は床上なのになぜうちは床下なのか」などの苦情が出たこともあった。
- ・東海豪雨後の対応として、外見の認定については、デジタルカメラにより撮影し認定の資料とするなどの対応策を考えた。
- ・平成13年に被害認定基準が見直されたため、愛知県が市町村担当者向けの勉強会実施している。新基準については一次判定、二次判定という判定区分に分かれており、まず外見から判断し、その後内部調査をするということになっているが、実際に内部調査が実施できるかどうか疑問である。今後、どのように対応すべきかについては市としても課題である。

【20000302】住民組織の協力によるり災証明発行の調査（名古屋市）

- ・減免の対象となる「り災証明」「被災証明」の発行には区政協力委員が協力する。
- ・区政協力委員とは名古屋市の独自の町内会長のような位置づけの住民組織制度である。各町内会に区政協力委員を配備し、その上位にあたる小学校区毎に1名区政協力委員長をおいている。これは、伊勢湾台風後に整備された住民組織である。
- ・災害時には学区単位で「救助地区本部」を立ち上げ、避難所運営等の対応をする。区からも2名担当者を派遣し、学区の代表である区政協力委員長と区の担当者が中心になり、被災者の対応にあたる。
- ・区政協力委員長の活動の中で、被害の認定の補助を位置づけている。職員とともに現場に出向いて被害状況調査を実施した。

【20000303】ゴミ処理（西枇杷島町）

○事業所の災害ゴミの処理

- ・企業から出たものは産業廃棄物として処理していた。一般廃棄物とわけていたが、一部産業廃棄物が混ざっていた。一般世帯のゴミと合わせると災害ゴミは2万3千トン。通常時の4年分くらいのゴミが出た。

○ごみの仮置き場や処理方法

- ・仮置き場は公園に設置した。そこから知多沖で分別と廃棄を実施した。リサイクルできるものはここで業者が持っていった。

○リサイクル等

- ・畳は再生ゴミであるが、対応する業者が無かったため県外で対応した。燃えるゴミも大量にあったため、周辺のゴミ処分場数個所に運んだ。ただし処分場によって金額が異なったり、搬入業者が決まっていたりなど、柔軟に対応しにくい状態だった。
- ・特に問題となるのは町外への輸送手段であった。指定した業者以外ゴミを運搬することができないため全国120～130社と契約をした。業者が処分場に運んでいった際には、トラック毎にゴミの分量を計測しなければならなかったため、その計測待ちで道路が渋滞することもあった。
- ・そのほか、例外措置として自衛隊にも運搬を要請した。

【20000304】復旧・復興体制の構築（愛知県）

- ・本災害における、愛知県の各部署の復旧体制と各対応について次頁に記載する。

表 愛知県の復旧体制

部署		対応
総務部	人事課	職員の派遣
	財政課	財政対策（災害関係予算措置等）
	税務課	被災者の税対策（地方税の減免・徴収猶予等）
	市町村課	市町村への財政支援等
企画振興部		災害復旧に関する国への要望のとりまとめ、実施
県民生活部	県民課	県民相談に関する対策等
	広報公聴課	報道機関等を通じたの告知等
	国際課	外国公館等の連絡・折衝
	文化学事課	私立学校施設の復旧
環境部		災害廃棄物処理のための被災市町村等の調整
健康福祉部		医療救護、防疫活動、健康相談 義援金・災害見舞金の支給等
産業労働部		中小企業の災害復旧資金の融資等助成措置
農林水産部		農地・農業用施設の復旧、林道・治山の復旧
建設部		河川・道路・砂防等の復旧、住宅対策
経理部		義援金品の受付
企業部		県営水道施設の復旧
文教部		文教施設の復旧
警察部		被災地復旧に対する支援活動

【参考文献】

- 2) 愛知県『平成12年9月11日からの大雨による災害の記録』平成13年3月。

【20000305】復旧・復興計画の策定（愛知県）

- 本災害では、事業全体を統括した復旧・復興計画は立案されていない。
- 本災害における主な復旧事業は下記の通りである。
 - ・河川激甚災害対策特別緊急事業
 - ・公共土木施設災害復旧事業
 - ・農林水産施設災害復旧事業
 - ・災害廃棄物処理対策事業
 - ・保育所等社会福祉施設災害復旧事業
 - ・公立学校施設災害復旧事業

【参考文献】

- 2) 愛知県『平成12年9月11日からの大雨による災害の記録』平成13年3月。

【20000306】市営住宅の提供（名古屋市）

- 今回の災害では、名古屋市を始め愛知県、都市基盤整備公団等が公的住宅を提供した。
- 住家被害は、全壊4棟、半壊100棟、一部破損18棟、床上浸水9,817棟、床下浸水22,525棟であり、こうした被害状況のもと公的住宅597戸の提供を行った。

【20000307】自動車の被害に対する融資（名古屋市）

- 名古屋市では、自動車の被害に対して被災証明書を発行し、自動車を家財扱いとして、「災害援護資金の貸付」を適用した。
- 証明を受けるためには、被災した自動車の写真、ディーラー等の証明などが必要であったが、申請数が多かったため、実質的には確認が不十分のまま証明書を発行するような弾力引用が認められていた。
- その結果、被害がないのに融資を受けるなど悪用される例もあった。

【20000308】水道料金の減免（名古屋市）

- 上下水道の減免を申請なしで対処した。
- 西枇杷島町など他市町村の上下水道も名古屋市の管轄であり、他市町村の罹災台帳の提供を受けて減免を実施した。

【20000309】家屋資産評価額の評価替えの実施（名古屋市）

- 名古屋市は床上浸水等の住宅約13,400棟を対象に家屋資産評価額の評価替えを実施。独自のシミュレーションで得たデータを基に、対象住宅の経過年数を一律水害でさらに3年分古くなったものとみなし家屋評価額を減額した。

【20000310】授業料等減免（名古屋市）

- 減免措置は、床上浸水世帯が対象となった。
- 市立の幼稚園児、高校生は授業料を半額減免、私立は一定額の補助を行った。小中学校の児童生徒は、既存の就学援助制度の中で学習に必要な費用の補助を行った。

【20000311】災害復旧への取組み（愛知県）

- 県下全体に被害が広がっており、都市部では破堤・浸水が多く、公共土木施設の被害よりも、広範囲で民家被害が多かった。公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にもとづく「災害復旧事業」は1,333箇所にも上った。これは、経験したことがない作業量であり、事業費は201億5千万円に達した。
- 災害査定
 - ・スケジュールはかなりハードで、被災後3か月以内で査定を行うこととなっているため、1,333箇所について、査定の班編制を検討し、査定官及び立会官の日程調整にすぐ入った。今回は4回に分けて実施することにした。最初は簡単なものを査定し、大変なものは後にまわした。
 - ・国に対して災害査定を簡素化するように岐阜県と一緒に要望し、次のような措置がとられた。
 - 1) 机上査定 通常300万円以下の申請が対象 → 600万円以下を対象
 - 2) 査定前工事 1,500万円以上の査定前の応急工事は国と協議が必要 → 3,000万円以上を対象
 - 3) 総合単価の適用 1,000万円以下の工事では、査定設計書を作成する際の積算について総合単価（材料、手間、諸経費まで含んだ単価）の利用が認められる。 → 2,000万以下まで総合単価の利用が認められた。
 - ・被害1,333箇所のうち479箇所が市町村災で、県職員2名を派遣して資料作成・指導・助言した。

【20000312】商店街共同施設復旧補助金（愛知県・名古屋市）

- 愛知県と名古屋市は豪雨被害を受けた商店街に復旧補助金を交付
- 愛知県の復旧補助金の条件等
 - 名称：「商業団体当事業費補助金」
 - 対象：災害救助法を適用された名古屋市、師勝町など9市12町の商店街振興組合、商工会など。
 - 補助額：被災した共同施設の復旧に必要な経費の原則20%以内、一団体1,000万が限度。
- 名古屋市の復旧補助金の条件等
 - 対象：名古屋市内の被災した商店街振興組合や商工会、事業協同組合。共同店舗、組合事務所、放送設備、街路灯、アーチ、アーケードなど被災した共同施設。
 - 補助額：復旧費用の20%（街路灯、アーチ、アーケードの建て替えは40%）。
 - 限度額は750万円

事例コード | 200004

2000 年（平成 12 年） 鳥取県西部地震

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①発生日時

平成12年10月6日（金）13時30分頃

②震源地

鳥取県西部（北緯度、東経度）

③震源の深さ：約10km

④規模：マグニチュード7.3

⑤各市町村の最大震度（震度6弱以上）

震度6強：鳥取県 日野町根雨、境港市東本町

震度6弱：鳥取県 西伯町法勝寺、会見町天万、溝口町溝口、岸本町吉長、淀江町西原、境港市上道町、日吉津町日吉津

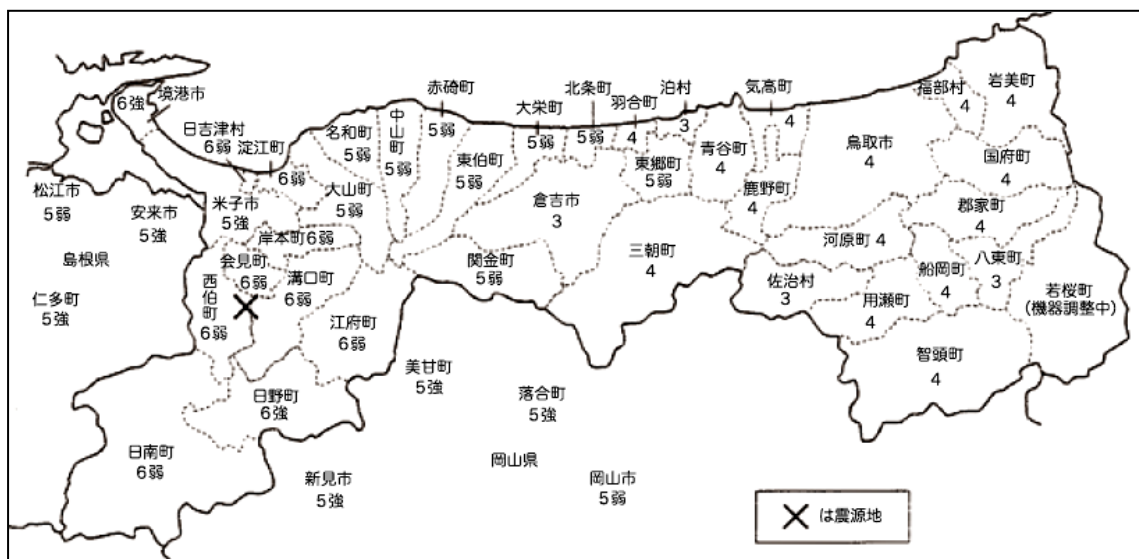


図1 鳥取県西部地震の震度分布図

（出典）鳥取県防災局防災危機管理課『平成12年（2000年）鳥取県西部地震 震災誌』平成19年2月。

⑥被害状況

鳥取県西部地震による主な被害状況（人的被害・住宅被害）は下表のとおりである。負傷者の77%、住宅被害（全壊）の90%が鳥取県に集中している。

被害の特徴として、一つには、境港市、米子市を中心に液状化や地盤流動が発生した。たとえば、境港の荷揚場では1mあまりの側方流動により地盤沈下が発生し、米子市内の住宅地でも砂、水が噴き出し、基礎下の地盤が陥没した。二つ目には、老朽住宅や高齢者率の高い中山間地域において、家屋の倒壊や屋根瓦の落下、地盤崩壊、石垣の被害などが目立った。

表1 鳥取県西部地震の主な被害状況

都道府県	人的被害（人）		住宅被害（棟）		
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部破損
鳥取県	0	141	390	2,470	13,053
岡山県	0	18	7	31	768
香川県	0	2	0	0	2
兵庫県	0	1	0	0	0
島根県	0	11	34	567	3,465
広島県	0	3	0	0	6
大阪府	0	4	0	0	1
和歌山県	0	1	0	0	0
山口県	0	1	0	0	1
計	0	182	431	3,068	17,296

（出典）内閣府「平成12年（2000年）鳥取県西部地震について（平成13年6月15日）」

(2) 災害後の主な経過

- ・地震後の応急対策について、鳥取県は、地震発生直後の10月6日午後1時30分に「県災害対策本部」を自動設置し、実施した。
- ・また、復旧・復興対策については、11月2日に「鳥取県西部地震災害復興本部」を設置し、土木・農林水産その他の施設の災害復旧事業や、被災住民の生活再建・生産活動の支援に関する業務などの本格的な復旧・復興対策に取り組んだ。

表2 災害後の主な経過（鳥取県の取組状況）

年	月日	項目
平成12年	10月6日	13:30 地震発生
		13:30 県災害対策本部自動設置（震度5強以上）
		22:35 災害救助法を適用
	10月7日	本部長が副国土庁長官ほかの政府調査団に概況報告
	10月8日	本部会議開催 仮設住宅10戸の建設準備開始
	10月12日	「り災証明書」の様式取りまとめ、市町村配付 「鳥取県西部地震対策特別資金」を創設（融資枠30億円）
	10月13日	全半壊世帯への見舞金（20千円）の支給を決定（専決予算対応）
	10月16日	第1回国への要望活動「鳥取県西部地震に対する国（官房長官、国土庁、厚生省）への要望活動」
	10月18日	被災住宅復興支援制度の要綱策定作業に着手
	10月30日 ～31日	第2回国への要望活動「鳥取県西部地震に関する緊急要望（震災復興に向けた新制度の要望）の関係省庁への要望」
	11月2日	鳥取県西部地震災害復興本部設置、第1回復興本部会議開催（今後の復興対策の取組について）
11月16日	第3回国への要望活動「工業用水道事業費（災害復旧）補助金の採択基準の緩和、災害廃棄物処理に対する補助制度の特例措置についての国（大蔵省、厚生省）への要望活動」	
平成15年	12月5日	県道菅沢日野線の復旧工事完了をもって全ての災害復旧事業が完了
平成16年	4月1日	県西部地震災害復興本部廃止

【参考文献】

- 1) 鳥取県防災局防災危機管理課『平成12年（2000年）鳥取県西部地震 震災誌』平成19年2月。
- 2) 内閣府『平成12年（2000年）鳥取県西部地震について』平成13年6月。
- 3) 鳥取県防災危機管理課『平成12年鳥取県西部地震の記録』平成13年10月。

2. 災害復興施策事例の索引表

200004	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備				
1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握	●→	●→ ●→ ●→ ●→ ●→ ●→ ●→	●→ ●→ ●→ ●→ ●→ ●→ ●→	●→ ●→ ●→ ●→ ●→ ●→ ●→
施策2：がれき等の処理		●→ ●→ ●→	●→ ●→ ●→	
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		●→		
施策2：復興計画の作成		●→		
施策3：広報・相談対応の実施		●→ ●→ ●→	●→ ●→	
施策4：金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策				
2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保		●→ ●→		
施策2：恒久住宅の供給・再建		●→ ●→	●→ ●→	
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援				
施策5：公的サービス等の回復		●→		
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧	●→			
施策2：安全な市街地・公共施設整備				
施策3：都市基盤施設の復興	●→ ●→ ●→	●→ ●→ ●→ ●→	●→ ●→ ●→	●→ ●→ ●→
施策4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談		●→		
施策2：中小企業の再建				
施策3：農林漁業の再建		●→	●→ ●→	●→ ●→

3. 災害復興施策事例

【20000401】余震による被害拡大（伯太町）

- ・建設課では、被災状況の把握を行うが、余震により被害が拡大するため、本格的な調査は余震が落ち着いた12日頃から開始した。
- ・橋梁の被害調査などは、余震がある程度収まらないと調査が行えなかった。

【20000402】応急危険度判定に関する住宅被害「巡回相談」の実施（鳥取県）

○応急危険度判定の実施

- ・応急危険度判定の内容の周知が不十分なまま、急いで実施したため、次のような問題があり、住宅被害について建築士協会が再度1件毎に説明に廻る「巡回相談」を実施した。
- ・危険度判定により「危険」、「要注意」のステッカーを貼られた家屋の住民に、家屋の危険状態、使用方法、今後の復旧対策の取組み方法等について、過大な心配、誤解を与えた。
- ・その後のり災証明の「全壊」「半壊」「一部破損」の判定に対して、危険度判定の「危険」「要注意」「調査済」の判定結果は関係ない旨の説明をしてもなかなか理解が得られなかった。

○応急危険度判定の判定士業務マニュアル

- ・こうした経験から、地震後に作成された応急危険度判定のマニュアルでは、以下のような住民対応を図ることとされた。

《応急危険度判定の判定士業務マニュアルより》

○判定結果の表示

- ・各建物判定終了後、判定結果に基づき建築物ごとに、当該建築物の出入口等見易い場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼ることとする。
- ・判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を記すこと。

○住民対応

- 1) 判定士は、判定を行う場合、判定に対する住民の理解を得るために支援支部等で準備した判定のパンフレット等を持参し、必要に応じて配布する。
- 2) 所有者（又は居住者等）が在宅していればその場で判定結果を知らせることとし、特に、判定結果が「危険」、「要注意」の建物については、そのステッカーの意味（内容）を適切かつ丁寧に説明するものとする。また、説明の際には、判定活動の目的が「余震等による建物の倒壊部材の落下等の危険性を情報提供して二次災害を防止し、住民の安全確保を図ること」である旨的確に説明すること。
- 3) 現地で判定以外の業務を求められたら、丁寧に断り、速やかにその場を離れる。
- 4) 所有者（又は居住者等）ともめた場合は、判定の目的、結果等について適切かつ丁寧に説明し、判定ステッカーを無理に貼らずに、調査表にその旨の記録のみ残す。（ステッカーを剥がされた場合も同様）

【20000403】被災建築物・宅地安全性診断の実施（鳥根県）

○鳥根県は、被災建築物と被災宅地の安全性診断・改修相談等を同時に実施した。

- ・実施地区：伯太町須山地区・福富地区
- ・実施戸数：計47ヶ所（須山地区21、福富地区22谷、母里地区4）
- ・実施日程：10日、11日に建築技術職員が実施した結果、地盤等に問題があるものが判明したため、12日に13件、都市計画課の宅地関係技術職員を加え再調査を実施した。
- ・実施内容：応急危険度判定マニュアルによる外観調査等の他、ほぼすべての建物について内部調査も行うとともに、危険度等に応じ、住民に直接アドバイス等を実施。改修の相談先や融資制度等も紹介。

○調査結果：（応急危険度判定に当てはめた場合）

判定結果	1、調査済(緑)	3	(3)
	2、要注意(黄)	36	(43)
	3、危険(赤)	8	(1)

- ・地盤の亀裂や裏山の崩壊等の危険性を含めた判定。（ ）内は、10日、11日調査時点で建築物のみの判定。

○主な被害状況等：

- ・石垣の崩壊による上部に建っている物置、風呂場等に被害
- ・犬走りのコンクリートの亀裂
- ・屋根の棟瓦のずれ

- ・内外壁の部分的な剥離
 - ・建具の建て付けが悪くなったもの
 - ・須山地区の地盤の亀裂、石垣の崩壊は地域の広範囲にわたっており、地質の専門家による調査が必要
- 住民への説明：
- ・被災した家屋及び宅地の所有者に危険度を説明した。また、裏山の崩壊など今後も災害の進行する恐れのある宅地の所有者へは、周辺への立入禁止及び災害を助長しない措置、法面からの湧水の状況などに注意するよう助言した。
- 町（対策本部）への報告：
- ・調査票の内容と住民からの要望等を町長へ個別に説明し、今後の対策に役立ててもらおうこととした。

【20000404】災害救助法適用のための調査（伯太町）

- ・災害救助法は、人口5千人以上15千人未満の市町村では、全壊換算で40世帯が適用となる。
- ・家屋の全壊・半壊等により災害救助法の適用が決められるが、中山間地域では生活のための家屋以外に別棟や蔵等もあり、それらの被害の取扱い方法に戸惑った。
- ・伯太町では全半壊を判定できる技術を持った職員がいなかったため、建築士に委託して実施した。それにより、全壊3世帯7棟、半壊世帯217世帯324棟という結果になった。
- ・その結果、災害救助法適用申請は発災して5日後の10月11日となった。

【20000405】農林業被害の調査（鳥取県）

- 被害把握の遅れ
- ・大雨、台風の災害と異なり、家屋被害が甚大であり、農家による農林地の点検が後回しになった。
 - ・農地においては亀裂被害が多く、発見に手間取ったことも一因と考えられる。
- 災害対応面での課題
- ・農地や水路、農道等は個人、水利組合、土地改良区が所有または管理者となっており、その災害復旧に当たっては所有者、管理者が市町村、県を通して国に申請する仕組みになっている。復旧事業の実施に当たっては一部受益者負担が伴う。
 - ・公共施設の災害復旧と異なり、農林業の災害対応は、この受益者申請主義によって被災状況の把握や災害復旧の時期が遅れる傾向にある。
 - ・今回のように家屋被害等が甚大な時に、被害状況の把握や応急工事に迅速に対応できる応援体制を今後市町村と県出先機関との間で構築する必要性を感じた。
- 個人負担と災害査定
- ・今回の鳥取県西部地震では災害復旧事業の申請漏れが多くあった。その原因としては、「申請主義」に加え、申請時に個人負担率（受益者負担率）が決まっていないという制度的な問題もあるように思われる。
 - ・補助率が決定するのは翌年の2月であり、市町村の職員の方も災害発生後に復旧事業を申請するかどうかが判断する時期には「一体いくらかかるのか」ということを受益者に説明できないという問題がある。
 - ・このため、今回の災害においては、家屋の復旧費用のこともあり、農地、農業用施設については「申請漏れ」が相当あったものと思われる。
 - ・また今回の災害においては亀裂被害が多かったこと、特にため池等では被害の程度が分かりにくかったため、災害の査定等も低かったように思う。

【20000406】現地視察への対応状況（鳥取県）

- ・10月7日10：50～16：20 政府調査団約30名
- ・10月17日 8：30～16：35 衆議院災害対策特別委員会（議員8名；随行者9名）
- ・このほか、農林水産大臣、農林水産総括政務次官、消防庁長官、自治省財政局長などが、それぞれ視察調査

【20000407】被害調査で生じた課題（米子市）

- ・建築士の人員不足が問題だった。応急危険度判定の調査も別で実施していたので、手が回らなくなった。そのため、鳥取市の建築士の資格を持つ職員に応援を要請した。その後、建築士協会に委託を出した。
- ・余震により「一部損壊」、又は「半壊」と判定された家屋に被害が発生し、再調査の依頼が多く

あった。

- ・税の減免は、被害状況により減免基準を2/10、4/10、6/10と規定していた。そのため、全壊、半壊の被害調査とは別に税の減免用の調査を実施しなければならなかった。
- ・建築士の仕事量が多かった。できれば職員（応援を含め）だけで対応できるような体制が理想である。
- ・当初、外観目視のみの調査に対して苦情が出た。その後、内部調査を実施することにしたため日程調整が必要になり、さらに時間がかかってしまった。

【20000408】市町村への「り災証明」発行の標準手順提示（鳥取県）

- ・鳥取県では「り災証明発行」に際して、市町村への技術的支援を実施した。
- ・具体的には、全壊・半壊等の被害判定基準を、神戸市のマニュアルを参考に作成し、市町村の要望に応じ指導した。
- ・発行するり災証明の様式についても参考例を示した。

【20000409】市町村の被害調査を支援する民間の建築技術者の派遣（鳥取県）

○建築技術者の派遣（次頁参照）

- ・り災証明は各種の住民負担（税金、授業料など）の減免、補助金・貸付金の交付、見舞金の支給、損害保険の算定など、官民にわたる様々な手続きにおいて、被害を証明する唯一のものとして、幅広く活用される。
- ・県では、主に職員に建築職員のいない郡部の町村を対象に、り災証明の発行の技術支援として民間の建築技術者の派遣を行った。
- 鳥取県西部地震の経験をもとに鳥取県建築課では、次のような内容に配慮した独自のり災証明の調査実施マニュアルを作成した。
 - ・組織の役割分担を明確にした内容とした。
 - ・建築士の派遣など、受入配分などの環境作りについて、県が対応するように変更した。
- しかし、被害の認定基準の改訂への対応については、次のような点が今後の課題となっている。
 - ・担当部局の教育については、役所の人間は数年で移動してしまうので、どこまで教育していくか問題である。まずは建築士協会に向けた研修会を実施することが先決である。
 - ・建築士協会に対し研修会を実施していきたいが、県の職員で説明ができる人材がない。

【20000410】被災家屋の解体処理補助金（鳥取県）

- ・一般的な補助金交付規定に従い、特に要領は作成しなかった。関係市町村が集まって意見交換し取り組んでいた。
- ・解体に対し、国からは補助は出なかった。県1/2、市町村1/2で費用を出した（実施主体は市町村）。
- ・補助金支給対象は、市町村の職員が調査に廻り対応した。全壊・半壊に関係なく、被災者が解体したいという意向に従い受け付けた。
- ・住民→市町村に申請→職員確認→住民が産廃業者に見積依頼→産廃業者が解体工事実施→市町村から産廃業者へ費用支払い。

【20000411】危険建物解体処理（伯太町）

- ・危険建物の解体費には国庫補助事業、県費補助事業が無く、町単独事業も視野に入れながら県と協議。
- ・県は何らかの財政支援を検討するとのことで町は実施要領を作成
- ・当初、助成金の交付を検討したが、県では町が事業主体で行う事業でなければ支援ができないとのことで、所有者から工事費の負担金を徴収することとし、要綱を定めた。事業の住民周知は10月末となった。
- ・事業は危険建物の認定を行い、解体処理を実施したが、危険建物の認定についての基準を設定してはあるものの、現実には目視等による判断となり、解体時期や事後確認となったものを対象にできなかったりと、一部には事業としての統制がとれなかった面もあった。
- ・また、解体業者については、本来見積もり等を行い事業着手すべきであったが、早期処理や所有者負担の関係もあり、1社見積もりで事業を行った。

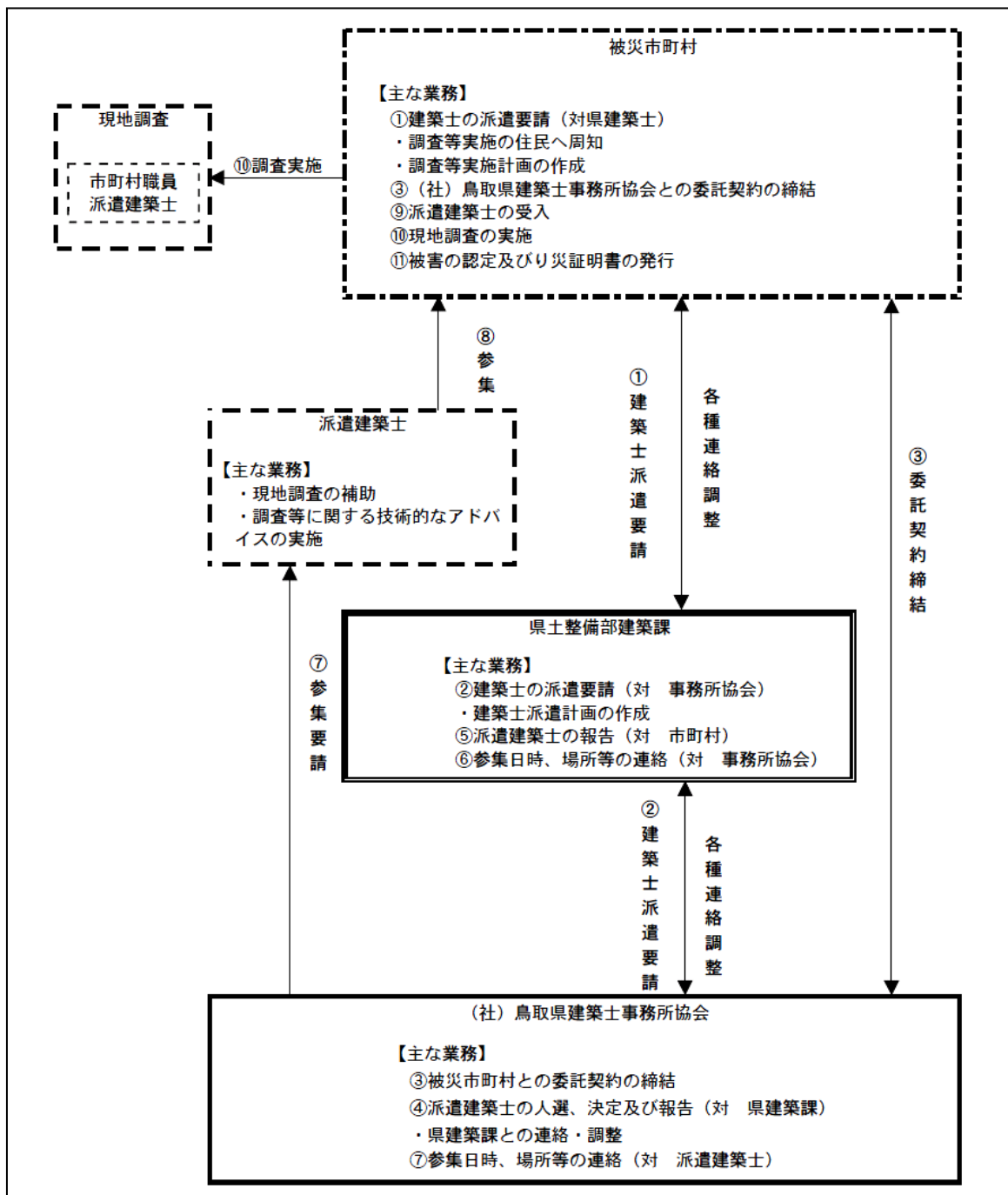


図 民間の建築技術者の派遣（鳥取県）

【20000412】 廃棄物処理（伯太町）

- ・10月7日 一般廃棄物最終処分場にガレキ類（コンクリート・ブロック片、瓦、ガラス・陶器類、土砂等）の直接搬入受入を決定。場内整理の職員を配置、防災行政無線での住民周知を実施。
- ・10月9日 鳥根県廃棄物対策課より仮置場を指定するよう指導があり、駐車場を借り受ける。廃棄物の搬入について内容確認および分別を管理、監視する監視員1名を委託。
- ・解体木屑については通常の処理廃棄物ではなく、クリーンセンターで処理ができなかった。処理経費の節減と廃材の有効利用という観点から数日間炭焼窯での木炭化を実施したが、煙の周辺への影響やダイオキシン対策の面から中止した。
- ・その後、国庫補助制度による災害廃棄物処理事業で処理を行うよう決定した。

【20000413】 復旧・復興体制の構築（鳥取県）

- ・地震発生後の応急対策が一段落した後は、生活の基盤となる住宅再建をはじめ災害からの本格的な復興対策に取り組むため、平成12年11月2日から、従来の県災害対策本部に替えて「鳥取県西部地震災害復興本部」を鳥取県行政組織規則第3条の規定に基づき設置した。

- ・災害復興本部の事務局として、総務部次長を室長とする「災害復興推進室」を併せて設置し、災害復興支援対策の進行管理、市町村の復興対策の把握・調整、災害復興本部の事務局業務など、的確な復興対策の推進に努めた。
- ・鳥取県西部地震災害復興本部の体制は、知事を本部長に、出納長、教育長、各部局長、防災監を本部員として構成された。主な業務は、土木・農林水産その他の施設の災害復旧に関する事、被災住民の生活再建・生産活動の支援に関する事などであった。
- ・災害復興本部は、県西部地震でのり面が大きく崩れ、最後まで通行止めとなっていた県道菅沢日野線が平成15年12月5日に開通するなど、災害復興対策が完了したことを受け、平成16年4月1日に廃止された。

表 復興本部会議の開催実績

回数	開催日	内容
1	平成12年11月2日	1. 鳥取県西部地震の今後の復興対策の取組みについて 他
2	平成12年11月13日	1. 国への緊急要望に対する措置状況について 2. 被災者向けパンフレットについて 3. 鳥取県西部地震関連で活用可能な事業について 他
3	平成12年11月27日	1. 住宅復興補助事業について 2. 被災者への激励品等の巡回展示について 他
4	平成12年12月25日	1. 震災支援策の状況等について 他
5	平成13年4月2日	1. 災害復旧・復興支援等の状況 2. 鳥取県西部地震関連支援対策（3月30日現在） 他
6	平成13年10月1日	1. 鳥取県西部地震関連支援対策（10月1日現在） 2. 復興施策に係る問題点及び今後の課題 他

【参考文献】

- 1) 鳥取県防災局防災危機管理課『平成12年（2000年）鳥取県西部地震 震災誌』平成19年2月。

【20000414】復旧・復興計画の策定（鳥取県）

- ・今回の災害において復興計画は策定されていない。
- ・但し、災害復旧については、現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施することとされている（「鳥取県地域防災計画」の「第16部復旧・復興計画、第1章公共施設の災害復旧」）。

【参考文献】

- 1) 鳥取県防災局防災危機管理課『平成12年（2000年）鳥取県西部地震 震災誌』平成19年2月。
- 2) 鳥取県防災会議『鳥取県地域防災計画』平成22年7月。

【20000415】ホームページ広報（島根県）

○対応状況

- ・震災発生後、震災情報の発信を島根県ホームページで行うべく、広報課から、随時、行う記者発表をホームページに即時掲載するよう要請があり、10月6日から10日まで24時間体制職員常時2名体制で対応した。
- ・震災等、非常事態が発生した時は、災害情報を求めて、住民からのインターネットによるホームページへのアクセスが急増するが、今回は震災発生直後にアクセスが急増した時間帯に情報発信が行えておらず、情報を求める住民への情報提供等の広報が滞った。
- ・今回は、システム障害という問題もあり、これについては、別途、対策が必要であるが、インターネットを利用した情報発信体制について、防災計画に定めが無く、連絡体制も出来ていなかったため、対応が遅れた。

【20000416】総合的相談・申請窓口の設置（米子市）

- ・鳥取県西部地震で米子市は、各種減免措置などの申請手続きに際して、災害復旧相談室を設置した。まず、総合相談窓口を設置し、ここで各種相談窓口を紹介し、相談室の窓口では、担当者のパソコンで、直接住基、課税、固定資産税のデータが出せるようにしてあり、相談に来た人がその場で手続きがとれるようにした。（次頁参照）

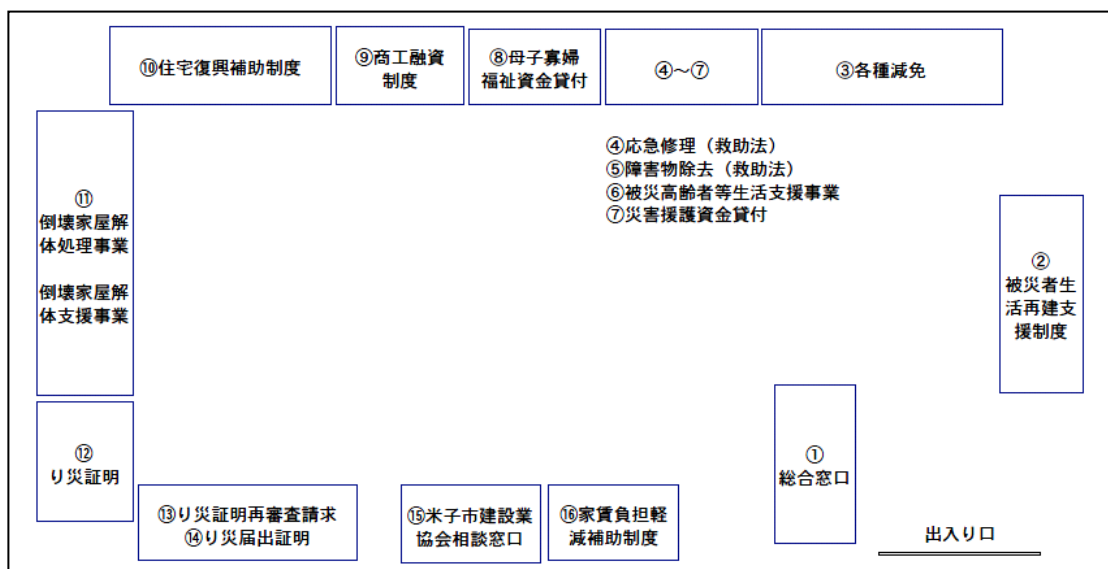


図 総合的相談・申請窓口のレイアウト（米子市）

【20000417】面談票による被災者対応（安来市）

- ・鳥取県西部地震の際に鳥根県安来市では、高齢者への補助制度の説明に際して、図のような面談票を準備し、被災者が利用できる各種の制度についても同時に相談できるように配慮している。

表 鳥取県西部地震における面接記録表（安来市、表面）

鳥取県西部地震における面接記録表		受付番号	
面接年月日	平成 年 月 日 () AM・PM		面接対応者
相談者	住所	市 町 番地 ()	
	氏名	(才)	連絡先
被災者（支給対象者）の住所	住所	市 町 番地 ()	
	氏名	(才)	連絡先
被災住宅の所有者	1.支給対象者所有 2.世帯主所有 3.その他 (所有)		
高齢者等の区分	1.65歳以上 2.身体障害 3.知的障害 4.精神障害 5.その他 ()		
世帯員の状況			
氏名	続柄	市民税課税状況	みなし世帯の状況
	世帯主		
高齢者等が別居の場合の住所および別居理由			
別居場所の住所	市 町 番地 ()		
別居理由	1.病气入院 2.施設入所 3.その他 ()		
修繕工事が必要な被災住宅の個所			

表 鳥取県西部地震における面接記録表（安来市、裏面）

具体的な対応		
各種貸付・給付制度	担当課	備考
1. 高齢者等住宅修繕支援制度	健康長寿・福祉課	
2. 災害救護資金	福祉課	
3. 生活福祉資金	社会福祉協議会	
4. 母子寡婦福祉資金	福祉課	
5. 被災生活支援金	総務課	
6. 災害復興住宅資金	建築課	
7. 農業制度資金	農林水産課	
8. 中小企業制度融資緊急資金	商工観光課	
9. 震災罹災証明	総務課	
10. その他（ ）		
減免・免除・納期限の延長	担当課	備考
1. 市税	税務課	
2. 国民年金保険料	市民課	
3. 介護保険料	健康長寿課	
4. NHK放送受信料	総務課	罹災証明
5. その他（ ）		
その他の相談	担当課	備考
1. 被災に伴う生活相談	福祉課	
2. 被災に伴う健康・介護の相談・修繕工事中の生活相談	健康長寿課	
3. 建物被害に対する相談	建築課	
4. その他（ ）		

【20000418】住宅応急修理への取組み（米子市）

○取組み状況（次頁参照）

- ・救助法適用後に、応急修理と土砂処置のパンフレットを作成して配布した。
- ・作成にあたっては、神戸市の支援隊から資料提供があり、それらを参考にした。
- ・主にビニールシートによる応急修理が中心であった。

表 住宅応急修理に関する広報（米子市）

平成 12 年 10 月 9 日	
市 民 各 位	米子市長 森田 隆朝
災害救助法による住宅の応急修理等について	
平成 12 年鳥取県西部地震により発生した被害に関し、米子市に災害救助法が適用されることに伴い、下記のとおり公費による住宅の応急修理等を行いますので、対象となる方は、下記の要領で申し出てください。	
記	
1 措置の内容	(1) 住宅が半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない方に対する当該住宅の応急修理(業者を派遣しての現物給付) (2) 住宅が障害物により一時的に居住できない状態にあり、自らの資力ではその除去ができない方に対する当該障害物の除去
2 対象者	次のいずれかに該当し、かつ、自らの資力ではその復旧ができない方 (1) 平成 12 年市県民税所得税が非課税である世帯に属していること。 (2) 病気、けが等により、世帯において今後の収入が見込めないこと。
3 申出期間・申出場所	平成 12 年 10 月 10 日(火)～10 月 13 日(金) 午前 9 時～午後 5 時 米子市役所 1 階市民ホール特設受付コーナー (印章は不要です。代理人でも申出できます。)
4 注意事項	(1) 措置の対象は、1・2 の要件に該当するものに限られますので、明らかに該当しない方の申出は、ご遠慮ください。 (2) 措置は、あくまでも応急修理に限られ、完全な修理を行うものではありません。また、それぞれの措置で限度額もあります。
5 問い合わせ先	災害救助法関係特設受付コーナー(電話)

【20000419】 応急修理への上乗せ補助（鳥根県）

- ・鳥根県では、震災被災地の高齢者等に対する住宅対策として、被災した住宅の修繕支援制度を創設した。

○概要

- ・被災地の高齢者等で、被災した住宅の修繕を震災対策の住宅資金により行うことが困難な人を対象にした必要な修繕
- ・災害救助法では、住家が半壊し、自らの資力により応急修理ができない者を対象に、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理を現物支給することができる(532千円限度/世帯)が、本制度はこれの拡充措置となる。

○制度の内容

- ・対象者：高齢者(65歳以上)等で、市町村民税が世帯非課税であり、震災対策の住宅資金が利用できない人
- ・現物支給の対象範囲：居室、炊事場、風呂及び便所等日常生活に必要な修繕(原則として、10～200万円相当額)

【20000420】 被災者住宅再建に係る支援（鳥取県）

- ・中山間地は特に高齢者率も高く、生活基盤の再建に困難を生じている事例が多いことから、被災者が安心して生活できる基盤整備を支援することによって、被災市町村が活力を失うことなく力強い復興に取り組むことを可能とするため、住宅の建設・補修及び石垣・擁壁の補修等に対して補助を行うこととした。(次頁参照)

表 被災者住宅再建に係る支援事業一覧（鳥取県）

事業名	事業内容
鳥取県西部地震被災者向け住宅復興補助金	<p>補助対象の内容・下限の設定・本人負担額等事業の詳細な条件については市町村の定めたとところによる。</p> <p>1 住宅関連 鳥取県西部地震において被害を受けた住宅に関して、自らの居住の用に供する一の建物の建設又は補修を行う者に対し、補助金を交付する。</p> <p>(1) 建設(補助対象限度額) 300万円 ・負担割合: 県2/3 ※居住していた市町村内に建設する場合に限る。</p> <p>(2) 補修(補助対象限度額) 150万円 ・補助率: 50万円未満の場合: 県1/2 50万円以上の場合: 県1/3</p> <p>(3) 液状化(補助対象限度額) 150万円 ・補助率: 50万円以下の負担割合: 県1/2 50万円超150万円以下の負担割合: 県1/3 ・補助対象範囲: 液状化によるものの基礎の復旧(地盤補強、宅地の整地等を含む) ※(1)(3)文は(2)(3)の組み合わせで適用できる。</p> <p>2 石垣関連 崩落すると周囲の住宅等に被害を及ぼすおそれのある損壊した石垣・擁壁等を補修した者に対し補助金を交付する。 ・補助対象限度額: 150万円(補助率) 県1/3</p>
鳥取県西部地震被災者向け復興住宅資金利子補給事業	住宅金融公庫等の災害復興のための住宅融資を受ける者に対し、当初6年間、上限2.1%の利子補給を行う。
鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付事業	<p>住宅金融公庫等の融資を受ける者に対し、上乗せ融資を行う。</p> <p>○融資限度額 ・建設400万円(20年償還・据え置きなし) ・補修200万円(10年償還・据え置きなし)</p> <p>○利率: 2.1%(当初6年間無利子)</p>
鳥取県西部地震被災者向け民間賃貸住宅家賃負担軽減事業	<p>被災者(り災証明書の「り災世帯の構成員」)が、民間賃貸住宅に入居した際に市町村が行った家賃補助に対し、補助金を交付する。</p> <p>○事業主体: 市町村 ○補助対象経費: 市町村の家賃補助額 ・補助限度額: 3万円/戸(補助率) 県1/2</p>
鳥取県西部地震被災者向け空き家活用型家賃負担軽減事業	<p>市町村が民間空家を借り上げて補修し、被災者に賃貸する経費について、補助金を交付する。</p> <p>・事業主体: 市町村 ・補助対象経費: (1) 市町村が民間空家を補修する経費 (2) 市町村が(1)の空家を借り上げた額と、被災者へ貸し付けた際の入居者負担額との差額 ・補助限度額: (1)の経費50万円 (2)の経費: 1ヶ月あたり3万円 (補助率) (1)及び(2)のいずれも 県1/2</p>
優良木造住宅助成事業	県産財を利用した優良な木造住宅を建設(購入)する者に対して1戸あたり30万円を助成。
優良分譲住宅供給助成事業	県住宅供給公社が供給する地域優良分譲住宅の購入者に対し、住宅金融公庫借入利率の1%を当初5年間利子補給する。
県営住宅の家賃減免	家賃の全額減免(1年間)、敷金の徴収猶予(1年間)
被災家屋等解体支援事業	被害を受けた市町村が生活環境保全に特に必要として実施する被災家屋等の解体に係る経費に助成。(補助率) 県1/2

【20000421】民家の裏山崩壊対策（伯太町）

- ・地震による被害として、民家の裏山崩壊は甚大なものがあり、危険な個所が多く残っていたため、国土交通省所管の「がけ地近接等危険住宅移転事業」の導入の検討も行ったが、家屋建築年度が採択要件に合致しなかったため、断念した家屋もあった。

- ・また、裏山対策として須山、福富地区を中心に県当局と協議の上、復旧治山事業、林地崩壊防止事業、避難関連急傾斜地崩壊対策事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（本町初事業）の導入を決定し、地元説明会を繰り返し実施し、調整を図り理解を得てきた。
- ・さらに、地元負担金を軽減する措置として、この度の震災に限り事業費（測量設計費除く）の12.5%を上限とする旨の決定をした。

【20000422】震災対策従事者に対する研修（鳥取県）

- 住民の健康対策のほか震災対策従事者に対する研修等が行われた
 - ・メンタルケア相談対応者研修会
 - ・メンタルヘルスリーフレット等の作成配布
 - ・被災市町村職員の健康相談等
 - ・被災市町村職員等援助者のための過労防止ホットラインの設置

【20000423】余震で被害が増大（鳥取県）

- ・早期復旧に向けて、年内に災害査定を行う計画を立て、準備を行ったが、その後の余震で被害が増大する事態もあり、被害状況の把握、災害査定的设计書作成等において、苦慮することが多かった。

【20000424】路面災害復旧工法の標準パターン作成（鳥取県）

- 路面災害復旧工法の標準パターン
 - ・鳥取県西部地震では多数の道路路面が被災した。このため、鳥取県、島根県、岡山県の3県において、路面災害復旧工法の調整を行い、平成12年度「鳥取県西部地震」の路面災害復旧工法の標準パターン（3県統一事項）を定め、災害復旧にあたった。
- 担当者の声
 - ・当時を振り返ると被害の甚大さ、規模の大きさ、そして膨大な件数の報告とその確認に迫られる多忙な毎日だった。
 - ・初めて経験する地震災害査定を受ける上で従来と違う点は、目に見えない地下で被害が発生していることであった。見えるのは舗装にできたクラックやひび割れなどだけで、これらがどれくらい被害を表しているのかについて阪神・淡路大震災の例を参考に調査を実施した。
 - ・また、災害査定資料の収集や提案方法も、岡山県、鳥取県、島根県の3県統一基準資料によったが、被害額がどの程度か予想がつかなかった。

【20000425】道路改良事業（鳥取県）

- 県道3箇所、市道1箇所において、被害が激甚でしかも広範囲に渡っている道路について、この災害箇所と一連の効用を発揮するため未災箇所を含めて一定計画のもとに改良復旧することで、再度災害を防止する改良事業を実施することとした。

【20000426】港湾施設復旧（鳥取県）

- 港湾施設では負担法の対象とならない緑地施設の被害が境港で5箇所、また貨物の荷置きや一時仮置きのために使用する野積場等にも多数の被害が発生した。このため、境港では港湾緑地の復旧にあたっては、災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業により復旧を行うこととした。また、野積場等の復旧にあたっては公営企業災害復旧事業により復旧を行うこととした。

【20000427】自然公園の復旧（鳥取県）

- 被災施設のうち、東伯町内の中国自然歩道の被災箇所については、環境省復旧事業により平成12年度から13年度にかけて復旧。
- 奥日野県立自然公園については、日野町が鳥取県補助事業により平成13年度に復旧。

【20000428】商工業者の復旧対策（西伯町商工会）

- 被害状況確認に管内を巡回したが、被害が大きく件数、金額とも把握困難であった。震災等の被害に伴う損害税務対策と復興資金の相談を受け付ける体制づくりに着手し、税理士による雑損控除の集団指導手配。復旧支援のために写真と被害の記録を呼びかける案内をFAXと共に全避難所に配付。
- 以降、連日深夜まで連絡と案内で避難所回り等の対処を行った。また、「災害対策本部」を開設し、復旧相談として、運転資金、生産設備復旧資金、高齢者の住宅復旧資金借り入れ方法、悪質

業者の対策、保険申請の罹災証明、災害損害の税務等の相談を行った。

【20000429】アグリマイティー資金の利子補給（伯太町）

- 伯太町では、アグリマイティー資金（農業生産資金）借入れへの利子補給を実施した。
- 梨落下の被害を受けた農家が運転資金や設備修理（ビニールハウスや機械修理）のために借り入れの実施に伴う利子補給を町で実施した。
- また、農地被害については全域にわたり畦畔の陥没や田畑の亀裂が約300箇所発生した。農災補助事業は400千円以上の事業費となっており補助災害として取り扱いができなかった。そのため、町役場ではこれらの災害について、JAやすぎはくた支所と連携しながらアグリマイティー資金の申請により50%の補助と利子補給制度を採用した。

【20000430】農林業災害への対応（鳥取県）

- 被害規模：農林水産業関係の被害総額は141億円（最近の30年間では最大級）
- 被害の特徴：
 - ・大雨、台風の災害と異なり、家屋被害が甚大であったため、農家による農林地の点検が後回しになったこと、又、役場も県の機関も担当を越えてライフライン確保や食料供給に優先的に当たったため、農林業関係の被害状況の把握が非常に遅れた。
 - ・農地においては亀裂被害が多く、発見に手間取ったことも一因と考えられる。
- 災害対応面での課題
 - ・農地や水路、農道等は個人、水利組合、土地改良区が所有または管理者となっており、その災害復旧に当たっては所有者、管理者が市町村、県を通して国に申請する仕組みになっている。又、復旧事業の実施に当たっては一部受益者負担が伴う。
 - ・公共施設の災害復旧と異なり、農林業の災害対応は、この受益者申請主義によって被災状況の把握や災害復旧の時期が遅れる傾向にある。今回のように家屋被害等が甚大な時に、被害状況の把握や応急工事に迅速に対応できる応援体制を今後市町村と県出先機関との間で構築する必要性を感じた。
- 個人負担と災害査定
 - ・今回の鳥取県西部地震では災害復旧事業の申請漏れが多くあった。その原因としては、「申請主義」に加え、申請時に個人負担率（受益者負担率）が決まっていないという制度的な問題もあるように思われる。
 - ・補助率が決定するのは翌年の2月であり、市町村の職員の方も災害発生後に復旧事業を申請するかどうか判断する時期には「一体いくらかかるのか」ということを受託者に説明できないというシステム上の問題がある。
- このため、今回の災害においては、家屋の復旧費用のこともあり、農地、農業用施設については「申請漏れ」が相当あったものと思われる。
- また今回の災害においては亀裂被害が多かったこと、特にため池等では被害の程度が分かりにくかったため、災害の査定等も低かったように思う。
- 二次災害の対応
 - ・今回の鳥取県西部地震災害では、1)発見が遅れた、2)被害も分かりにくかった、3)災害復旧の申請漏れがあった、4)自力復旧が不十分、等の一般の大雨災害と異なる現象があるために余震や降雨による崩壊、陥没、漏水等の二次災害が多く発生している。この対策も非常に重要である。

【20000431】農地農業用施設等の復旧（鳥取県）

[農地農業用施設復旧計画]

- 県西部地域の被害が集中し、災害査定期間が年末までと決められているため、準備期間がわずかしかなかったため、県は市町村へ技術職員を派遣するとともに、土地改良事業団体連合会及びコンサルタント各社も、緊急の体制を整え、業界を挙げて市町村の要請にこたえた。

[林業関係復旧計画]

- 山地災害の本格的な復旧対策については、国庫補助の災害関連事業等により、早急に復旧計画を策定された。さらに、人家裏の小規模な崩壊をきめ細かく復旧するため、県単独治山事業の補助率の拡充、採択基準の緩和が図られた。
- 本震災は奥地の林道の被害が多かったため、林道災害に伴う住民への被害はほとんど無かったが、民家裏の土砂撤去工事のために通行する林道や、電気通信基地の管理に利用する林道の被災箇所は、緊急に応急仮工事が行われた。

事例コード | 200101

2001 年（平成 13 年） 芸予地震

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①発生日時

平成13年3月24日（土）15時27分頃

②震源地

安芸灘（北緯34.1度、東経132.7度）

③震源の深さ：46km

④規模：マグニチュード6.7

⑤各市町村の最大震度（震度6弱以上）

震度6弱：広島県河内町、大崎町、熊野町

震度5強：広島県川尻町、倉橋町、府中町、下蒲刈町、能美町、三原市、海田町、音戸町、安芸津町、豊浜町、豊町、向島町、大柿町、千代田町、豊栄町、本郷町、呉市、黒瀬町、山口県和木町、愛媛県今治市ほか

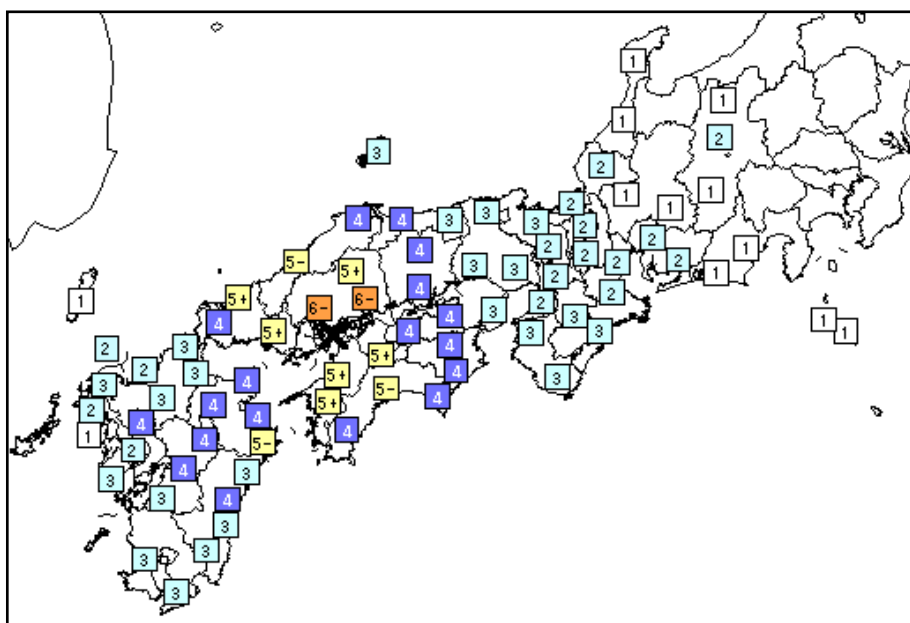


図1 芸予地震の震度分布図

(出典) 大阪管区気象台HP「平成13年芸予地震について」

⑥被害状況

芸予地震による主な被害状況（人的被害・住宅被害）は下表のとおりである。死者の50%、負傷者の67%、住宅被害（全壊）の93%が広島県に集中している。

被害の特徴として、一つには、擁壁・宅地の被害が多発した。たとえば、呉市などでの階段状の宅地における石垣崩壊による全壊被害の建物が多く発生した。二つ目には、降雨による二次災害防止のための避難勧告が呉市など5市町で発令され、呉市では最大217世帯507名（3月30日20時30分）が避難した。

表 1 芸予地震の主な被害状況

都道府県	人的被害（人）		住宅被害（棟）		
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
広島県	1	193	65	688	36,545
愛媛県	1	75	2	40	11,196
山口県	0	12	3	46	1,437
島根県	0	3	0	0	10
高知県	0	4	0	0	12
福岡県	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	6
岡山県	0	1	0	0	17
計	2	288	70	774	49,223

（出典）内閣府「平成13年芸予地震について（平成15年9月19日）」

（2）災害後の主な経過

- ・地震後の応急対策について、呉市は、地震発生直後の3月24日午後3時30分に「呉市災害対策本部」を設置すると同時に、災害危険地の二次災害防止のため、「呉市災害危険地対策本部」を設置し、実施した。
- ・また、復旧・復興対策については、4月13日に「呉市芸予地震災害復興本部」を設置し、被災住民の生活再建、生産活動の支援、土木・農林水産施設などの本格的な復旧などに取り組んだ。

表 2 災害後の主な経過（広島県呉市の取組状況）

年	月日	項目
平成13年	3月24日	15:27 地震発生（震度5強）
		15:30 「呉市災害対策本部」設置（本部長：呉市長）
		15:30 「呉市消防局警防本部」設置
		17:10 県知事に自衛隊の派遣要請（給水等）
		22:00 第1回災害対策本部会議開催
	3月28日	「呉市災害危険地対策本部」設置（災害危険地の二次災害防止対策検討）
	3月29日	災害救助法の適用決定
	4月2日	「被災者生活再建支援法」の適用決定
	4月5日	り災証明書発行開始
		個人市民税、固定資産税減免対象調査開始
		災害見舞金、災害援護資金貸付金、被災者再建支援制度、国民健康保健及び介護保険料の減免の受付開始
	4月13日	「呉市災害対策本部」廃止
		「呉市芸予地震災害復興本部」設置
	4月24日	「災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業」に特例措置を設ける方針を国土交通省が発表
5月8日	急傾斜地崩壊対策事業（県費補助）の特例措置の実施・住宅金融公庫宅地防災工事資金融資への利子補給制度の創設・危険住宅の除去費用に対する補助制度の創設を県が発表	
5月17日	第4回呉市災害危険地対策本部会議開催	

【参考文献】

- 1) 東京大学地震研究所ホームページ『平成13年芸予地震の震度分布』。
- 2) 内閣府『平成13年芸予地震について』平成15年9月。
- 3) 呉市『平成13年芸予地震 呉市の被害と復興への記録』平成14年7月。

2. 災害復興施策事例の索引表

200101	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握	●→	●→ 【20010101, p223】 ●→ 【20010102, p223】	●→ 【20010103, p223】 ●→ 【20010104, p223】 ●→ 【20010105, p224】	
施策2：がれき等の処理				
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		●→ 【20010106, p224】 ●→ 【20010107, p224】		
施策2：復興計画の作成		●→ 【20010108, p225】		
施策3：広報・相談対応の実施				
施策4：金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保				
施策2：恒久住宅の供給・再建		●→ 【20010109, p225】 ●→ 【20010110, p225】	●→ ●→	
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援				
施策5：公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧				
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備				
施策3：都市基盤施設の復興				
施策4：文化の再生		●→ 【20010111, p226】	●→	
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談				
施策2：中小企業の再建				
施策3：農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

【20010101】被害調査への取組み（広島市）

- ・被害調査は専門家と消防が協力して実施。
- ・芸予地震の当時は明確に基準がなく職員には「阪神の時の基準を参考に判断」するよう伝えた。
- ・損害保険会社や簡易保険などそれぞれが独自に判定していた。損害保険会社は被害認定の基準が緩く「全壊」が多かった。損害保険の判定により被災者は「全壊」と思っても、行政からは「半壊」と判断される場合もあり、トラブルが生じたこともあった。
- ・半壊と一部損壊については、支援が大きく異なるため、一部損壊と判断された被災者からの苦情が多く、何度も再調査を行った。
- ・被害調査だけでも、被害概況把握の調査、救助法適用に向けた調査、り災台帳作成のための調査等、目的により複数の被害調査を実施した。
- ・応急危険度判定は住民からの要望により実施したが、その都度、職員が説明をするため、特に混乱はなかった。

【20010102】被害調査への取組み（呉市）

○被害調査

- ・被災の翌日（3月25日）から消防局が被害調査を開始した。
- ・消防局の調査は、件数が多いため目視で判断した。そのため、基礎の石垣が崩れていないが傾いた等の被害は当初把握することができなかった。
- ・全壊、半壊の判断基準がないため、判断に時間がかかり何度も再調査を実施した。全壊戸数の最終確定に1週間以上かかった。
- ・再調査も消防局が担当した。建築士の資格のある職員が同行した場合もあった。
- ・り災証明の発行については、全被災戸数の確定の前であったが4月5日から開始した。納税課が担当した。

○応急危険度判定

- ・応急危険度判定についても、被災の翌日から建築指導課が調査を開始した。
- ・応急危険度判定士の資格を持つ職員を中心に、場合によっては建築士に同行してもらい調査を実施した。

○宅地危険度判定

- ・土木関連の職員が調査を担当した。人数不足のため、土木の経験があれば、異動して別な部署にいる職員も動員した。
- ・急傾斜地に宅地が密集している呉市の宅地事情を考慮した場合、専門家による正式な基準による判定を実施すると、地震の被害の有無にかかわらずほとんどの地区が危険と判定されてしまう。そのため、ある程度事情を把握している職員で対応した。
- ・現場に行った際に住民から相談を受ける場合もあった。回答できる範囲についてはその場で対応し、必要に応じて担当部署の紹介などを実施した。

【20010103】災害救助法の適用の調査（広島県）

- ・災害救助法適用の判断は県が実施するが被害の判断が難しかった。
- ・例えば、島しょ部は、水道を本土から送っているが、断水が適用の範囲になるかの判断に時間がかかり、適用に29日までかかった。
- ・適用に必要な調査は市町村が実施した。市町村の場合は、主に調査の中心が消防になる。しかし、消防は人命救助などが主要な任務となるため、被害調査の実施が遅れてしまう。
- ・呉市の例でみると、市が最初に提出する被災状況は、戸数で報告するため、世帯数までは分からなかった。報告を市から受け、県が1戸あたりの世帯数の確認をした。世帯数の確認のデータは市から提供された。
- ・明らかに被害が大きければ認定に時間はかからないが、呉市の場合のように、急傾斜地の被害の判断に時間がかかったり、被害自体が被災者生活再建支援法の適用範囲を多少超える程度の場合には、適用の判断に時間がかかってしまう。

【20010104】視察への対応状況・意見（広島県）

- ・国会議員や中央省庁からの視察について県は、危機管理室が対応した。呉市など、被災地の市町村からも担当者が来て対応していた。
- ・急いで最新の資料を用意したり、要望書も作成しなければならない。各課の要望書のとりまとめ

は財政課が担当した。

- ・視察は急に来る。しかし、必ず来ることは分かっているのだから、基本となる書式や、どのような情報を報告するべきかについて事前に検討しておく必要がある。

【20010105】視察への対応（呉市）

- ・国会議員等の視察窓口は企画課が担当し、必要に応じ担当部署の職員を集めて対応した。
- ・国会議員が個人で視察に来る場合は、突然連絡が来ることが多く、災害対策特別委員会等の視察など団体で来る場合よりも、対応に苦勞した。
- ・本省の職員が調査のために数日滞在するような場合も、そちらに担当者を割り振らなければならなかったために苦勞した。

【20010106】災害危険地対策本部（呉市）

- 二次災害が発生する恐れのある危険区域の早急対応に向け、災害対応の実践機関間の意思疎通を図り迅速な対応策の検討を実施するために、「災害危険地対策本部」を設置した。
- 新しい要綱を検討することは、一つの部署ではできないが、関係機関の部長、理事クラスが集まって検討することで早期決定が可能となった。
- 災対本部会議となると、市長は陳情など対外的な活動で不在なことが多いため、このような組織を作ったことでスムーズに意思決定ができた。

【20010107】復旧・復興体制の構築（呉市）

- ・呉市では、地震から約3週間が経過し、緊急の課題であった被災住民の生活再建、生産活動の支援、土木・農林水産施設などの本格的な復旧などに取り組むため、市長を本部長とする「呉市芸予地震災害復興本部」を4月13日に設置した。
- ・復興本部は、市長を本部長とし、助役を副本部長とし、下表に掲げる職にある者をもって組織された。また、災害復興本部及び事務局の庶務は、総務部総務課で処理することとした。
- ・復興本部では、各部署で取り組んでいる災害応急対策や災害復旧対策を進める上での問題点や各種情報を共有し、市全体の業務を把握することにより、市民への対応や復興対策を円滑に進めることとした。

表 災害復興本部の組織表

所属	職名	
	本部員	事務局員
(本部長)	市長	-
(副本部長)	助役	
(副本部長)	助役	
	収入役	会計課長
水道局	水道企業管理者	水道局業務部次長
交通局	交通企業管理者	交通局副参事
教育委員会	教育長	教育委員会教育総務部次長
消防局	消防長	消防局総務課長
	理事	
総務部	総務部長	総務部長
		総務部次長
		総務部参事補
企画部	企画部長	企画部次長
広域行政推進室	広域行政推進室長	広域行政推進室主幹
財務部	財務部長	財務部次長
市民部	市民部長	市民部次長
福祉保健部	福祉保健部長	福祉保健部次長
環境部	環境部長	環境部次長
経済部	経済部長	経済部次長
建設管理部	建設管理部長	建設管理部次長
都市政策部	都市政策部長	都市政策部次長
土木建設部	土木建設部長	土木建設部次長
港湾部	港湾部長	港湾部次長
下水道部	下水道部長	下水道部次長
都市交通推進室	都市交通推進室長	都市交通推進室次長

(備考) この表に掲げる次長、参事補及び主幹の職に二人以上の者が就いている場合には、災害対策を担当する者をもって事務局員とする。

【20010108】復旧・復興計画の策定（呉市）

- ・今回の災害において復興計画は策定されていない。
- ・但し、災害復興本部における下記業務の内（「呉市芸予地震災害復興本部設置要綱」第2条）、とくに(1)の災害復旧については、現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施することとされているため（「呉市地域防災計画」第4章災害復旧計画）、それぞれの所管部署では復旧計画に基づき事業を実施することになる。
 - (1) 土木・農林水産その他の施設の災害復旧に関する事。
 - (2) 被災住民の生活再建・生産活動の支援に関する事。
 - (3) その他災害復興及び災害対策の調整に関する事。

【20010109】住宅金融公庫の利子一括補給（広島県）

○実施の経緯

- ・被災者が早急に再建をするには、一括補給を実施することが効果的であると判断し、今回の災害のみの特例として実施した。
- ・被災者への周知や申し込み手続きは市町村が対応した。

表 住宅金融公庫の利子補給制度等の利用推移

[単位：件、千円] 平成15年1月16日現在

	被災住宅再建利子補給					被災住宅再建資金量付			
	利用 件数	利用内訳		利子補給補助基本額		利用 件数	貸付内訳		貸付 補助基本額
		建設	補修	建設	補修		建設	補修	
6月	4	1	3	3,052	1,243	0			
7月	64	18	46	47,013	11,331	2	2		2,586
8月	54	9	45	27,286	14,196	4	4		5,172
9月	56	14	42	47,558	13,105	1	1		1,293
10月	43	6	37	17,885	16,256	7	7		9,051
11月	37	8	29	32,287	11,968	8	8		10,344
12月	70	21	49	64,107	17,642	8	8		10,086
1月	33	12	21	44,779	8,963	3	3		3,879
2月	51	19	32	63,317	14,605	8	8		8,715
3月	27	10	17	37,990	8,107	4	4		5,172
4月	13	7	6	26,596	3,073	9	9		9,853
5月	28	16	12	84,051	6,973	6	6		7,681
6月	19	12	7	46,769	5,764	3	3		3,414
7月	16	11	5	49,763	1,605	7	7		9,051
8月	13	8	5	35,883	2,859	2	2		2,586
9月	19	14	5	59,710	2,817	4	4		5,172
10月	22	16	6	69,406	5,983	3	3		3,879
11月	14	12	2	52,724	1,200	4	4		4,836
12月	27	12	15	59,849	5,998	2	2		2,586
計	610	226	384	870,025	153,688	85	85	0	105,356
※利子補給1件当たり平均				建設	3,850	千円			
				補修	400	千円			

【20010110】崖崩れ対応（呉市）

- ・民間擁壁については、基本的には被災者が各自で対応していたが、被害が大きいところについては、災関緊急特例事業で対応した。（次頁参照）
 - ・その他、がけ地近接等危険住宅移転事業については、通常78万円の補助金に新たに122万円を上積みし、計200万円を補助した。上積み分については県と市が1/2ずつ負担した。
- 災関緊急事業
- ・事業の主体は県であるため、市は事業開始前までの被害の把握、事業の説明、土地所有者の所在確認等を実施。また、土地所有者との用地折衝も市が対応した。
 - ・対象となった土地は呉市に提供することになり、従前居住者には呉市が市営住宅を提供した。
 - ・個人の財産権の問題や、単なる用地折衝と異なり被災者でもあることを配慮して対応しなければならなかったため、どこまで介入するかが難しかった。
 - ・災関事業は平成13年度までであり、平成14年度は市の事業として実施（平成14年度限り）。

表 芸予地震に係る災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の採択基準に関する特例措置

現行	特例措置（今回）	（参考）阪神・淡路大震災に係わる特例
<p>○該当年発生風水害、震災等により、急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により拡大するおそれがあり、原則として当該年度に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの</p> <p>1 急傾斜地の高さ10m（人家等に実際の被害があったものについては5m以上であること</p> <p>2 移転適地がないこと</p> <p>3 人家おおむね5戸（公共的建物を含む。）以上、又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>4 事業費が1,500万円以上であること</p>	<p>○平成13年発生芸予地震により、急傾斜（擁壁等これに類するものを含む。以下同じ。）に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により拡大するおそれがあり、原則として当該年度に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの。</p> <p>1 急傾斜地の高さが10m（人家等に実際の被害があったものについては5m、人家等に実際の被害があり、かつ、周辺住民に二次的被害を生じるおそれがあるものについては3m）以上であること</p> <p>（削除）</p> <p>2 同左</p> <p>3 移転により住宅地として復旧されない高所であり、河川・水路（排水施設を含む。）、道路（迂回路のない連続路等を含む。）、鉄道、公園・縁地その他の公共空地、水道施設、電気・ガス供給施設、市町村地域防災計画に位置付けられている避難路又は避難場所等の公共施設等に著しい被害を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>4 同左</p>	<p>○平成7年発生兵庫県南部地震により急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により拡大するおそれがあり、原則として当該年度に施行を必要とするもので次の各項に該当するもの</p> <p>1 急傾斜地の高さが10m（人家等に実際に被害があったものについては5m、文、更に周辺住民に二次的被害を生じるおそれがあるものについては3m）以上であること</p> <p>2 移転適地がないこと</p> <p>3 同左</p> <p>4 河川・水路（排水施設を含む）、道路（迂回路のない連絡道等を含む）、最道、公園緑地その他の公共空地、水道施設、電気・ガス公共施設、市町村地域防災計画に位置付けられている避難路又は避難場所等の公共施設等に著しい被害を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>5 事業費が600万円以上</p>

【20010111】文化財の復興への取り組み（広島県）

- 被害があった物の補修については、平常時からある文化財の補修の制度を適用した（所有者に対し、県から1/2、残りを市町村が費用負担する）。
- 補修等で重要なのは、文化財の価値を損なわないようにすることであり、他の被害対応と異なり、単純に急いで修復することは適切でない。技師や専門家に確認してもらいながら、連携して取り組んでいく必要がある。
- 被災時は、文化財だけではなくその所有者の建物のほうに被害が発生するケースが多いため、所有者からの報告が後回しになりかねない。所有者、地元の教育委員会、県との連携を密にしておく必要がある。

事例コード | 200102

2001 年（平成 13 年） 高知県西南豪雨災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成 13 年 9 月 6 日未明から、西日本上空に停滞していた秋雨前線に向かって、日本の東海上にある太平洋高気圧のふちを回り暖気流と、後に台風 16 号となる熱帯低気圧が流れ込んだ結果、「湿舌」と呼ばれる現象が起こり、高知県に非常に狭い範囲に短間で集中豪雨をもたらした。

県西南部の土佐清水市、大月町、宿毛市、三原村では中小河川が一気に氾濫した。山間部では大雨で地盤が緩み、沢沿いの斜面が崩壊して大量の土砂や倒木が流れ下る「沢抜け」と呼ばれる現象があちこちで発生した。



写真1 土佐清水市宗呂川 河川氾濫

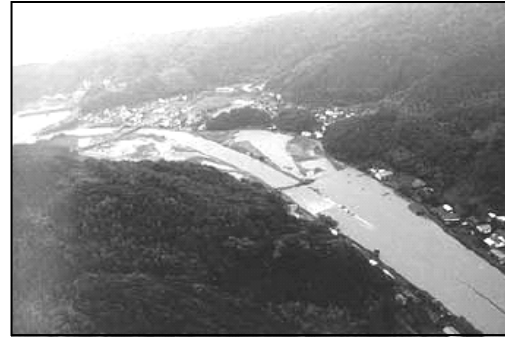


写真2 土佐清水市 貝ノ川川 河川氾濫

(出典) 高知県土木部防災砂防課・高知県土佐清水土木事務所・高知県宿毛土木事務所『平成 13 年 9 月高知県西南部豪雨における災害対策について』。

①被害状況

最も被害が大きかったのは、土佐清水市の宗呂川流域で、宗呂川の下流域では、氾濫で地区全体が水没した。この災害で、死者・行方不明者はなかったものの、土佐清水市と大月町で重軽傷者が 5 人発生、土佐清水市では橋の崩壊により 8 つの地区が孤立状態になった。

また、総被害は施設 667 箇所、被災総延長 39,034m、被害金額は 101 億 5,848 万円に上った。

表 1 高知県西南豪雨災害の主な被害状況 (平成 13 年 12 月 26 日作成)

人的被害	住家被害	非住家被害
<ul style="list-style-type: none"> ・死者 0 名 ・重軽傷者 5 名 (土佐清水市 2、大月町 3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅全壊 25 棟 (土佐清水市 18、大月町 7) ・住宅半壊 265 棟 (土佐清水市 214、大月町 51) ・家屋一部破損 10 棟 ((土佐清水市 5、大月町 5) ・床上浸水 264 棟 (土佐清水市 94、大月町 149、宿毛町 20、三原村 1) ・床下浸水 540 棟 (土佐清水市 201、大月町 240、宿毛町 79、三原村 19、中村市 1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設 1 棟 (土佐清水市 1) ・その他 67 棟 (土佐清水市 48、大月町 18、中村市 1)

②主な災害箇所 (土佐清水市)

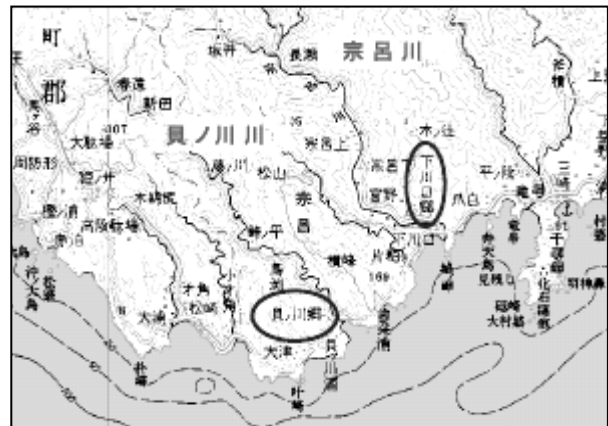


図 1 主な災害箇所 (土佐清水市 下川口郷地区・貝ノ川郷地区)

(出典) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所『災害から明日を築くー土砂災害地域復興の教訓集ー』平成 20 年 2 月。

(2) 災害後の主な経過

- ・土佐清水市では、午前6時10分、下川口地区、続いて加久見新町、三崎浦地区に避難勧告を出した。また、午前6時51分、県に対し自衛隊の災害派遣要請の連絡を行った。
- ・高知県は、土佐清水市からの要請を受け自衛隊に対し災害派遣要請を行うとともに、高知県災害対策本部を設置した。
- ・9月26日～翌年2月28日まで、高知県が中心となり、「平成13年高知県西南部豪雨災害検討会」が行われ、復旧計画が作成された。




表2 災害後の主な経過（高知県、土佐清水市の取組状況）

年	月日	項目
平成13年	9月6日	未明から早朝にかけての豪雨により、各河川の上流域で山腹崩壊や沢抜けが多発、土石流が発生
		6:10 土佐清水市に避難勧告 下川口地区(298世帯)、続いて加久見新町三崎浦地区に避難勧告
		6:51 土佐清水市 自衛隊の出動を県へ要請
		7:30 土佐清水市の要請を受け、県から自衛隊へ派遣要請 高知県災害対策本部設置
		11:00 土佐清水市、災害救助法適用
	9月7日	11:30 土佐清水市、避難勧告すべて解除
		15:00 土佐清水市孤立地区(9地区227世帯526人)
		21:40 土佐清水市孤立地区(139世帯322人)
	9月8日	県職員20名、災害ゴミ処理等のため土佐清水市に向かう 土佐清水市の自衛隊災害派遣終了
		高知県知事、総務部長、土木部長が現地調査のため土佐清水市着
	9月26日	平成13年高知県西南部豪雨災害検討会 第1回検討会
	10月26日～ 11月4日	住民との意見交換
平成13年～ 15年	宗呂川、貝ノ川川において、河川等災害関連事業実施	
平成13年～ 17年	宗呂川において河川激甚災害対策特別緊急事業実施	
平成14年	2月28日	平成13年高知県西南部豪雨災害検討会 第5回検討会

【参考文献】

- 1) 高知県土木部防災砂防課・高知県土佐清水土木事務所・高知県宿毛土木事務所『平成13年9月高知県西南部豪雨における災害対策について』。
- 2) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所『災害から明日を築くー土砂災害地域復興の教訓集ー』平成20年2月。
- 3) 国土交通省河川局『災害列島2001情報の提供と活用』平成14年5月。

2. 災害復興施策事例の索引表

200102	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握			【20010201, p231】	
施策2：がれき等の処理				
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備			【20010202, p231】	
施策2：復興計画の作成			【20010203, p231】	
施策3：広報・相談対応の実施				
施策4：金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保				
施策2：恒久住宅の供給・再建				
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援				
施策5：公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧				
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備				
施策3：都市基盤施設の復興				
施策4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談				
施策2：中小企業の再建				
施策3：農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

【20010201】新基準・運用指針による被害調査（土佐清水市）

- ・当初、市職員による被害調査を実施し、床上浸水戸数などを把握した。その後、土佐清水市では、被害認定について高知県に問いあわせて被害認定指針を入手し、二次調査として床上浸水のあった家屋について調査することとした。
- ・しかし、市の職員では対応が難しいことから、県が実施した平成13年の新基準による被害認定講習を受講していた建築士会に調査協力を依頼し、約20名の建築士の派遣を受けて、建築士1名＋職員1名が1組となって3日間調査を行った。
- ・その結果、土砂の流入も多かったことから室内の損傷が大きく、一次調査の全半壊7戸に対して、二次調査の結果は、全半壊232戸と大幅に被害戸数が増えている。

表 一次調査・二次調査による住家被害

[単位：戸]

	全壊	半壊	一部損傷	床上浸水	床下浸水
一次調査結果	2	5	5	294	208
二次調査結果	18	214	—	93	—

【20010202】復旧・復興体制の構築（高知県）

- ・高知県が中心となり、国・県・市町村の河川・道路等の管理者や学識経験者を集めて「平成13年度9月高知県西南豪雨災害検討会」を設置し、復旧計画を立案した。
- ・検討会では住民との意見交換会を実施し、住民の意見を反映した改修手法のまとめを行った。

【参考文献】

- 1) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所『災害から明日を築く－土砂災害地域復興の教訓集－』平成20年2月。

【20010203】復旧・復興計画の策定（高知県）

- ・本災害では、全体的な復旧・復興計画は立案されていないが「平成13年9月高知県西南豪雨災害検討会」では、高知県西南豪雨により被災した土佐清水市、宿毛市、大月町の河川、砂防、道路災害の地域集落の形態を考慮した復旧方針、復旧方法、計画規模および今後の防災対策などを検討している。復旧計画は、平成13年度から平成16年度を目標に実施された。

以下に、検討項目を記述する。

- ①地域の集落形態を考慮した河川改修の計画規模・計画規模に応じた河川改修方法や横断工作物（堰・端）のあり方・溪流に堆積した土砂・流木の対策・孤立集落の発生しない災害に強い道路ネットワークづくり
 - ②河川、砂防、道路の連携による復旧方法
 - ③被災流量と復旧規模流量の差を補う防災対策
 - ④緊急時の避難誘導體制
- 災害対応と体制づくり
- ・土佐清水市では、災害査定をのための資料作りを県の技術公社に一括委託をした。
 - ・高知県の災害復旧組織対応は、平成9年に被災経験のある高知市等にヒアリングを行い、災害復旧事業を優先し、計画的に行われる一般の改良事業等の実施を極力遅らせる方針をとった。
 - ・平成13年の災害当時、土木関係の職員は3人であり、復旧事業を実施するため平成14年1～3月は四万十川市より1名、4月には県より2名、市内部で1名増員して、計6人で対応した。
- 主な復旧・復興事業
- ・がけ崩れ住宅防災対策事業
 - ・宗呂川：河川激甚災害対策特別緊急事業、河川等災害関連事業、砂防激甚災害対策特別緊急事業、災害関連緊急砂防事業
 - ・貝ノ川川：河川等災害関連事業、砂防激甚災害対策特別緊急事業
 - ・公共土木施設災害復旧事業（一定災）
 - ・河川災害復旧助成事業
 - ・河川等災害関連事業
 - ・中小河川改修事業
 - ・災害関連緊急砂防事業

- ・災害関連緊急地すべり防止事業
- ・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業
- 復興事業等の被災者支援
- ・被災者の中には、義援金を受け取らない人もおり、残った義援金については、社会福祉協議会がボランティア基金を設立した。
- ・市として、被災者個人への財政的な支援は行っていないが、援護資金の貸付や住民税の一部免除等の公的な支援は実施した。
- ・平成13年9月高知県災害の出水によって、減免措置の条例を作った。

【参考文献】

- 1) 高知県土木部防災砂防課・高知県土佐清水土木事務所・高知県宿毛土木事務所『平成13年9月高知県西南部豪雨における災害対策について』。
- 2) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所『災害から明日を築くー土砂災害地域復興の教訓集ー』平成20年2月。